

令和5年度
川口市包括外部監査結果報告書

令和6年3月
川口市包括外部監査人
公認会計士 久保 直生

目 次

第1章	包括外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
3.	監査対象年度	1
4.	監査対象部局	1
5.	監査の実施期間	1
6.	包括外部監査人及び補助者	1
7.	特定の事件を選定した理由	2
8.	外部監査の方法	3
9.	表示数値	3
10.	年号の表記	3
11.	利害関係	3
第2章	子ども・子育て支援事業（補助金等交付事業を除く。）の 財務及び事務の執行について	4
1.	川口市の子ども・子育て支援事業の概要	4
2.	組織及び職員の状況について	6
3.	子ども部直近3年度の事業別歳出予算・決算額	9
4.	おやこの遊びひろば事業（子育て支援課）	15
5.	ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援課）	22
6.	母子父子寡婦福祉資金貸付事業（子育て支援課）	27
7.	病児・病後児保育事業（子育て支援課）	31
8.	赤ちゃんにっこり応援金事業（子育て支援課）	35
9.	児童虐待防止対策事業（子育て相談課）	36
10.	発達相談支援事業（子育て相談課）	40
11.	保育所運営事業（保育運営課・保育幼稚園課）	44
12.	保育所指定管理者候補者選定事業（保育運営課）	82
13.	保育所等の保育支援指導事業（保育運営課）	87
14.	保育料管理業務事業（保育幼稚園課）	91
15.	待機児童対策事業（子ども総務課・保育幼稚園課）	98
16.	青少年関連施設の管理について（青少年対策室）	101
17.	子どもの生活・学習支援事業（青少年対策室）	105
18.	児童センター・こども館の運営事業（青少年対策室）	111

第3章	川口市立高等学校の財務及び事務の執行について	116
1.	川口市立高等学校の概要	116
2.	川口市立高等学校の沿革	117
3.	川口市立高等学校将来構想（中・長期ビジョン）	119
4.	教職員数及び生徒数	119
5.	川口市立高等学校決算の状況	123
6.	行政コストの試算について	130
7.	校舎の概要及び施設整備事業	132
8.	第1校地・第2校地及び旧県陽高等学校の利用状況について	135
9.	学校図書館の管理について	141
10.	教員の労務管理について	146
11.	備品管理について	149
12.	契約管理について	152
13.	資金管理について	155
14.	川口市立高等学校教育支援基金の管理について	164
15.	附属中学校について	169

令和5年度 川口市包括外部監査結果報告書

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）

子ども・子育て支援事業（補助金等交付事業を除く。）及び川口市立高等学校の財務及び事務の執行について

3. 監査対象年度

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

4. 監査対象部局

子ども部子ども総務課、子育て支援課、子育て相談課、保育運営課、保育幼稚園課、青少年対策室

学校教育部川口市立高等学校

5. 監査の実施期間

令和5年5月25日から令和6年3月6日まで

6. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

資格等	氏名
公認会計士	久保直生

(2) 補助者

資格等	氏名
公認会計士	西片真由美
公認会計士	藤原康弘
公認会計士	柴田英樹
公認会計士	牧江真弥
税理士	新倉美千子

7. 特定の事件を選定した理由

川口市は、令和3年度から令和7年度までに実行すべき後期基本計画を策定し、同計画において「健やかな子育て・子育て環境づくり」、「子どもがのびのび学べる環境づくり」、「子どもの成長をサポートする基盤づくり」など子ども・子育ての支援や教育に関する事業を政策目標として掲げている。子育て支援事業としては、子育てサポートプラザ事業、おやこの遊びひろば事業、ファミリー・サポート・センター事業及び病児・病後児保育事業等多岐に亘る事業を展開しており、いずれも将来の川口市の人財を生み出すべく重要な施策であり、これらの事業が基本計画に則り遂行されていることを確認することは意義がある。令和5年度は、当該基本計画期間が2年を経過し折り返し点を迎えており、子ども・子育て事業に関して過去2年間の事業の状況を財務及び事務執行の観点からも確認することは時宜を得たものとする。令和5年4月には、政府に「こども家庭庁」が創設され、同年5月には、保育所における多数の不適切保育の実態が調査報告されており、川口市においても、政府の施策と相まって、不適切保育の防止の対策の構築は、前述した基本計画における保育環境の充実の観点からも肝要であり、その状況を確認するためにも監査テーマとすることは有用であるとする。

また、小学校就学後においても、小学校・中学校教育の充実、高等学校教育の充実等学校の教育力向上を政策目標に掲げており、教育に関する事業も川口市における重点施策のひとつであることから監査対象とすることは有用と考えるが、令和5年度においては、川口市立高等学校を監査対象とする。同校は、平成30年4月に川口総合高等学校、川口高等学校、県陽高等学校の3校を統合・再編して開校しており、令和5年度で5年を経過したことから、再編・統合後の事業が、平成23年1月に答申された「市立高等学校の今後の在り方について」に示された再編・統合の目的の趣旨に適してなされているかを確認するためにも同校の財務及び事務の執行について監査の対象としたとすることは時宜を得たものとする。なお、令和3年4月には、同校に附属中学校を併設しており、その成果を確認するためにも監査対象とすることは時宜を得ており有用と考える。

上記の観点から、令和5年度の川口市の包括外部監査については、子ども・子育て支援事業（補助金等交付事業を除く。）及び川口市立高等学校の財務及び事務の執行が効果的・効率的に実施されているかを確認することが有用かつ市民の利益に資すると考えられることから監査テーマとして選定した。

8. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

子ども・子育て支援事業（補助金等交付事業を除く。）及び川口市立高等学校の財務及び事務の執行について、経済性、効率性、有効性、関係法令等への準拠性を中心に監査を実施した。

(2) 主な監査手続

関係法令・条例・規則、予算書、歳入歳出決算書、事業に関する各種管理資料その他必要書類の閲覧・分析、証憑との突合、関係者からのヒアリング、現場視察、その他必要と認めた監査手続を実施した。

9. 表示数値

本報告書の表示単位と数値（公表されている資料等を使用している場合を除く。）は、表示単位未満の金額は、原則として四捨五入、また、%の場合には、小数点以下第2位を四捨五入している。

なお、報告書の中の表は、端数処理の関係で、総額と内訳の合計とが一致しない場合がある。

10. 年号の表記

年号の表記については、原則として元号によっているが、市が作成した資料が西暦によっており、本報告書においてそれを引用している部分については、西暦による表記の箇所がある。

11. 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定に定める利害関係はない。

第2章 子ども・子育て支援事業（補助金等交付事業を除く。）の財務及び事務の執行について

1. 川口市の子ども・子育て支援事業の概要

(1) 概要

川口市では、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度から令和元年度（平成31年度）までの5年間の計画期間とする「川口市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定している。さらに、平成29年度には中間見直しを行い、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応し、総合的かつ計画的に子育て支援の充実を図ってきている。令和元年度に、第1期計画の完了を迎えたことから、社会動向を念頭に置きながら、第1期計画の実績、施策推進の課題を整理し、幼児教育・保育の無償化という新しい制度の下、一人ひとりの子どもが健やかに成長することのできる社会形成をさらに進めるため、「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定している。

第2期計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とし、計画期間中に大幅な法制度の改正や社会状況の大きな変化が生じた場合、必要に応じて計画を見直すこととしており、令和4年の児童福祉法改正や新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変容などを踏まえ、令和5年3月に見直しを行っている。

計画の変遷を表1に、体系については、計画の基本的な考え方の中で、表2のとおり示されている。

表1 【子ども・子育てに関連する計画の期間】

	平成 17 年度 ～平成 21 年度	平成 22 年度 ～平成 26 年度	平成 27 年度 ～令和元年度	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度
次世代育成支援行動 計画（前期）	▶			
次世代育成支援行動 計画（後期）		▶		
子ども・子育て 支援事業計画			▶ 第1期計画	
第2期子ども・ 子育て支援事業計画				▶ 第2期計画

表2 ◇計画の体系

基本理念	みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち
------	---------------------------------

目標	施策の方向性	施策
目標1 すべての家庭の安心で楽しい「子育て」のために【家庭支援】	(1)子育てと就労を安心して両立できる環境づくり	①子育てと就労を安心して両立できる保育環境の充実
		②保育の質を高める取り組みの推進
	(2)すべての家庭が楽しく子育てをするための支援の充実	①子育ての喜びを支える相談支援の充実(育児不安の軽減)
②子育てに関する学習と地域とつながる機会の充実		
③子育て家庭の経済的支援		
目標2 すべての子どもの健やかな夢のある「子育て」のために【子ども支援】	(1)心身の健やかな成長の支援	①子どもと保護者の健康の確保・増進
		②食育の推進
		③ヤングケアラーへの支援の充実
	(2)個性を伸ばす教育と次世代育成	①子どもの居場所づくりの拡充
②日本語学習の支援		
目標3 すべての市民が参加する子育て・子育てにやさしい「まちづくり」のために【子育て環境づくり】	(1)子育て・子育て参加の意識啓発と実践	①市民が応援する子育て・子育ての環境づくり
		②児童虐待防止対策の強化
	(2)様々な状況にある子育て家庭への支援	①子育て家庭の状況に応じた支援
		②子どもの発達を支援する取り組み
		③障害児への支援の充実

重点項目	①認定こども園への移行促進 ②公立保育所のあり方の検討 ③子ども家庭総合支援拠点の整備 ④放課後児童対策の推進(新・放課後子ども総合プラン) ⑤ヤングケアラーへの支援の充実
------	--

(2) 川口市の子どもの数の推移

川口市の直近5年度の0歳から5歳までの子どもの人数の推移は次のとおりである。

各年度4月1日現在の子ども的人数 (単位:人)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
男	15,599	15,342	15,163	14,355	13,660	13,108
女	15,062	14,808	14,494	13,826	13,148	12,622
合計	30,661	30,150	29,657	28,181	26,808	25,730

各年度4月1日現在の外国人の子ども的人数 (単位:人)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
男	1,436	1,429	1,537	1,350	1,277	1,300
女	1,357	1,382	1,446	1,270	1,267	1,237
合計	2,793	2,811	2,983	2,620	2,544	2,537

0歳から5歳までの子ども的人数は、平成30年度以降、減少傾向にあり、平成30年度の男女合計30,661人から、令和5年度の25,730人と4,931人(16.1%)減少している。一方、外国人の子ども的人数は、平成30年度から令和2年度までは、増加していたが、その後減少に転じている。その結果、令和5年度における子ども数全体に占める外国人の子ども数の割合は、9.9%となっており、約10人に1人が外国人の子どもとなっている。

(意見1-1) 外国人の子どもに対する子育て支援サービスの提供

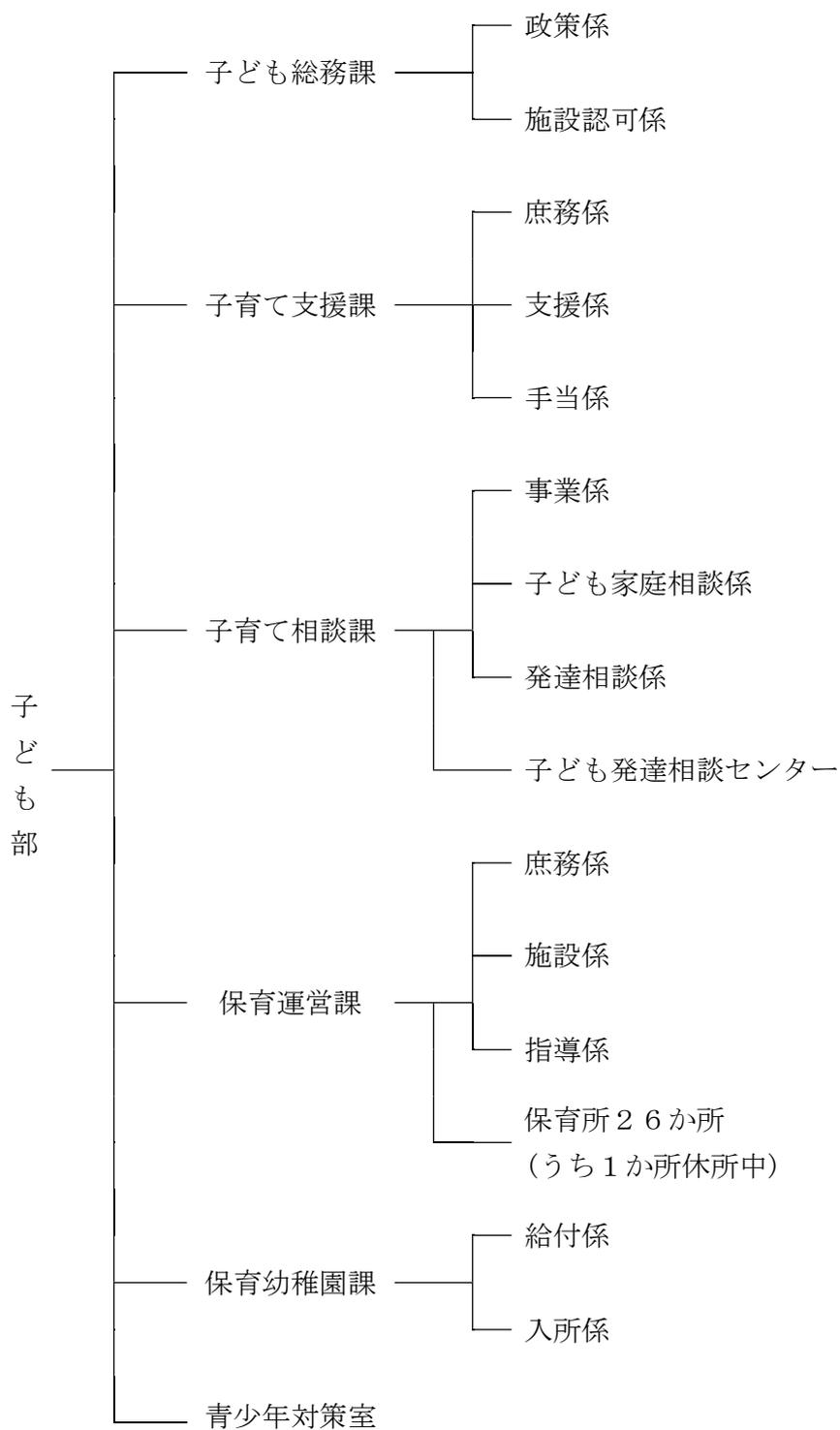
川口市においては、令和5年4月1日現在の子ども数に占める外国人の子ども数の割合が9.9%となっており、約10人に1人が外国人の子どもとなっている。市における各種の子育て支援事業について、外国人の子ども数の利用が増えることが想定されることから、利用の実態を確認し、必要に応じて、子育て支援事業のサービス内容を外国人にも分かりやすく周知することが望まれる。

2. 組織及び職員の状況について

(1) 子ども部の組織の状況

川口市における子ども・子育て支援事業は、主として子ども部で行われている。子ども部の組織図は以下のとおりである。

子ども部組織図



(2) 子ども部各課業務内容

課名	業務内容
子ども総務課	(1) 部内の連絡調整に関する事。 (2) 子どもの福祉に係る施策の調査研究及び企画調整に関する事。 (3) 児童福祉施設の設置認可に関する事。 (4) 認可外保育施設の届出に関する事。
子育て支援課	(1) 子育て支援に関する事。 (2) ひとり親家庭等の福祉に関する事。 (3) 子ども医療費に関する事。 (4) ひとり親家庭等医療費に関する事。 (5) 児童手当及び児童扶養手当に関する事。
子育て相談課	(1) 家庭児童相談に関する事。 (2) 発達支援に関する事。
保育運営課	(1) 公立保育所の運営に関する事。 (2) 保育施設への立入に関する事。
保育幼稚園課	(1) 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する事。 (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用に関する事。 (3) 特定子ども・子育て支援施設等の利用に関する事。 (4) 家庭保育室の利用に関する事。 (5) 私立幼稚園に係る補助に関する事。
青少年対策室	(1) 青少年に係る行政施策の総合調整に関する事。 (2) 青少年に係る相談、育成及び指導に関する事。 (3) 青少年に係る関係機関及び団体との連絡調整に関する事。

(出典：川口市例規)

(3) 子ども部・室別職員数（令和5年4月1日現在）

令和5年4月1日付けの子ども部の職員数は以下のとおりである。

部・課名	役職・係名等	職員数		
		常勤	再任用	合計
子ども部	部長	1		1
子ども総務課	課長	1		9
	政策係	4		
	施設認可係	4		

部・課名	役職・係名等	職員数			
		常勤	再任用	合計	
子育て支援課	課長	1		1	27
	庶務係	4		4	
	支援係	11		11	
	手当係	11		11	
子育て相談課	課長	1		1	36
	事業係	5	6	11	
	子ども家庭相談係	11	1	12	
	発達相談係	10	2	12	
保育運営課	課長	1		1	438
	庶務係	6		6	
	施設係	4		4	
	指導係	11	6	17	
	保育所	407	3	410	
保育幼稚園課	課長	1		1	29
	給付係	10		10	
	入所係	18		18	
青少年対策室	室長	1		1	9
	室	7	1	8	
合計		530	19	549	549

3. 子ども部直近3年度の事業別歳出予算・決算額

(単位：千円)

課名	事業名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
子ども総務課	社会福祉 審議会経費	588	285	670	148	641	330
	一般事務費	12,471	8,472	12,551	9,067	10,143	7,756
	新型コロナウイルス 感染症 対応保育等従 事者慰労事業			63,763	57,973		
	旧本町診療所 施設管理費			2,358	1,727	1,762	1,662

課名	事業名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
子ども総務課	旧本町診療所 施設整備費			426,426	12,980	418,113	335,288
	民間保育所 施設整備費	1,016,004	1,015,795	1,091,117	1,037,676	820,742	812,336
	認可外保育 施設事業	1,482	852	1,404	858	1,170	842
	計	1,030,545	1,025,404	1,598,289	1,120,429	1,252,571	1,158,214
子育て支援課	一般事務費	754	638	810	330	4,942	4,578
	児童手当等 支給額再算定 関係事務費					3,063	3,063
	一般事務費	14,408	13,680	6,488	6,279	5,848	5,817
	児童扶養手当 支給事業	1,843,235	1,768,551	1,744,485	1,700,201	1,626,137	1,582,574
	ひとり親家庭等 医療費支給事業	237,480	219,036	237,155	226,709	224,621	219,483
	ひとり親世帯臨 時特別給付金給 付事業	736,120	677,252				
	ひとり親世帯臨 時特別給付金給 付事業(過年度返 還)			174,858	174,858	810,000	810,000
	未婚の児童扶養 手当受給者に対 する臨時・特別 給付金支給事業	4,457	4,457				
	ひとり親家庭臨 時特別給付金給 付事業	108,655	93,352				
	ひとり親家庭臨 時特別給付金給 付事業(過年度返 還)			949	949		

課名	事業名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
子育て支援課	ひとり親家庭自立支援給付金事業	36,533	31,736	27,318	23,008	40,077	35,408
	ひとり親家庭相談事業	8,320	8,165	8,980	8,385	10,164	9,048
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 特別会計繰出金	2,525	1,972	2,525	2,226	23,737	23,484
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業					28,054	28,054
	子育て支援対策事業	24,075	23,763	27,642	25,860	58,870	57,305
	子育てサポートプラザ事業	62,300	56,735	60,982	54,530	62,187	59,778
	おやこの遊びひろば事業	41,366	38,512	41,850	40,040	41,532	41,472
	子育て支援センター事業	9,349	9,169	8,651	8,570	9,729	9,727
	ファミリー・サポート・センター事業	29,745	28,153	30,080	28,716	28,029	23,777
	病児・病後児保育事業	28,973	28,482	36,077	33,193	47,517	45,063
	児童手当支給事業	9,529,584	9,422,514	9,309,565	9,173,619	8,843,090	8,739,423
	子ども医療費支給事業	1,803,866	1,632,901	2,036,433	1,961,298	2,115,887	2,063,204
	子育て世帯への臨時特別給付金 給付事業	761,680	739,217				
	子育て世帯生活支援特別給付金 給付事業			879,618	780,303	746,835	715,574

課名	事業名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
子育て支援課	子育て世帯等臨時特別支援事業費			8,540,436	8,132,350	408,087	348,696
	子育て世帯物価等高騰対策支援事業					158,635	145,838
	新生児特別給付金給付事業	104,787	94,844				
	母子父子寡婦福祉資金貸付事務費	2,939	2,637	3,000	2,464	3,000	2,524
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	72,761	40,546	107,000	80,533	155,000	74,864
	計	15,463,912	14,936,312	23,284,902	22,464,421	15,455,041	15,048,754
子育て相談課	一般事務費	433	347	397	384	440	431
	母子生活支援施設管理費	286	264	437	293		
	母子生活支援施設指定管理者管理運営費	22,398	22,398	22,460	22,460		
	母子・父子福祉センター補助事業	4,892	4,339				
	旧母子・父子福祉センター施設管理費			5,624	4,294	5,059	5,041
	旧母子生活支援施設管理費					4,036	3,873
	母子生活支援施設入所委託事業					6,345	3,594
	母子等緊急一時保護事業					1,502	78
	家庭児童相談事業	34,334	32,180	35,844	33,616	42,107	39,789

課名	事業名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
子育て相談課	子育て短期支援事業	517	14	428	66	582	373
	乳児家庭全戸訪問事業	1,298	812	2,980	2,926	3,276	2,115
	発達相談支援事業	33,132	30,750	45,923	42,856	43,770	42,126
	子ども発達相談センター施設管理費	83,299	82,199	81,259	80,172	79,530	78,418
	入院助産事業	13,548	10,452	15,838	13,445	14,280	13,230
	計	194,137	183,755	211,190	200,512	200,927	189,068
保育運営課	一般事務費	5,423	4,724	6,600	5,831	6,854	6,091
	保育所施設管理費	274,661	261,395	279,946	273,055	287,910	287,108
	公設民営保育所施設管理費	8,880	8,776	15,811	15,659	24,524	24,282
	保育所施設維持補修費	75,205	75,205	61,927	61,927	86,648	86,648
	保育所施設整備費	222,281	206,569	190,943	147,465	187,283	176,235
	P C B 廃棄物処理事業	0	0	772	760		
	保育所運営費	554,478	521,882	1,244,659	1,203,124	1,242,786	1,204,988
	民間保育所運営費			754	660	726	605
	子育て支援センター事業	5,697	5,265	6,025	5,647	5,967	5,573
	家庭保育室事業			70	35	70	70
	領家保育所改築事業	338,976	338,247	8,701	7,799	28,053	20,550
	仲間保育所(仮称横曽根保育所)改築事業	219,311	154,887	347,871	347,199		
	計	1,704,912	1,576,950	2,164,079	2,069,161	1,870,821	1,812,150

課名	事業名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
保育幼稚園課	一般事務費	127,677	122,453	109,125	108,089	109,588	108,152
	子育てのための施設等利用給付事業	126,903	104,570	168,750	109,950	115,135	106,506
	一般事務費			8,677	4,016	37,820	37,590
	保育所運営費	781,823	775,720				
	保育所指定管理者管理運営費	1,829,009	1,765,696	1,886,588	1,802,812	1,965,888	1,962,868
	民間保育所運営費	11,282,019	10,886,276	12,205,855	11,748,748	12,677,895	12,494,945
	管外保育事業	200,317	186,333	211,205	189,788	190,570	168,005
	家庭保育室事業	25,945	22,342	39,143	17,214	6,002	4,703
	認可外保育施設事業	89,589	43,002	69,640	52,096	38,677	31,561
	私立幼稚園支援事業	2,889,731	2,846,857	2,580,016	2,557,337	2,408,879	2,371,973
	計	17,353,013	16,753,249	17,278,999	16,590,050	17,550,454	17,286,303
青少年対策室	子どもの生活・学習支援事業	83,190	83,190	83,190	83,190	85,254	85,253
	いじめ防止推進事業	2,869	2,073	2,993	2,181	2,477	2,353
	児童センター施設管理費	2,018	1,937	2,664	2,403	2,633	2,598
	児童センター施設整備費	7,917	5,108	21,485	15,813	18,567	15,950
	児童センター指定管理者管理運営費	68,056	67,750	66,103	65,845	65,845	65,845
	アドベンチャープレイ事業	10,751	9,173	9,873	8,646	9,837	8,971
	鳩ヶ谷こども館事業	17,362	16,278	15,905	15,807	15,920	15,917
	一般事務費	1,211	714	955	639	1,308	1,041

課名	事業名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
青少年対策室	青少年センター等施設管理費	6,906	5,886	6,524	5,494	6,696	5,413
	青少年体験活動事業	0	0	61	60	1,457	277
	親子ふれあい事業	1,827	1,179	2,713	1,646	2,555	2,339
	明るい街づくり推進事業	1,390	333	1,600	982	1,641	1,323
	青少年団体活動支援事業	7,735	4,293	8,104	4,416	8,674	6,277
	計	211,232	197,914	222,170	207,122	222,864	213,557
合計	35,957,751	34,673,584	44,759,629	42,651,695	36,552,678	35,708,046	

4. おやこの遊びひろば事業（子育て支援課）

(1) おやこの遊びひろば事業の概要

少子化及び核家族化の進行等に伴い、家庭や地域社会における子育て機能の低下により、子どもの健やかな心身や成長への影響が懸念されている。こうした児童を取り巻く環境の変化をふまえ、地域のコミュニティの拠点である施設において、子育ての専門家である保育士を配置し、遊びを通じて子育ての不安の解消に努めることを目的とする。

令和4年度において、おやこの遊びひろば事業は以下の施設にて実施されている。別記の38か所の施設（実施場所は(3)②施設別の利用者数を参照のこと）中央ふれあい館・幸栄公民館他30か所の公民館、安行青少年センター、芝市民ホール、ふれあいプラザさくら、本町青少年センター、鳩ヶ谷庁舎 ワークファンルーム（生涯学習プラザ）

(2) おやこの遊びひろば事業の委託事業者及び委託内容等

①委託事業者

株式会社コマーム

②委託内容

<ul style="list-style-type: none"> (i) 0歳から3歳までの子どもと保護者が遊べる場所の提供 (ii) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (iii) 子育て等に関する相談 (iv) 地域の子育て関連情報の提供 (v) サークルタイムの実施（手遊び歌・季節の歌・絵本の読み語り等） (vi) 子育て支援に関する講習会の実施（年5回程度）
--

③選定方式 選定手続

選定方式	公募型プロポーザル
公募期間	令和3年11月26日（金）～令和3年12月27日（月）
応札企業数 （応募企業数）	1者
委託期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約
選定委員会の 委員	委員長 子ども部長 委員 子ども総務課長、子育て支援課長、子育て相談課長、保 育運営課長、保育幼稚園課長、青少年対策室長（6名）

④利用対象者

概ね3歳までの乳幼児及び保護者、妊娠中の方が利用できる

⑤令和2年度から令和4年度までの決算額

（単位：千円）

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
おやこの遊びひろば事業	38,512	40,040	41,472

(3) おやこの遊びひろば開催及び利用状況

令和4年度におけるおやこの遊びひろばの開催及び利用状況は次のとおりである。

①全体の利用状況及び相談件数

月	組数	人数	相談件数
4月	1,621	3,447	2,188
5月	1,462	3,096	2,018
6月	2,278	4,786	2,550
7月	1,880	4,060	2,271
8月	1,831	4,045	2,241
9月	2,262	4,853	2,341
10月	2,287	4,897	2,409
11月	2,241	4,804	2,296
12月	2,171	4,683	2,228
1月	2,319	5,000	2,280
2月	2,511	5,416	2,233
3月	2,946	6,353	2,638
合計	25,809	55,440	27,693

（出典：川口市提供資料）

②施設別の利用者数

No.	実施場所	開所日	開所時間	延べ利用 組数	延べ利用 者数
1	上青木公民館	火・水・木	9:00~12:00	1,380	2,958
2	安行青少年センター	月・水・木	13:00~16:00	504	1,066
3	神根西公民館	水	13:30~16:30	854	1,908
		木	9:00~12:00		
		金	9:00~12:00, 12:30~14:30		
4	ワークファンルーム	水・金・土	9:00~12:00, 12:30~14:30	2,131	4,779
5	横曽根公民館	水・木	9:00~12:00	1,118	2,384
		金	13:30~16:30		
6	南平公民館	木・金	9:00~12:00	961	2,003
		土 (第2・4)			
7	中央ふれあい館	火・木	9:00~12:00	1,892	3,926
8	西公民館	火・木		582	1,259
9	朝日公民館	火・木		480	1,001
10	青木公民館	土・日		637	1,461
11	青木東公民館	火・金		613	1,261
12	前川公民館	水・金		553	1,181
13	前川南公民館	火・水		712	1,470
14	芝南公民館	水・金		771	1,597
15	芝西公民館	木・金		995	2,159
16	芝北公民館	金・土		701	1,555
17	芝園公民館	火・金		209	443
18	芝富士公民館	水・木		239	517
19	根岸公民館	木・土		416	968
20	神根公民館	水・金		549	1,264
21	神根東公民館	火・木		350	756
22	戸塚西公民館	木・金		675	1,398
23	安行公民館	火・木		919	1,949
24	安行東公民館	水・土		694	1,488
25	新郷公民館	火・金		653	1,345

No.	実施場所	開所日	開所時間	延べ利用 組数	延べ利用 者数	
26	新郷南公民館	木・土		476	1,060	
27	幸栄公民館	火	9:00~12:00	710	1,449	
		木	13:30~16:30			
28	戸塚公民館	水・金	9:00~12:00, 12:30~14:30	1,531	3,258	
29	朝日東公民館	木	9:00~12:00	313	668	
30	領家公民館	火		276	560	
31	並木公民館	火		505	1,118	
32	芝公民館	水		345	741	
33	南鳩ヶ谷公民館	日		154	350	
34	里公民館	火		343	718	
35	鳩ヶ谷庁舎	金		608	1,304	
36	芝市民ホール	金		13:00~16:00	340	775
37	ふれあいプラザさくら	火		13:30~16:30	424	929
38	本町青少年センター	日	10:00~12:00, 13:00~16:00	196	414	

(出典：川口市提供資料)



横曽根公民館



横曽根プレイルーム



横曽根プレイルーム

(4) おやこの遊びひろば事業のショッピングモールなどにおける出張イベントの実施
会場イオンモール川口前川 1階サウスコート内

①第1回

日時	令和4年8月23日(火) 11:00~15:00
イベント名称	「出張おやこの遊びひろば おやこの夏祭りだよ！」
参加者数	親子延べ254人

②第2回

日時	令和4年9月19日(月・祝) 10:00~16:00
イベント名称	「出張おやこの遊びひろば おやこDEわくわく」
参加者数	親子延べ228人

③第3回

日時	令和4年9月20日(火) 10:00~15:00
イベント名称	「出張おやこの遊びひろば おやこDEわくわく」
参加者数	親子延べ114人

※各回の参加者数はイベント各コーナーのうち「ミニおやこの遊びひろば」の利用者

(参考 おやこの遊びひろば事業出張イベントのチラシ)

**～おやこのSDGs～
おやこの遊びひろば**
IN イオンモール川口前川

3歳までのお子さんと保護者を対象に市内の各公民館等で開催している、おもちゃ等で自由に遊べる場「おやこの遊びひろば」がイオンモール前川で開催します。「おやこの遊びひろば」や楽しい「ステージ」のほか、「緑日ゲーム・お昼寝フォトコーナー・おやこのフォトスポット」の各コーナーなど親子で楽しめる内容が沢山。普段ご利用されたことがない方も是非この機会にお越しください。

日時: 2024年1月27日(土) 11:00~15:00
場所: イオンモール川口前川 1階サウスコート **予約不要**
対象: おおむね3歳までの乳幼児と家族・妊婦 **入場無料**

【ステージ】11:00~14:00
★オープニングコンサート(ヒアノフルト)
★おとうさんと遊ぼう(体操、手遊び他)
★おやこサークルタイム
★大型絵本「はらべこあおむし」
★サスティナブルダンス
★ちびっこアイドルパフォーマンス

【コーナー】 11:00~15:00
★おやこの遊び
ミニひろば
★エコ緑日ゲーム
★おやこのフォト
スポット

【ワークショップ】
★おやこのエコバックづくり
1/11:00 2/13:30 各回30分
★その他店舗のSDGsワークショップを予定

【お昼寝フォトコーナー】
①11:00~12:30
②13:30~15:00

みんなきてね!
まってるよ きゅぽ!

お問い合わせ
川口市役所 子育て支援課
☎048-258-1112
※このイベントは、川口市とイオンモール川口前川の共催事業です。
※この事業は、川口市が「税」コマースに
※対応し、企画運営は受託事業者が実施
しています。

イオンモール川口前川
川口市前川 1-1-11

(指摘1-1) 仕様書の正確な作成について

仕様書と実施報告書の会場数や回数に齟齬が見られ、仕様書の想定最多回数を超えた回数に基づいて委託料の支払いが行われており、仕様書の記載が正確でない状況が認められる。

おやこの遊びひろば事業の仕様書には週1回実施、保育士1名配置の会場について「6会場 実施回数上限238回」、週2回実施、保育士1名配置の会場について「21会場 実施回数上限2,003回」とあるが、実施報告書においては週1回実施、保育士1名配置の会場は「7会場 実際の実施回数314回」、週2回実施、保育士1名配置の会場では「21会場 実際の実施回数2,027回」と両者に齟齬が見られ、想定最多回数を超えた実施回数に基づいて委託料の支払いが行われていた。仕様書にはそれぞれ想定最多回数の記載があるにも関わらず、それを超える実施回数は、仕様書に記載すべき想定最多回数に誤りがあると認められる。

実施回数を含め委託事業は仕様書に従って実施すべきであり、市も仕様書に従った業務の実施を委託事業者に求めるべきであるため正確な仕様書作成に努められたい。

(意見1-2) おやこの遊びひろば事業における見積書の入手について

本事業は予算編成時の見積書の徴取について委託事業者からの一者のみであり、複数の事業者からの徴取がなされていなかった。

市では予算編成時において物品調達を適正に行う観点から見積書の徴取について複数の事業者から徴取することを推奨している（「物品調達の適正な契約に関わる予算編成について（依頼）」令和5年9月28日）。しかしながら、当該事業における予算編成時の見積書は令和3年度委託事業者1者のみの徴取で複数の者からの見積書の徴取がなされていなかった。複数の事業者からの見積書の徴取は、委託事業者の提示する委託料の客観性を確かめるために重要な手続きである（この点について前述の「物品調達の適正な契約に関わる予算編成について（依頼）」には「物品等の積算は、1者のみの参考見積りは市にとって市場価格の把握が難しく、一方、見積業者にとっては予算額が容易に推測でき、価格が高止まりとなる可能性がある」との理由から予算編成時に複数の事業者から参考見積を徴取すべきことを推奨している。）。こうしたことから今後は予算編成時において複数の事業者から見積書を徴取すべきである。

(意見1-3) おやこの遊びひろば事業の業務委託料の検証について

委託料について、契約単価×実際に実施した回数で支払う契約になっているが、実際に実施した回数について市の担当者による検証が行われていなかった。

仕様書によると、委託料については事前に決められた契約単価に実際におやこの遊びひろば事業が行われた回数に乗じて支払われるという契約になっている。この契約単価は、会場ごとに保育士が1名のみの配置と保育士1名及び補助者1名の配置等で契約単価が異なっており、それぞれの契約単価に実際に行われた回数に乗じて支払われている。

しかしながら、当該実際行われた回数については、事業者の報告のみに基づいて支払われており、市では事業者の実施報告書の記録の正確性と実在性の検証が行われていなかった。実際に行われた回数については、委託事業者の報告のみに基づいて支払うのではなく、市でも実施報告書に基づき保育士等の出勤簿の突合や、施設の入退室記録との照合を行うなどの事後的な検証作業を行い、実際に業務が行われているかどうかその真実性を確かめることが望ましい。

(意見1-4) おやこの遊びひろば事業の業務委託料の設定について

おやこの遊びひろば事業は、いくつかの業務で構成されているが、委託料として支払われているのは、おやこの遊びひろばにおける実施会場分のみである。講習会業務については、事業の実施回数に応じた委託料を設定することが望ましい。

おやこの遊びひろば事業に関して仕様書においては「0歳から3歳までの子どもと保護者が遊べる場所の提供、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、地域の子育て関連情報の提供、サークルタイムの実施、年5回程度の子育て支援に関する講習会の実施」の以上6項目がうたわれている。しかし、契約上委託料として支払われているのは、おやこの遊びひろば事業の事業回数のみであり、他の業務についても事業の実施回数に応じた委託料を設定することが望ましい。この点について市の担当者によると相談業務については当日出勤している保育士と補助者が対応するとの回答であった。しかしながら、相談業務については追加的な費用が発生しなくとも他の外部講師を招聘する各種イベントや子育て講座では追加的な人件費が現実問題として発生している点を踏まえると、これはある業務の超過利益で他の業務の損失を補完している、いわゆる業務の「内部相互補助」が行われている状況といえ、そもそも本来算定すべき委託料について適正な単価や回数が設定されていないといえるものである。

委託料について適正な水準に設定すべきため、個別の業務ごとに委託料を設定することが望ましい。

(意見1-5) おやこの遊びひろば事業に関する広報活動について

おやこの遊びひろば事業について、いくつかのイベントで参加人数が少ないものが生じており、より積極的な広報活動を行うことが望ましい。

おやこの遊びひろば事業について、委託事業者からの報告書によると、子どもが0歳から3歳までの親子を対象とした「オンラインふれあい遊び&おしゃべりひろば」は年間を通して6回実施されているが、うち3回は参加人数が0人であった。また、施設別の利用者数について精査してみると、ほとんどの施設で1回の平均利用組数が10組にも満たず、5組に届かない施設も散見されている状況であった。当該事業については、ショッピングモールでの出張イベントを令和4年度は3日間実施され、多数の参加者があったとの報告であるが、このイベントがおやこの遊びひろば事業の広報となることから、出張イベントの回数を増やす、別の場所でのイベント会場を設定するなどの検討を

行い、参加者をさらに増やす施策を行うことが望ましい。

(意見1-6) おやこの遊びひろば事業の委託事業者から入手されている見積書について

見積書についてやや粗雑な見積書しか入手されておらず、その結果事後的な分析がなされていない状況である。

委託事業者からの見積書を入手したところ、人件費、遊具管理費、消耗品費などが合計金額でしか記載されておらず、単価×数量で記載されている見積書ではなかった。見積書は金額を確認するだけでなく、費用の単価の妥当性や人員の採用や配置の内容、作業時間や購入する物品の内容や数量の妥当性を確認する重要な資料である。また、単価×数量について見積書と報告書を比較することで、実際の作業や運用の妥当性や経済性などを検証すべきであり、次の事業計画や仕様書の変更や改善にも資するという側面も有する。今後は、単価×数量で記載された詳細な見積書の入手に努めることが望ましい。

(意見1-7) おやこの遊びひろば事業の応募企業数について

応募企業が1者となっているが応募者を増やすための施策も市では特に行われていない。応募企業を増やす施策を行うことが必要である。

おやこの遊びひろば事業の委託事業者の選定に関する資料を閲覧すると、応募企業が1者となっており、1者の応募に基づいて選定手続きが行われていた状況であった。この点についてなぜ応募企業が1者になってしまうのか担当者に問い合わせたところ、おやこの遊びひろば事業は市内各所で開催されるため事業規模が大きくなってしまったため、特定の事業者しか受けられない可能性が高いとの回答であった。またおやこの遊びひろば事業は令和3年度において初めてそれまでの随意契約から一般公募に切替えたため、参入企業にとってやや敷居が高く参入企業が増えなかったものと推察される面もある。今後は、公募期間を長めに設定する、あるいは公募に関する情報を関係企業により積極的に伝えるように努めるなど、より参入企業を増やすような施策を行うことが望ましい。

5. ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援課）

(1) ファミリー・サポート・センター事業の概要

ファミリー・サポート・センター事業では、地域において子育て援助を行いたい者（サポーター）と援助を受けたい者（サービス利用者）を会員として登録し、会員間の子育て援助を支援することにより、仕事と育児の両立を図り、地域での子育て支援機能を強化し、安心して子育てができる環境を作ることを目的とする。具体的な援助内容としては、保育所等への送迎、小学校及び放課後児童クラブへの送迎、保育者の求職活動や通院やリフレッシュのための短時間の預りなどがある。

(2) ファミリー・サポート・センター事業の委託事業者及び委託内容等

① 委託事業者

社会福祉法人 川口市社会福祉協議会

② 委託内容

- ・ファミリー・サポート・センターの会員の募集・登録（前年度登録者の更新・整理を含む）その他センターの会員組織に関する業務
- ・会員相互による児童の送迎や預かりの調整に関する業務
- ・入会希望者及び会員が援助活動に必要な知識を習得するために行う講習会等に関する業務
- ・会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会開催業務
- ・一定の地域を単位としたサブリーダーを選任し、アドバイザーとサブリーダーが定期的に情報交換を行う、連絡調整会議の開催に関する業務
- ・会報誌の発行とその他センターの広報に関する業務
- ・関係機関との連携に関する業務
- ・既存会員の情報の引継ぎ及び会員への連絡

③選定方式 選定手続

選定方式	公募型プロポーザル
公募期間	令和3年11月26日（金）～令和3年12月27日（月）
応札企業数 （応募企業数）	1者
委託期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3年間） 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約
選定委員会の 委員	委員長 子ども部長 委員 子ども総務課長、子育て支援課長、子育て相談課長、 保育運営課長、保育幼稚園課長、青少年対策室長（6名）

④利用可能者・利用対象者等

(ア) 利用可能者等

川口市在住の以下に該当する区分により会員登録が必要である。

- ・サービス利用会員：育児の援助を受けることを希望する者
- ・サポーター会員：援助活動に関し、理解と熱意を有し、心身ともに健康で積極的に援助活動ができる者
- ・両方会員：サービス利用・サポーター会員の両方に該当する者

(イ) 利用対象者等

利用可能対象年齢：同居する親族である生後6か月から小学6年生までの児童を有する者

活動費：1時間あたり700円から

⑤令和2年度から令和4年度までの決算額について (単位：千円)

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ファミリー・サポート・センター事業	28,153	28,716	23,777

⑥実績 (令和4年度 資料は全て川口市提供資料より)

(ア) 会員数 (単位：人)

	男	女	合計
サポーター会員 (提供会員)	22	247	269
サービス利用会員 (依頼会員)	146	1,863	2,009
両方会員 (提供会員・依頼会員)	2	172	174
合 計	170	2,282	2,452

(イ) 事前打ち合わせ回数 222件

(ウ) 来所登録対応件数 94件

(エ) 講習会の実施 (入会希望者対象) 3回開催 参加延べ22人

(オ) 行事の実施 (対象会員)

	開催件数 (回)	参加者延数 (人)	子ども・同伴者 延数 (人)
フォローアップ講習会	7	69	6
事故防止に関する講習会	5	45	1
全体交流会	1	27	34

(カ) 出張登録会

開催日	場所	登録者数 (人)
令和4年11月19日 (土) 11月20日 (日)	イオンモール川口前川	9
令和5年3月25日 (土)	ララガーデン川口	10

(キ) サブリーダー会議 3回開催 参加者延数14人

(ク) 情報誌の発行 1回発行



かわぐちファミサポ通信 No. 62号 (令和5年3月1日発行分)

(ケ) 活動状況

内容	援助活動件数
保育所・幼稚園の援助 (送迎)	1,270
保育所・幼稚園の援助 (預かり)	3
保育所・幼稚園の援助 (複合)	474
学校の登校前の援助 (送迎)	106
学校の登校前の援助 (預かり)	2
学校の登校前の援助 (複合)	381
学校の放課後の援助 (送迎)	25
学校の放課後の援助 (預かり)	4
学校の放課後の援助 (複合)	67
放課後児童クラブの援助 (送迎)	475
放課後児童クラブの援助 (複合)	417
送迎施設の顔合わせ (送迎)	14
子どもの習い事等の場合の援助 (送迎)	1,797
子どもの習い事等の場合の援助 (複合)	170
保育所・学校等休み時の援助 (送迎)	1
保育所・学校等休み時の援助 (預かり)	155
保育所・学校等休み時の援助 (複合)	14
保育所等施設入所前の援助 (送迎)	0
保育所等施設入所前の援助 (預かり)	0

内容	援助活動 件数
保育所等施設入所前の援助（複合）	1
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助（送迎）	0
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助（預かり）	134
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助（複合）	37
保護者等の冠婚葬祭による外出、他の子どもの学校行事の援助（送迎）	0
保護者等の冠婚葬祭による外出、他の子どもの学校行事の援助（預かり）	5
保護者等の冠婚葬祭による外出、他の子どもの学校行事の援助（複合）	0
保護者等の外出の場合の援助（送迎）	0
保護者等の外出の場合の援助（預かり）	382
保護者等の外出の場合の援助（複合）	82
保護者等の病気、その他急用の場合の援助（送迎）	1
保護者等の病気、その他急用の場合の援助（預かり）	147
保護者等の病気、その他急用の場合の援助（複合）	8
その他の活動（送迎）	1
その他の活動（預かり）	0
その他の活動（複合）	0
合 計	6,173

（意見1－8） ファミリー・サポート・センター事業における見積書の入手について

本事業は予算編成時の見積書の徴取について委託事業者からの1者のみであり、複数の事業者からの見積書徴取がなされていない。

ファミリー・サポート・センター事業は公募型プロポーザルを採用している。おやこの遊びひろば事業の箇所でも述べたとおりであるが、市では予算編成時に見積書の徴取について複数の事業者から徴取することを推奨している。しかしながら、当該事業における予算編成時の見積書は令和3年度受託事業者1者のみの徴取で複数見積書の徴取がなされていない。複数の事業者からの見積書の徴取は、委託事業者の提示する委託料の透明性と客観性を確かめるためにも重要な手続きである。こうしたことから、予算編成時には複数の事業者からの見積書を徴取すべきである。

（意見1－9） ファミリー・サポート・センター事業の委託業者から入手されている見積書について

見積書についてやや粗雑な見積書しか入手されておらず、その結果事後的な分析がなされていない状況である。

委託事業者からの見積書を入手したところ、ファミリー・サポート・センター事業に

についても人件費、事業費、事務費などがトータルの金額でしか記載されておらず、単価×数量で記載されている見積書ではなかった。おやこの遊びひろば事業でも意見したとおり、見積書は金額を確認するだけでなく、費用の単価の妥当性や人員の採用や配置の内容、作業時間や購入する物品の内容や数量の妥当性を確認する重要な資料である。また、単価×数量について見積書と報告書を比較することで、実際の作業や運用の妥当性や経済性などを検証すべきであり、次の事業計画や仕様書の変更や改善にも資するものでもある。今後は、単価×数量で記載された詳細な見積書の入手に努めることが望ましい。

(意見1-10) ファミリー・サポート・センター事業に係る業務内容の仕様書への詳細記載について

仕様書の業務委託内容について概略が記載されているのみであり詳細な記述がない。本事業の仕様書における業務委託の内容について閲覧したところ、5.(2)②に記載している内容のみであり、詳細な業務内容について記載されていなかった。この点について、市の担当者に理由を求めたところ、仕様書には受託事業者が運営要領を定めることとしており、そこに詳細が示されているとの回答であった。

しかしながら、仕様書の中で事業者が独自に運営要領を作成させるということは、市が業務の詳細に関して把握していないということが伺え、特定の委託先への過度の依存に繋がる、委託業者の変更の困難性を高める、委託費用の高騰あるいは特定の委託先への依存による業務品質について低下を招く可能性があるなど今後生じるであろう様々なデメリットも否定できない。また、本来仕様書の業務内容と見積書や委託業者からの業務報告書等との整合性も事後に検証すべきであるが、そのような手続きがなされていないということもいえるものである。もし仮に当該事業に関する業務内容について非常に専門性が高いものであった場合、市の担当者レベルでその業務の詳細な業務内容について全てを理解し得ないというのは一般的にあり得ることであるが、本業務がそのようなやむを得ない状況にある業務であるとも認められない。

仕様書には委託業者が行うべき業務内容について詳細に記載することが望ましい。

6. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業（子育て支援課）

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業の概要

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦のかたが、経済的自立や扶養している児童の福祉の増進のために必要な資金を貸し付ける制度である。

①利用可能者

(ア) 母子家庭の母、父子家庭の父で20歳未満の児童を扶養している人で、以下の要件を満たす人

- (a) 配偶者が死亡又は配偶者と離婚し、現に結婚していない人
- (b) 配偶者の生死が不明、又は配偶者から1年以上遺棄されている人

- (c) 配偶者が外国にいるため、その扶養を受けることができない人
- (d) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって働けない人
- (e) 配偶者が法令により拘禁されているため、その扶養を受けることができない人
- (f) 婚姻によらないで母又は父となり、現に結婚していない人
- (イ) 父母のない、20歳未満の児童
- (ウ) 寡婦（一部所得制限あり。）

かつて母子家庭の母であった人で、現在も上記（ア）(a)～(f)のいずれかに該当する人

- (エ) 離婚等で配偶者のない40歳以上の女性であって、（ア）又は（ウ）以外の女性（子の成人後に離婚等をした人、子をもったことがなく離婚等をした人など）*一部所得制限あり。
- (オ)（ア）及び（ウ）に該当する母の子、（ア）に該当する父の子（修学資金・就学支度資金・修業資金・就職支度資金のみ）*母又は父を借受人とする通常の貸付けの申請が困難であり、かつ、母又は父が連帯保証人としての要件（収入、資産等）を満たしている場合に限る。

一部所得制限があり、（ウ）又は（エ）に該当し、現在子を扶養していない人は、前年の所得額（1月1日から5月31日までに申請する場合は前々年の所得）が、2,036,000円以下の場合に対象となる。

なお、貸付の貸与に当たっては審査がある。

川口市母子父子寡婦福祉資金貸付制度一覧（令和4年度）

資金の内容	貸付対象	申請者	貸付限度額（円）	貸付期間	据置期間	償還期間	利率/年
就学支度 子どもの入学、又は修業施設への入所に必要な入学金、被服等を購入するための費用等（入学する月の末日まで申請可能）	児童子*	母・父寡婦児童子*	小学校（所得税が非課税のかた） 64,300 中学校（所得税が非課税のかた） 81,000 専修学校（一般）、国公立高等学校、専修学校（高等課程） 自宅通学 150,000 自宅外通学 160,000 私立高等学校、専修学校高等課程等 自宅通学 410,000 自宅外通学 420,000 国公立大学、短期大学、専修学校専門課程等 自宅通学 410,000 自宅外通学 420,000 私立大学、短期大学、専修学校専門課程等 自宅通学 580,000 自宅外通学 590,000 国公立大学院 380,000 私立大学院 590,000 修業施設（中学卒）自宅通学 150,000 修業施設（高校卒）自宅通学 272,000	—	卒業後6か月	20年以内 *専修学校（一般）及び修業施設は5年以内	無利子
修学 子どもが高等学校、大学等で学ぶための授業料、書籍代等	児童子*	母・父寡婦児童子*	別表のとおり	修学期間中	卒業後6か月	別表のとおり	無利子
修業 子どもが起業又は就職するために必要な知識等を得得するための資金	児童子*	母・父寡婦児童子*	・月額 68,000 ・高校在学中に、就職のため自動車運転免許を取得することが必要である場合 460,000	知識技能習得期間中5年以内	知識技能習得後1年	20年以内	無利子
技能習得 自ら事業を開始、又は就職するために必要な知識・技能を得得するための資金	母・父寡婦	母・父寡婦	・月額（特別分） 68,000 ・数月分をあわせて貸付けを受ける場合（12月分相当額） 816,000 ・自動車運転免許を取得する場合 460,000	知識技能習得期間中5年以内	知識技能習得後1年	20年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%
就職支度 就職に際して必要な被服等を購入するための資金（子の就職の必要経費は一律無利子）	母・父寡婦児童子*	母・父寡婦児童子*	・通常の場合 100,000 ・自動車を購入する場合 330,000 *通常分+自動車購入分（100,000+230,000）	—	1年	6年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%
医療介護 (医療分) 医療費の自己負担分、通院に要する交通費等ただし治療期間1年以内 (介護分) 介護を受けるのに必要な資金ただし、介護期間1年以内	母・父寡婦児童子 母・父寡婦児童子	母・父寡婦	(医療分) ・通常の場合 340,000 ・所得税が非課税である場合 480,000 (介護分) 500,000	—	医療介護期間満了後6か月	5年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%
生活 ①技能習得期間 ②医療もしくは介護を受けている間 ③失業期間中（離職してから1年未満） ④ひとり親家庭になって7年未満 上記を超えない期間の生活を安定・維持するのに必要な資金	母・父寡婦 *④寡婦対象外	母・父寡婦	①技能習得分 月額 141,000 ①以外 月額 105,000 ・生計中心者でない場合 月額 70,000 ・現に扶養する子のない寡婦等 月額 70,000 *ひとり親となって7年未満の母、父 総額 2,520,000 養育費取得の裁判費用の場合（一括貸付）（12月分相当額） 1,236,000	①技能習得期間中5年以内 ②医療介護を受けている期間中1年以内 ③失業した日から1年以内 ④ひとり親家庭となって7年以内	技能習得期間満了後6か月 医療介護期間満了後6か月 貸付期間満了後6か月	20年以内 5年以内 5年以内 8年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%
転宅 住宅の移転に際して必要な敷金、運送費等の資金	母・父寡婦	母・父寡婦	260,000	—	6か月	3年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%
住宅 住宅を建設、購入、保全、改築、増築するのに必要な資金	母・父寡婦	母・父寡婦	・通常の場合 1,500,000 ・災害等により住宅が全壊した場合等 2,000,000	—	6か月	6年以内 7年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%
結婚 子どもの結婚に必要な資金	児童子*	母・父寡婦	300,000	—	6か月	5年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%
事業開始 事業を開始するのに必要な設備費及び什器・機械等を購入するための資金	母・父寡婦団体	母・父寡婦団体	3,140,000 ・複数の母子家庭の母（父子家庭の父）が共同起業する場合に、その複数の母（父）への貸付合計額 4,710,000	—	1年	7年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%
事業継続 現在営んでいる事業に必要な商品・材料等を購入するなど、事業を継続するために必要な資金	母・父寡婦団体	母・父寡婦団体	1,570,000	—	6か月	7年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%

※修学資金貸付限度額一覧

(単位:円)

			1年	2年	3年	4年	5年	償還期間
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			20年 以内
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500			
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500			
高等専門 学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500	
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000	
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500				
		自宅外通学	78,000	78,000				
	私立	自宅通学	89,000	89,000				
		自宅外通学	126,500	126,500				
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500				
		自宅外通学	96,500	96,500				
	私立	自宅通学	93,500	93,500				
		自宅外通学	131,000	131,000				
大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000		
		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500		
	私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500		
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000		
大学院	修士課程		132,000	132,000				
	博士課程		183,000	183,000	183,000			
専修学校(一般課程)			51,000	51,000	5年以内			

(出典：川口市提供資料)

(意見1-11) 当該貸付金の回収手続きの内規一部不備について

当該貸付金の回収手続きについて担当者にお問い合わせしたところ、特別債権回収課を通じて弁護士法人に回収を依頼することによって回収管理をする方法と、子育て支援課で回収管理をする方法の2つの方法があるとのことである。市の担当者によれば当初は子育て支援課で担当し、延滞期間が3か月を超えた場合は、特別債権回収課を通じて回収に努めるとの回答であった。債権回収のための内規としては、「母子及び父子並びに寡婦福祉資金事務取扱要領(P14,第5滞納者等に対する措置)」に規定があり、市全体としての債権管理に関する手順等については、特別債権回収課作成の「債権管理マニュアル」に規定されているが、いわゆる3か月ルールについては規定そのものがないため、

当該貸付金の回収手続きについて、子育て支援課で回収する場合と特別債権回収課に依頼する場合の基準を明確に規定することが望ましい。

7. 病児・病後児保育事業（子育て支援課）

（1）病児・病後児保育室事業の概要

親の仕事等の理由による子どもの急な体調変化やケガ、病気回復期などに家庭での育児が困難な場合、子どもを一時的に預かり症状に応じた保育を行う事業である。市内に以下の4か所で実施している。

施設名	住所	利用日時	定員	委託先
病児保育室 バンビ	芝中田 1-30-8 下条医院内	月～金 8：30-17：30	5名	医療法人久恩会 下条医院
病児保育室 ユーカリ	東領家 3-7-12 ひふみクリニック内	月火木金 8：45-17:30 土 8：45-15:00	5名	有限会社ロード
病児保育室 Sunny	戸塚南 1-1-23 ガー デンション 1B Sunny キッズクリニック裏	月火水金土 9:00-18:00	6名	Sunny キッズクリニッ ク
病児保育室 Sunny 川口駅 前	栄町 3-13-1 樹モール プラザ 3 階医療モー ル内	月火水金土 9:00-18:00	6名	Sunny キッズクリニッ ク

※委託先のうち「Sunny キッズクリニック」は、令和5年8月1日付で「EXLIFE(株)」に社名等変更している。



病児保育室バンビの室内



病児保育室 Sunny 川口駅前の室内

なお、川口市が委託する病児保育室は、上記4か所（3事業者）であるが、近隣の市町村における病児保育室の数は以下のとおりである。（但し、市の委託等のほか民間運営の病児保育室を含む）

市町村名	保育室数	定員
さいたま市	22か所	69人
川越市	6か所	21人
越谷市	6か所	34人
戸田市	3か所	12人
蕨市	1か所	4人

(出典：埼玉県ホームページ(病児保育事業実施施設一覧(令和5年4月1日))

(2) 病児・病後児保育室事業の委託事業者及び委託内容等

①委託事業者 (1) 参照のこと。

②委託内容 病児・病後児保育業務委託

- ・病気の回復期に至らない場合、及び病気の回復期のため、集団保育や家庭内等での保育が困難な④(ア)に掲げる対象児童の一時預かり及び保育
- ・利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等の実施

③選定方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約(性質目的が適さない。)

④利用可能者・利用対象者等

(ア) 利用可能者

川口市在住の以下の条件を満たす児童

- ・生後8週から小学校6年生までの児童
- ・病氣中または病氣回復後期のため、集団保育などが困難な状態にあり、保護者が仕事や病氣その他やむを得ない理由による家庭での保育が困難な児童
- ・医師が、事業の利用を適当であると認めた児童

(イ) 対象となる疾患

- ・風邪や消化不良等子どもが日常かかる疾患
- ・インフルエンザ・水痘などの感染性疾患
- ・喘息などの慢性疾患
- ・骨折、やけどなどの外傷性疾患

(ウ) 利用料金

1人 日額2,000円

⑤令和2年度から令和4年度までの決算額 (単位：千円)

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
病児・病後児保育事業	28,482	33,193	45,063

⑥実績（資料は全て川口市提供資料より）

・病児保育室バンビ

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用児童数（人）	174	521	633
利用日数（日）	121	213	224
開所日数（日）	289	289	237
開所日数1日あたりの利用児童数（人）	0.6	1.8	2.7

・病児保育室ユーカリ

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用児童数（人）	80	238	200
利用日数（日）	60	140	145
開所日数（日）	242	241	239
開所日数1日あたりの利用児童数（人）	0.3	1.0	0.8

・病児保育室 Sunny（注1）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用児童数（人）		22	799
利用日数（日）		15	218
開所日数（日）		22	242
開所日数1日あたりの利用児童数（人）		1.0	3.3

（注1）病児保育室 Sunny は令和3年度中開設の為令和2年度の実数はなし。

（注2）病児保育室 Sunny 川口駅前は令和5年度の開設の為上記には存在しない。

（3）訪問型病児・病後児保育利用助成制度

①訪問型病児・病後児保育利用助成制度の概要

訪問型病児・病後児保育利用助成制度は、児童が病気又は病気の回復期にあつて集団保育あるいは保護者自ら保育が困難な場合に、ベビーシッター等の派遣を利用した保護者に対して、利用料の一部を助成する制度である。

②助成の条件

- （ア）児童及び保護者ともに利用時及び申請時に市内に住所を有すること。
- （イ）利用時に0歳から小学校6年生までの児童であること。
- （ウ）国が行う「ベビーシッター派遣事業」の対象として認定を受けている民間事業者が実施する訪問型病児・病後児保育及び「川口市緊急サポートセンター事業」における病児・病後児の預かりの利用であること。

(エ) 原則ベビーシッター等の派遣前後 7 日以内に、当該病気に関し医療機関で受診していること。

(オ) 幼児教育・保育無償化の償還払いと併用することはできない。

③対象事業者

- ・川口市緊急サポートセンター事業の事業者
- ・国が行う「ベビーシッター派遣事業」の対象として認定を受けている民間事業者

④助成額

1 時間につき 1, 0 0 0 円を上限とし、入会金・年会費・登録料・交通費・食費等時間保育以外の経費を除いた額の 2 分の 1 とのいずれか低い額

⑤直近 3 年度の利用状況

年度	予算額 (円)	申請件数(件) (延べ利用者数)	実績額 (円)
令和 2 年度	1, 200, 000 円	26 件	281, 577 円
令和 3 年度	1, 200, 000 円	45 件	384, 045 円
令和 4 年度	1, 200, 000 円	60 件	488, 190 円

(指摘 1 - 2) 委託料の設定に関する川口市病児・病後児保育事業実施要綱への記載について

病児・病後児保育業務委託の委託料の支払いについて、川口市病児・病後児保育事業実施要綱に明確に定められていない。

市では病児・病後児保育業務委託の委託料については、市の病児・病後児保育事業実施要綱に従って支払われており、基本分としての一定の金額に対して、年間の延べ利用児童数に応じた加算分を加えて委託を締結している。全ての契約書を見ると、事業費のうちの加算分としては、利用者 4 0 0 人～4 9 9 人の利用者数（国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づいた 5 0 0 万円）をベースとしており、さらに、5 0 0 人を超えて 1 0 0 人増えるごとに委託料を 1 0 0 万円加算するという内容となっている。

しかしこの方法による委託料の設定に関する事項については、川口市病児・病後児保育事業実施要綱に明確に定められていないことから、当該事項を実施要綱に定めるべきである。

(意見 1 - 1 2) 病児・病後児保育事業の委託事業者の事業評価について

令和 5 年度の病児保育室 Sunny 川口駅前の開設により現在病児保育室は 4 か所に達し、定員 2 2 名の収容が可能となり、さいたま市を除いて、近隣の市町村と比較しても劣る状況ではないように見える。ただし、各病児保育室の定員に比して、実際の利用人数が少なく、十分に利用されていないことが危惧される。利用実績が少ないことは、病

児の数が少ないことに起因していればいいが、病児保育室の立地、保育体制等、保護者から見て利用しづらい環境になっていないかは確認する必要がある。一方で市は、委託事業者から各種報告書の提出を受けているが、報告書には利用者の登録状況や利用状況、職員の配置状況、事業収支の状況など多岐にわたる項目が記載されているものの、各種分析ができていない状況であった。病児・病後児保育事業については、その事業の性質上利用度が高い施設が好ましいというものではないが、それでも利用状況や収支の状況を分析して、次年度の予算編成や次回の仕様書に反映させることは事業の継続性という視点からも重要であると考え。従って、病児・病後保育事業の委託事業者の事業評価について随時行うことが望ましい。その上で、保護者の利用しやすい立地での病児保育室の開設に向けての検討も望まれる。

8. 赤ちゃんにっこり応援金事業（子育て支援課）

（1）赤ちゃんにっこり応援金事業

赤ちゃんにっこり応援金事業は、申請時に乳児・保護者ともに川口市に住所を有し、1歳の誕生日の前日までの乳児を養育する保護者に対して、乳児1人1回に限り1万円の支給がされるものである。

（2）赤ちゃんにっこり応援倍増ポイント事業

令和5年度よりマイナンバーカードの取得促進と更なる子育て支援として、以下のいずれの要件にも合致する者に対して、乳児1人あたり10,000円相当のポイントを付与することとしている。

①令和5年4月1日以降に出生した乳児の赤ちゃんにっこり応援金を受給された保護者。

②乳児及び赤ちゃんにっこり応援金受給者がマイナンバーカードを取得していること。

赤ちゃんにっこり応援金を申請した者が、支給決定通知後、乳児のマイナンバーカードを利用して決済事業者専用アプリから申請することとされている。

（意見1-13） 赤ちゃんにっこり応援倍増ポイント事業について

赤ちゃんにっこり応援倍増ポイントについては、令和5年度事業として、子育て支援課独自の事業として実施されている。ただし、赤ちゃんにっこり応援倍増ポイントの取得が、一般的ではない乳児のマイナンバーカードの取得を要件としており、さらに、申請方法として、赤ちゃんにっこり応援金を申請した者が、支給決定通知後、乳児のマイナンバーカードを利用して決済事業者専用アプリから申請すること、申請期間も令和5年度は、令和5年9月7日から令和6年3月6日と期間を限定していることから赤ちゃんにっこり応援金受給者に対してどの程度の申請があるかを見極める必要がある。また、赤ちゃんにっこり応援倍増ポイントについては、子育て支援が目的

なのかマイナンバーカード取得の促進なのかが明確ではなく、また、子育て支援課が何故マイナンバーカードの取得の促進を行う必要があったのかも明らかではなく、赤ちゃんにつきり応援金を受給した者に対して赤ちゃんにつきり応援増ポイントの利用者が少ない場合には、子育て支援事業としては、十分に機能していない考えられるため、利用者の立場に立った施策を検討する必要がある。

9. 児童虐待防止対策事業（子育て相談課）

（1）川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例

虐待を身近な地域の問題として、捉えられるよう意識を高めるとともに、市民地域社会・関係団体等と市が一体となって、虐待を許さないという市の姿勢を示すものとして、平成25年10月1日、「川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例」が施行された。

この条例は、児童・高齢者・障害者の虐待防止に関する法律等を整理し、包括的にまとめ、市、市民及び関係団体の責務や地域社会の役割など、市独自の規定を盛り込むことにより、虐待の防止に関する各種施策の基本的な方針や虐待の防止に向けた体制の整備などを定め、これにより虐待のない明るく住みよい地域社会を実現することを目的としている。

当該条例では、基本理念として、虐待は決して行ってはならず、被養護者等及び養護者等の人権を尊重し、市、市民、関係団体等が協力して虐待のない明るい社会の実現に向け取り組まなければならないものとしている。

（2）子育て相談課が管轄している家庭児童相談事業の内容

家庭内における児童養育について相談を受けた場合に、当該家庭への支援を行い、各家庭の状況によっては措置権限を有する児童相談所と連携を図りながら支援している。

児童虐待に対しては、虐待対応・防止マニュアルを作成しており、このマニュアルに基づいて対応をしている。

子育て相談課が児童虐待を把握する方法や対応方法は以下のとおりである。

児童虐待の通告窓口は児童相談所もしくは市町村であるため、子育て相談課にも市民の方や子どもの所属機関から、虐待通告や虐待に関する情報提供があり、このような情報源により把握している。

相談経路としては学校や幼稚園等の教育機関からの相談が最も多く、その他に、地域保健ステーション等の庁内外の課、保育所等の福祉施設も情報源となる。

虐待を把握した場合には、対象児童が関わる機関と協議し、支援方法や役割分担を調整した後、実際の支援を行っている。

なお、虐待通告を受理したケースについては、課内で緊急受理会議を開催して対応方法を協議し、原則48時間以内に対象となる児童とその兄弟姉妹の安全確認を行っている。

(3) 児童虐待に関する市とその他の機関との連携方法

市と児童相談所は、それぞれが要保護児童対策地域協議会の構成機関であるため、日頃から児童虐待それぞれのケースに関する情報交換をしており、必要な場合には、合同での家庭訪問を実施するなど、緊密な連携を図っている。また、年間32回実施される実務者会議や、令和4年度は154回実施された個別ケース検討会議の場においても、それぞれのケース状況を踏まえた適切な支援を図るべく、協議を行っている。

市に児童虐待の通告が入った場合のうち、リスクが高いと判断した場合は、児童相談所と連携を取って対応している。これは、市町村は虐待を受けたと思われる児童の安全確認、調査、助言指導、継続指導、他の機関を紹介することはできるが、児童の一時保護の権限は有していないためである。

たとえば、児童相談所は、命にかかわるリスクがあると判断した場合に、子どもを一時的に保護し子どもの安全を確保するとともに調査をすることができるが、市には措置権限がないため、このような場合には児童相談所に連絡することになる。

(4) 事業の推移、決算等

令和2年度から令和4年度までの決算額について (単位：千円)

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
家庭児童相談事業	32,180	33,616	39,789

(5) 川口市虐待相談受付件数

川口市における直近5年度の虐待相談受付件数は以下のとおりである。

①相談受付件数の推移

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	265	372	332	356	368

②虐待経路別件数

年度	家族親戚	地域住民	児童本人	市町村	児童委員	保健所	医療機関	福祉施設等	警察等	学校等	児童相談所	その他	合計
平成30年度	68	57	1	42	2	0	6	30	2	37	8	12	265
令和元年度	48	44	0	56	0	1	12	52	5	94	47	13	372
令和2年度	22	58	5	83	1	4	13	51	2	52	21	20	332

年度	家族親戚	地域住民	児童本人	市町村	児童委員	保健所	医療機関	福祉施設等	警察等	学校等	児童相談所	その他	合計
令和3年度	18	49	1	73	1	1	8	72	2	83	42	6	356
令和4年度	19	37	1	83	4	2	9	59	1	95	50	8	368

③虐待内容別件数

年度	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
平成30年度	58	95	3	109	265
令和元年度	112	156	3	101	372
令和2年度	119	107	2	104	332
令和3年度	162	87	5	102	356
令和4年度	152	144	1	71	368

④主たる虐待者

年度	父		母		その他	計
	実父	実父以外	実母	実母以外		
平成30年度	72	9	171	2	11	265
令和元年度	91	1	247	0	33	372
令和2年度	67	7	216	2	40	332
令和3年度	148	3	164	0	41	356
令和4年度	109	6	233	0	20	368

⑤被虐待児童の年齢構成

年度	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生・その他	計
平成30年度	53	91	89	20	12	265
令和元年度	81	128	113	38	12	372
令和2年度	98	101	98	26	9	332
令和3年度	105	97	103	29	22	356
令和4年度	84	120	114	23	27	368

上記の推移をみると、児童数が減少している中で、児童虐待数は相対的に減少していないように思われるが、以下のような事情があると推察される。

- ・核家族化や共働き世帯、ひとり親世帯の増加により、孤立して子育てをする家庭が増加し、育児疲れやストレスを一人で抱え込んでしまい、結果として虐待に

至ってしまうという面がある。

・児童福祉法の改正や児童虐待防止法の成立などを経て、児童虐待の通告対象となるケースが拡大している面がある。例えば、平成16年の児童福祉法の改正では通告する子どもの範囲が「虐待を受けた子ども」から「虐待を受けたと思われる子ども」に拡大された。また、保護者が子どもの目の前で配偶者やパートナーに暴力を振るうなどのドメスティック・バイオレンス行為があった場合（いわゆる「面前DV」）は心理的虐待に該当し、警察が児童相談所に通告することが徹底されたこと等が挙げられる。

・近年、虐待に関するニュースが多くマスコミに取り上げられることで、市民の虐待に対する関心が高まり、結果として近隣住民からの虐待通告が増えている面がある。

（意見1－14） こんにちは赤ちゃん訪問事業の訪問結果の共有について

川口市では、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として、市内に住所を有する生後4か月までの乳児のいるすべての家庭（新生児訪問を利用した家庭を除く）を赤ちゃん訪問員が訪問し、子育ての情報提供・不安や悩み等の相談を行い、赤ちゃんの健やかな成長と楽しい育児を応援している。

直近3年度の対象者数に対する訪問実績数は以下のとおりである。

年度	対象者数	訪問実績数
令和2年度	869※	702
令和3年度	567	537
令和4年度	507	488

※ 緊急事態宣言（第1回目）中は訪問を控えたため、対象者869人のうち135人は子育て情報が掲載されている資料を投函した。

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発出の影響もあるが、訪問できていない者について、その要因を確認し、将来的な虐待の発生のリスクがないかどうかを検討し、こんにちは赤ちゃん訪問事業の実績、課題について、今後も子育て相談課内での情報の共有を図ることが必要である。

（意見1－15） 児童相談所等との情報の共有について

児童虐待への対応については、埼玉県の子童相談所でもその対応にあたっており、特に川口市を所管する埼玉県南児童相談所にも相談案件が生じている。引き続き要保護児童対策地域協議会を活用し、児童相談所あるいは地元警察署と随時情報共有を行い、児童虐待事案がさらなる大きな事件とならないように常に目くばりしておくことが必要である。

10. 発達相談支援事業（子育て相談課）

（1）発達相談支援に関する市の施策の全体像

発達障害児に関しては、市は、発達障害に限定せず、支援や配慮が必要な児童に関する取り組みを関係各課が、それぞれの分野において取り組んでいる。

具体的な主たる関係各課と主な取り組み及び事業は以下のとおりである。

- <保健> 地域保健センター 早期発見・早期支援
- <福祉> 障害福祉課 障害福祉サービス、相談支援
- <福祉> わかゆり学園 児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センター、児童発達支援事業所
- <福祉> 子育て相談課 発達相談支援、家庭児童相談
- <福祉> 保育運営課 障害児支援児保育指導、保育発達相談、保育士の加配
- <教育> 教育委員会 特別支援教育、教育相談

（2）子育て相談課が管轄している発達相談支援事業の内容

子ども発達相談センター「るるる」では、個別相談、施設訪問及び親子教室等を通じ、発達に特性のある児童やその保護者、関係機関へ助言及び支援を行っている。

これは、市民が安心して相談できるよう、福祉、保健、教育、医療の分野が連携し、乳幼児から切れ目のない支援を行うことを意図したものであり、「落ち着きがない」「かんしゃくが強い」「こだわりが強い」「言葉が遅い」「お友達と遊べない」など、子どもの発達について気になることや、心配なことなど、相談員が相談を受け付け、子どもの発達に精通した小児科医、臨床心理士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士による専門相談や、関係機関への訪問などをおして、不安や悩みを一緒に考える事業である。子ども発達相談センターの愛称「るるる」には、以下、子ども発達相談センターのコンセプトの言葉の語尾である「る」を3つ重ね、音の優しい響きから親しみやすさを感じてもらえたら、という思いが込められている。

- ・子どもと保護者が、センターにつながる <相談>
- ・センターが、子どもと保護者を ささえる <支援>
- ・センターが、地域に支援の輪を ひろげる <環境整備>

（3）事業の推移、決算等

令和2年度から令和4年度までの決算額について

(単位：千円)

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
発達相談支援事業	30,750	42,856	42,126
子ども発達相談センター施設管理費	82,199	80,172	78,418

(4) 令和4年4月1日現在の職員配置

- ・家庭児童相談員（会計年度任用職員）：7人
- ・親子教室保育士（会計年度任用職員）：4人
- ・公認心理師・臨床心理士：7人・作業療法士：4人
- ・言語聴覚士：2人・小児科医：2人

(意見1-16) 子ども発達相談センター「るるる」における相談員の増員について

現状、新規の相談を受けるためには、いつでも相談可能な利用者は比較的早く案内できる状況であるが、通常は1か月から2か月の待機がある。この点、緊急を要する案件は優先的に対応する等の対応を図っているが、仕事の都合などで曜日指定がある場合は待機期間が長くなるケースもある。このような状況を改善するために、増員を検討いただきたい。



川口市 子ども発達相談 センター



お父さんの発達について気になることや、心配なことなど、相談員が相談を受け付けます。
子どもの発達に精通した小児科医、公認心理師・臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士による専門相談や、関係機関への訪問などをおして、不安や悩みを一緒に考えます。

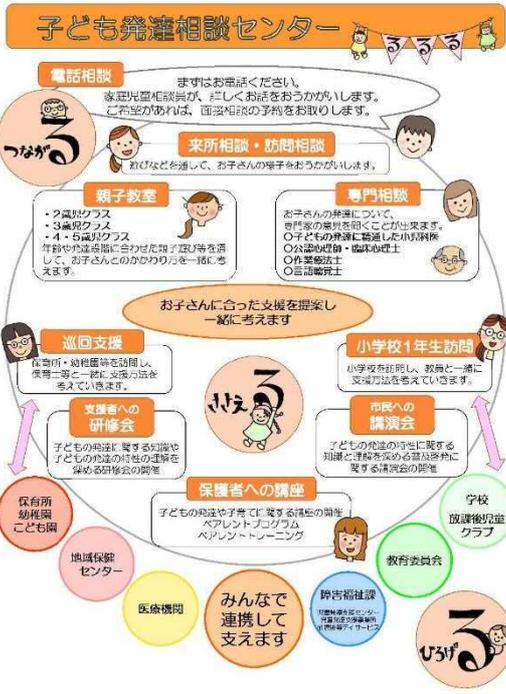
お電話お待ちしております
048-259-9048



開所時間 平日 8:30~17:15
(土・日曜、祝日、年末年始は休み)

〒332-0031
川口市青木3-17-11
青木三丁目分室 2階

048-259-9048
FAX 048-257-1520



- ## スタッフ
- 家庭児童相談員**
 - センターに入る相談希望者に対応します。発達相談、子育ての不安などをお聞きします。
 - ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングを実施します。
 - 保健師**
 - 子どもの発達や親子の健康に関する相談をお受けします。
 - 教員**
 - 学校生活で心配なことや相談を受け付け、充実した学校生活が送れるよう支援します。
 - 1年生訪問を担当します。
 - 保育士**
 - 遊びを通して、保護者と関わり方を一緒に考え、親子の育ちを支えます。
 - 保育所や幼稚園などを訪問して、子どもの行動観察をします。
 - 福祉職**
 - ご相談にのり、関係機関と連携を取りながら、支援方法を検討します。
 - 小児科医 (非常勤)**
 - 発達に関する相談や、医学的なアドバイスをします。※1
 - 公認心理師・臨床心理士 (常勤・非常勤)**
 - 子どもの心の発達に関して、直接や行動観察を行い、保護者と一緒に対応を考えます。※2
 - 作業療法士 (非常勤)**
 - 日常生活上の困り事(動きのぎこちなさ、手先の不器用さ、視覚的処理など)に対し、工夫でできることや支援を保護者と一緒に考えます。※3
 - 言語聴覚士 (非常勤)**
 - ことばの遅れ、発音の不明瞭さ、会話がかみ合わない、などの、ことばの発達やコミュニケーションに関する支援を保護者と一緒に考えます。※3

子ども発達相談センターでは、市民の皆さんが安心して相談できるよう、福祉、保健、教育、医療の分野が連携し乳幼児期からの切れ目のない支援を行います。

子ども発達相談センター・リーフレット

(5) 発達相談支援事業における事業者選定手続について

子育て相談課が所管している発達相談支援事業に関して、令和2年度から令和4年度までの入札案件のうち、以下の外部委託業務は、指名競争入札により業者選定が行われていた。

委託業務名	年度	受注者	契約日	契約額(円)
看板製作委託	令和2年度	株式会社ナガモリ	令和2年4月1日	2,849,000
清掃業務委託	令和2年度	東洋ワックス株式会社	令和2年3月6日	8,624,000
清掃業務委託	令和3年度	株式会社アート警備	令和3年3月17日	8,151,000
清掃業務委託	令和4年度	東洋ワックス株式会社	令和4年3月9日	6,996,000

市の説明によれば、これらの委託業務について、指名競争入札を採用した理由は、「不誠実なものが入札に参加し、公正な競争を妨げた場合、業務の遂行に著しく支障をきたす恐れがあることから、履行の確保が見込まれるものを対象とする必要があるため、指名競争入札とする」というものであった。この点、地方自治法施行令では、指名競争入札については、以下のとおり定められている。

地方自治法 第167条

<p>地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。</p> <p>三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。</p>

上記の業務について、地方自治法施行令に基づき検討すると、第一号については、同号に記載されている契約ではないため、一般競争入札に適しないとはいえないと考えられる。

次に、第二号については、一般的な清掃業務であり、「競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数」とはいえないと考えられる。

最後に、第三号については、市の説明によれば、「不誠実なものが入札に参加し、公正な競争を妨げた場合、業務の遂行に著しく支障をきたす恐れがあることから、履行の確保が見込まれるものを対象とする必要があるため、指名競争入札とする」というものであったが、上記の業務について、「一般競争入札に付することが不利と認められ

るとき」に該当するとは言いにくいと考えられる。

**(意見 1-17) 子育て相談課が実施している発達相談支援事業における業者選定
手続について**

子育て相談課が管轄している発達相談支援事業に関して、指名競争入札により業者選定が行われている清掃業務などについては、指名競争入札によることが適切な状況とは言い難く、今後は、一般競争入札への変更を検討するべきである。

1.1. 保育所運営事業（保育運営課・保育幼稚園課）

(1) 保育施設一覧

①分類と施設数

川口市における保育施設分類及び施設数は令和4年4月1日現在以下のとおりである。

保育施設数一覧（令和4年4月1日現在）

分 類		施設数
認可	公設公営保育所	26
	公設民営保育所	15
	民設民営保育所	89
	小規模保育事業所 A 型	36
	小規模保育事業所 B 型	23
	事業所内保育事業所	4
	認定こども園	3
認可外	認可外保育施設	51
合 計		247

②保育施設一覧（令和4年4月1日現在）

公立保育所一覧

NO	分類	地区	施設名	受入年齢	住所
1	公設公営	中央地区	栄町保育所	1歳児～5歳児	栄町 1-2-19
2	公設公営	横曽根地区	横曽根保育所	1歳児～5歳児	南町 1-2-37
3	公設公営	横曽根地区	仲町東保育所	1歳児～5歳児	仲町 15-15
4	公設公営	横曽根地区	並木保育所	休所中	並木 2-3-6
5	公設公営	青木地区	南青木保育所	生後8週過 ～5歳児	青木 1-4-4

NO	分類	地区	施設名	受入年齢	住所
6	公設公営	青木地区	青木北保育所	1歳児～5歳児	西青木 1-8-28
7	公設公営	青木地区	上青木西保育所	1歳児～5歳児	上青木西 2-14-14
8	公設公営	青木地区	前川南保育所	1歳児～5歳児	南前川 2-15-2
9	公設公営	青木地区	前川保育所	1歳児～5歳児	前川 4-12-12
10	公設公営	南平地区	あさひ保育所	1歳児～5歳児	朝日 1-13-3
11	公設公営	南平地区	朝日北保育所	1歳児～5歳児	朝日 2-16-5
12	公設公営	南平地区	朝日西保育所	生後6か月過 ～5歳児	朝日 4-17-9
13	公設公営	新郷地区	新郷峯保育所	1歳児～5歳児	峯 1322
14	公設公営	神根地区	根岸北保育所	1歳児～5歳児	安行領根岸 886-1
15	公設公営	芝地区	芝中央保育所	生後6か月過 ～5歳児	芝 3905
16	公設公営	芝地区	芝西保育所	1歳児～5歳児	小谷場 237
17	公設公営	芝地区	芝保育所	1歳児～5歳児	芝樋/爪 1-12-8
18	公設公営	芝地区	芝園保育所	1歳児～5歳児	芝園町 3-7
19	公設公営	芝地区	芝北保育所	1歳児～5歳児	北園町 11-1
20	公設公営	安行地区	安行保育所	1歳児～5歳児	安行慈林 130
21	公設公営	戸塚地区	戸塚西保育所	生後8週過 ～5歳児	北原台 3-18-10
22	公設公営	戸塚地区	戸塚保育所	1歳児～5歳児	戸塚東 3-34-5
23	公設公営	鳩ヶ谷地区	桜保育所	生後8週過 ～5歳児	桜町 6-11-10
24	公設公営	鳩ヶ谷地区	里保育所	生後8週過 ～5歳児	里 493-1
25	公設公営	鳩ヶ谷地区	三ツ和保育所	1歳児～5歳児	南鳩ヶ谷 1-4-17
26	公設公営	鳩ヶ谷地区	南鳩ヶ谷保育所	生後8週過 ～5歳児	南鳩ヶ谷 6-6-18
27	公設民営	中央地区	本町保育所	生後6か月過 ～5歳児	本町 2-3-7
28	公設民営	中央地区	川口駅前保育園	生後8週過 ～5歳児	川口 1-1-1 キュポ・ラ 8階
29	公設民営	横曽根地区	川口西保育園	生後6か月過 ～5歳児	川口 5-12-9

NO	分類	地区	施設名	受入年齢	住所
30	公設民営	横曽根地区	並木南保育所	1歳児～5歳児	並木 1-8-25
31	公設民営	横曽根地区	並木東保育園	生後6か月過 ～5歳児	並木 1-24-62
32	公設民営	青木地区	青木保育所	1歳児～5歳児	西青木 3-5-4
33	公設民営	青木地区	上青木保育所	生後6か月過 ～5歳児	上青木 5-5-55
34	公設民営	南平地区	南平保育園	1歳児～5歳児	元郷 1-31-7
35	公設民営	南平地区	領家保育所	生後8週過 ～5歳児	東領家 3-1-8
36	公設民営	新郷地区	新郷保育所	生後6か月過 ～5歳児	東本郷 1000
37	公設民営	神根地区	神根保育所	1歳児～5歳児	西新井宿 557-4
38	公設民営	芝地区	芝南保育所	生後8週過 ～5歳児	芝中田 2-3-1
39	公設民営	芝地区	芝高木保育所	1歳児～5歳児	芝宮根町 20-31
40	公設民営	戸塚地区	戸塚しらぎく 保育園	生後6か月過 ～5歳児	西立野 25-1
41	公設民営	戸塚地区	戸塚のぞみ 保育園	生後6か月過 ～5歳児	東川口 4-22-12

公設公営	26
公設民営	15



公設公営 横曽根保育所 外観



横曽根保育所 トイレ



公設民営 川口駅前保育園 玄関

川口駅前保育園 廊下

川口駅前保育園 園庭

③私立保育施設一覧

NO	分類	地区	施設名	受入年齢	住所
1	民設民営	中央地区	川口きらら保育園	生後 8 週過 ～5 歳児	本町 1-7-5
2	民設民営	中央地区	彩の実保育園	生後 3 か月過 ～5 歳児	本町 2-4-21
3	民設民営	中央地区	はなにこ保育園	1 歳児～5 歳 児	本町 3-3-15 1F
4	民設民営	中央地区	ひふみ保育園	生後 8 週過 ～2 歳児	本町 3-9-21
5	民設民営	中央地区	コンビプラザ 川口東保育園	生後 8 週過 ～5 歳児	本町 4-5-26 キャメリアプラザ 202
6	民設民営	中央地区	たいよう保育園 川口本町園	生後 6 か月過 ～5 歳児	本町 4-8-3
7	民設民営	中央地区	ういず川口本町 保育園	生後 6 か月過 ～5 歳児	本町 4-11-6
8	民設民営	中央地区	ふるーる保育園 川口本町	生後 8 週過 ～5 歳児	本町 4-16-14
9	民設民営	中央地区	カルチャー保育園	生後 8 週過 ～2 歳児	栄町 2-7-5
10	民設民営	中央地区	ういず川口東口 保育園	生後 6 か月過 ～5 歳児	栄町 3-11-17 クレール川ロプラザ1階

NO	分類	地区	施設名	受入年齢	住所
11	民設民営	中央地区	まなびの森保育園 川口	生後 8 週過 ～5 歳児	金山町12-1 サウスゲ ートタワー川口 101
12	民設民営	中央地区	キッズランド川口 金山町園	生後 8 週過 ～5 歳児	金山町 12-1 103-3
13	民設民営	中央地区	太陽の子川口幸町 保育園	生後 8 週過 ～5 歳児	幸町 1-4-36
14	民設民営	中央地区	あいう園	生後 8 週過 ～5 歳児	幸町 3-10-16 3F
15	民設民営	中央地区	いろは園	生後 8 週過 ～5 歳児	幸町 3-10-16 1F
16	民設民営	中央地区	保育所まあむ 川口東口園	1 歳児 ～5 歳児	幸町 3-8-46 2 階
17	民設民営	中央地区	OHANA川口 保育園	1 歳児 ～5 歳児	川口 2-9-14
18	民設民営	横曽根地区	ミラッツ川口 保育園	生後 8 週過 ～5 歳児	川口 6-3-14
19	民設民営	横曽根地区	川口アイ保育園	生後 8 週過 ～5 歳児	川口 6-5-16
20	民設民営	横曽根地区	ういず川口西口 保育園	生後 6 か月過 ～5 歳児	飯塚 1-2-16 川口ホームズ 2 階
21	民設民営	横曽根地区	KIDS ONE 川口	生後 8 週過 ～5 歳児	飯塚 1-3-6
22	民設民営	横曽根地区	川口すみれ保育園	生後 6 か月過 ～5 歳児	飯塚 2-2-1 ライオ ンズプラザ川口 2 階
23	民設民営	横曽根地区	かわぐち杜の 保育園	生後 8 週過 ～5 歳児	西川口 1-24-2- 201
24	民設民営	横曽根地区	みらい保育園	生後 6 か月過 ～5 歳児	西川口 1-39-5
25	民設民営	横曽根地区	なぎさ川口宮町 保育園	生後 6 か月過 ～5 歳児	宮町 8-10
26	民設民営	横曽根地区	川口リボンシティ 保育園	生後 8 週過 ～5 歳児	並木元町 1-65
27	民設民営	横曽根地区	西川口クマさん 保育所	生後 8 週過 ～5 歳児	並木 2-9-9

NO	分類	地区	施設名	受入年齢	住所
28	民設民営	青木地区	川口青木おおぞら 保育園	生後 8 週過 ～5 歳児	青木 3-2-23
29	民設民営	青木地区	ドルフィン・キッズ 保育園川口	1 歳児 ～5 歳児	青木 5-10-12
30	民設民営	青木地区	たいよう保育園 中青木園	生後 6 か月過 ～5 歳児	中青木 4-11-1
31	民設民営	青木地区	西青木クマさん 保育所	生後 8 週過 ～5 歳児	西青木 3-3-3
32	民設民営	青木地区	しいのみ保育園	生後 8 週過 ～5 歳児	前川 2-39-7
33	民設民営	南平地区	バンビ保育園 あさひ	生後 8 週過 ～5 歳児	朝日 1-26-7
34	民設民営	南平地区	おさなご園	生後 8 週過 ～5 歳児	朝日 5-7-15
35	民設民営	南平地区	ういず川口元郷駅 前保育園	生後 6 か月過 ～5 歳児	元郷 1-4-21
36	民設民営	南平地区	ワールド保育園	生後 8 週過 ～2 歳児	元郷 1-9-6
37	民設民営	南平地区	さくらそう保育園 元郷	生後 8 週過 ～5 歳児	元郷 1-21-13
38	民設民営	南平地区	レオ保育園川口	生後 8 週過 ～5 歳児	元郷 2-15-44
39	民設民営	南平地区	アケボノ保育園	1 歳児 ～5 歳児	元郷 5-23-1
40	民設民営	南平地区	元郷まりーな 保育園	生後 6 か月過 ～5 歳児	弥平 1-9-7
41	民設民営	南平地区	みどりご園	生後 8 週過 ～5 歳児	弥平 2-2-14
42	民設民営	新郷地区	鳩笛保育園	1 歳児 ～2 歳児	東本郷 1185 小鳩幼稚園内
43	民設民営	新郷地区	あおい保育園	生後 6 か月過 ～5 歳児	榛松 1-8-12
44	民設民営	神根地区	川口こども園	生後 8 週過 ～5 歳児	安行領根岸 1291

NO	分類	地区	施設名	受入年齢	住所
45	民設民営	神根地区	川口木曾呂ゆたか 保育園	生後 8 週過 ～5 歳児	木曾呂 496-2
46	民設民営	神根地区	汽車ぼっぼ保育園 きざろ	生後 6 か月過 ～5 歳児	大字木曾呂字天 神下 552-1
47	民設民営	神根地区	川口おおぞら 保育園	生後 8 週過 ～5 歳児	石神 697
48	民設民営	神根地区	川口星の子保育園	生後 8 週過 ～5 歳児	新井宿 25-3
49	民設民営	神根地区	赤芝保育園	生後 6 か月過 ～5 歳児	赤山 193-2
50	民設民営	芝地区	スキップ川口 保育園	生後 6 か月過 ～5 歳児	芝中田 2-35-10
51	民設民営	芝地区	リトル宙保育園	生後 8 週過 ～5 歳児	芝樋ノ爪 1-7-9
52	民設民営	芝地区	ココファン・ナーサ リー川口芝 (注1)	生後 8 週過 ～5 歳児	芝樋ノ爪 1-7-48
53	民設民営	芝地区	インフィニティ 保育園柳崎園	生後 6 か月過 ～5 歳児	柳崎 2-25-9
54	民設民営	安行地区	安行東光保育園	1 歳児 ～5 歳児	安行原 1361
55	民設民営	安行地区	プリスクレール・ ディゾ・アンジェ 安行藤八	生後 8 週過 ～5 歳児	安行 189
56	民設民営	安行地区	汽車ぼっぼ第 2 保育園	生後 6 か月過 ～5 歳児	安行吉蔵 334-1
57	民設民営	安行地区	かわぐちこころ 保育園	生後 8 週過 ～5 歳児	安行出羽 5-2-5
58	民設民営	安行地区	川口安行まりーな 保育園	生後 6 か月過 ～5 歳児	安行出羽 1-12- 10
59	民設民営	戸塚地区	うぐす保育園 川口戸塚	生後 8 週過 ～5 歳児	西立野 400-9
60	民設民営	戸塚地区	フォーマザー 西立野保育園	生後 8 週過 ～5 歳児	西立野 654-17
61	民設民営	戸塚地区	東川口あら川 保育園	生後 6 か月過 ～5 歳児	戸塚 1-6-18

NO	分類	地区	施設名	受入年齢	住所
62	民設民営	戸塚地区	東川口鳩笛保育園	生後6か月過 ～5歳児	戸塚1-7-11
63	民設民営	戸塚地区	たいよう保育園 東川口園	生後6か月過 ～5歳児	戸塚3-1-25
64	民設民営	戸塚地区	プリスクレール・ ディゾ・アンジェ 川口戸塚	生後8週過 ～5歳児	戸塚3-21-12
65	民設民営	戸塚地区	そよ風保育園 戸塚園	生後6か月過 ～5歳児	戸塚3-32-22
66	民設民営	戸塚地区	アスク東川口 保育園	生後8週過 ～5歳児	戸塚4-21-1
67	民設民営	戸塚地区	ステラ川口戸塚 保育園	生後8週過 ～5歳児	戸塚5-8-5
68	民設民営	戸塚地区	ういず戸塚安行 駅前保育園	生後6か月過 ～5歳児	戸塚6-22-2
69	民設民営	戸塚地区	赤芝第二保育園	生後6か月過 ～5歳児	戸塚東1-2-27
70	民設民営	戸塚地区	東かわぐちポポロ 保育園	生後8週過 ～5歳児	戸塚東1-1-15
71	民設民営	戸塚地区	フォーマザー 保育園第2分園	4歳児 ～5歳児	東川口1-3-10 1F
	民設民営	戸塚地区	フォーマザー 保育園第1分園	生後8週過 ～1歳児	東川口2-13-26
	民設民営	戸塚地区	フォーマザー 保育園	2歳児 ～3歳児	東川口3-2-29
72	民設民営	戸塚地区	汽車ぽっぽ保育園	生後6か月過 ～5歳児	東川口6-8-19
73	民設民営	戸塚地区	プリスクレール・ ディゾ・アンジェ 戸塚安行	生後8週過～ 5歳児	長蔵1-25-3
74	民設民営	戸塚地区	川口くれよん 保育園	生後8週過 ～5歳児	長蔵2-6-10
75	民設民営	鳩ヶ谷地区	はとがや保育園	生後8週過 ～5歳児	鳩ヶ谷本町1-6- 10
76	民設民営	鳩ヶ谷地区	正光寺保育園 鳩ヶ谷園	生後6か月過 ～5歳児	鳩ヶ谷本町3- 21-8

NO	分類	地区	施設名	受入年齢	住所
77	民設民営	鳩ヶ谷地区	鳩ヶ谷キッズランド	1歳児 ～5歳児	坂下町 1-14-17
78	民設民営	鳩ヶ谷地区	マリヤ保育園	生後8週過 ～2歳児	坂下町 4-2-9
79	民設民営	鳩ヶ谷地区	アルタキッズ 鳩ヶ谷園	生後8週過 ～5歳児	里 365-2
80	民設民営	鳩ヶ谷地区	みずほ保育園 川口里	生後8週過 ～5歳児	里 511-1
81	民設民営	鳩ヶ谷地区	いちごひがし 保育園	生後8週過 ～5歳児	里 712-3
82	民設民営	鳩ヶ谷地区	鳩ヶ谷めぐみ 保育園	生後8週過 ～5歳児	里 1368
83	民設民営	鳩ヶ谷地区	いちご保育園	生後8週過 ～5歳児	里 1608-1
84	民設民営	鳩ヶ谷地区	どんぐり保育園	生後6か月過 ～5歳児	三ツ和 1-21-21
85	民設民営	鳩ヶ谷地区	太陽の子南鳩ヶ谷 駅前保育園	生後8週過 ～5歳児	南鳩ヶ谷 4-10- 19
86	民設民営	鳩ヶ谷地区	いちごみなみ 保育園	生後8週過 ～5歳児	南鳩ヶ谷 5-1-8
87	民設民営	鳩ヶ谷地区	はちまんぎ保育園	生後6か月過 ～5歳児	八幡木 1-17-2
88	民設民営	鳩ヶ谷地区	川口まりーな 保育園	生後6か月過 ～5歳児	八幡木 2-1-17
89	民設民営	鳩ヶ谷地区	バンビ保育園	生後8週過 ～5歳児	鳩ヶ谷緑町 2- 17-5
90	小規模A	中央地区	アップルナーサリ ー (注2)	生後8週過 ～2歳児	本町 4-4-16-203
91	小規模A	中央地区	ユアーズ・マミー 保育室	生後8週過 ～2歳児	本町 4-7-3 ミヤビル2階
92	小規模A	中央地区	コマームナーサリ ー川口	生後8週過 ～2歳児	栄町 1-12-21- 211
93	小規模A	中央地区	さくら保育園 川口東口園	生後8週過 ～2歳児	栄町 3-12-11- 204

NO	分類	地区	施設名	受入年齢	住所
94	小規模A	中央地区	まーぶる保育園 リプレ川口園	1歳児 ～2歳児	川口 3-2-1 リプレ 川口一番街1号棟201A
95	小規模A	横曽根地区	保育所まあむ 川口西口園	生後6か月過 ～2歳児	飯塚 1-11-8
96	小規模A	横曽根地区	Happiness 川口 保育園	生後8週過 ～2歳児	西川口 1-41-21
97	小規模A	横曽根地区	ふるーる保育園 川口並木	生後8週過 ～2歳児	並木 2-13-1 ウインビル西川口1階
98	小規模A	横曽根地区	西川口アイ保育園	生後8週過 ～2歳児	並木 3-31-7
99	小規模A	横曽根地区	たいよう保育園 西川口駅西口園	生後8週過 ～2歳児	西川口 2-10-8 2F
100	小規模A	横曽根地区	たいよう保育園 西川口駅東口園	生後8週過 ～2歳児	並木 3-24-8
101	小規模A	青木地区	あいう園乳児 保育室	生後8週過 ～2歳児	中青木 1-2-33
102	小規模A	青木地区	ふるーる保育園 川口前川	生後8週過 ～2歳児	前川 4-42-1 藤栄ビル 1F
103	小規模A	青木地区	たいよう保育園 上青木西園	生後8週過 ～2歳児	上青木西 4-18-6
104	小規模A	南平地区	さくらそう保育園 朝日	生後8週過 ～2歳児	朝日 6-18-6 1F
105	小規模A	南平地区	さくらそう保育園 東領家	生後8週過 ～2歳児	東領家 3-16-2- 102
106	小規模A	新郷地区	可愛い子保育園	生後8週過 ～2歳児	江戸袋 1-13-31
107	小規模A	神根地区	よつば保育園	生後8週過 ～2歳児	北園町 15-9
108	小規模A	芝地区	ともいき保育園	生後8週過 ～2歳児	芝 1-25-3
109	小規模A	芝地区	ふるーる保育園 川口芝	生後8週過 ～2歳児	芝 2-16-13 栄ビル1階
110	小規模A	芝地区	ゆたか保育園	生後8週過 ～2歳児	芝中田 2-32-4 1F

NO	分類	地区	施設名	受入年齢	住所
111	小規模A	芝地区	かたつむり保育園 芝新町	生後8週過 ～2歳児	芝新町 11-27 Ark WARABI 1階
112	小規模A	芝地区	たいよう保育園 芝中田園	生後8週過 ～2歳児	芝中田 2-8-28
113	小規模A	安行地区	安行東おうち 保育園	1歳児 ～2歳児	安行藤八 182-5
114	小規模A	安行地区	ひよこ保育園	生後8週過 ～2歳児	安行出羽 4-16- 18
115	小規模A	戸塚地区	第1ひまわり園	生後8週過 ～2歳児	西立野 534-4 サ ガミレジデンス1-B
116	小規模A	戸塚地区	東川口保育園 えくぼ	1歳児 ～2歳児	北原台 1-7-22
117	小規模A	戸塚地区	保育ルーム Felice 東川口園	生後8週過 ～2歳児	戸塚 2-7-1-102
118	小規模A	戸塚地区	東川口駅前そよ風 保育園	生後8週過 ～2歳児	東川口 2-6-18- 103
119	小規模A	戸塚地区	うさぎ野原の 保育園	生後8週過 ～2歳児	東川口 6-8-18
120	小規模A	戸塚地区	第2ひまわり園	生後8週過 ～2歳児	戸塚南 1-1-25
121	小規模A	戸塚地区	たいよう保育園 戸塚東園	生後8週過 ～2歳児	戸塚東 1-5-21
122	小規模A	鳩ヶ谷地区	Kid'sPatio はとがや園	生後8週過 ～2歳児	坂下町 3-5-15 1F
123	小規模A	鳩ヶ谷地区	かたつむりベビー 保育園鳩ヶ谷	生後8週過 ～1歳児	里 1616 フレア鳩ヶ谷 1F
124	小規模A	鳩ヶ谷地区	保育ルーム Felice 鳩ヶ谷園	生後8週過 ～2歳児	里 1827-5 メゾンパラビア 102
125	小規模A	鳩ヶ谷地区	保育所ちびっこ ランド南鳩ヶ谷駅園	生後8週過 ～2歳児	南鳩ヶ谷 5-1-7
126	小規模B	中央地区	保育所キッズアイラ ンド川口市役所前園	生後8週過 ～1歳児	幸町 1-4-19 ソフィア川口幸町 1F
127	小規模B	中央地区	保育園キッズハウス 川口園第1保育室	生後8週過 ～2歳児	川口 1-5-14 スイ ットタワー川口 2F 201

NO	分類	地区	施設名	受入年齢	住所
128	小規模B	中央地区	保育園キッズハウス 川口園第2保育室	生後8週過 ～2歳児	川口 1-5-14 ｽｲﾌ ｯﾄﾀｰ-川口 2F 202
129	小規模B	横曽根地区	エンゼル保育園 川口駅前園	生後8週過 ～2歳児	飯塚 1-9-18
130	小規模B	横曽根地区	保育所ちびっこ ランド飯塚園	1歳児 ～2歳児	飯塚 2-9-18
131	小規模B	横曽根地区	わかば保育園	生後8週過 ～2歳児	西川口 6-17-6
132	小規模B	横曽根地区	あゆみ保育所	生後8週過 ～2歳児	並木 2-28-11
133	小規模B	青木地区	マミ保育園	生後8週過 ～2歳児	上青木 3-20-4
134	小規模B	青木地区	M e r r y びい～んず保育園	生後8週過 ～2歳児	前川 1-14-4
135	小規模B	青木地区	びい～んずくらぶ N e o	生後8週過 ～2歳児	前川 1-9-21
136	小規模B	南平地区	ひだまりの園	生後8週過 ～2歳児	東領家 2-34-3 ディアコート川口 1F
137	小規模B	神根地区	エンゼル保育園 石神園	生後8週過 ～2歳児	石神 1661-1
138	小規模B	神根地区	保育園キッズハウ ｽ新井宿駅前園	生後8週過 ～2歳児	赤山 1358-1
139	小規模B	戸塚地区	さくら保育園 西立野園	生後8週過 ～2歳児	西立野 555-1 ﾙｼﾞﾞﾞﾙﾌﾞﾙｰ1階
140	小規模B	戸塚地区	さくら保育園 戸塚園	生後8週過 ～2歳児	戸塚 3-29-5 東川 口ガーデンプラザ8番館
141	小規模B	戸塚地区	第1フォーマミー 保育園	生後8週過 ～2歳児	東川口 1-2-23 1階
142	小規模B	戸塚地区	第3フォーマミー 保育園	生後8週過 ～2歳児	東川口 1-2-23 2階
143	小規模B	戸塚地区	保育園キッズハウス 東川口園第1保育室	生後8週過 ～2歳児	東川口 2-3-38 石井ビル 1F
144	小規模B	戸塚地区	第2フォーマミー 保育園	生後8週過 ～2歳児	東川口 4-18-20

NO	分類	地区	施設名	受入年齢	住所
145	小規模B	戸塚地区	うさぎ第2保育園	生後8週過 ～2歳児	東川口 5-3-18
146	小規模B	戸塚地区	保育ルーム スター☆キッズ	生後6か月過 ～2歳児	長蔵 1-17-2 A-1号室
147	小規模B	鳩ヶ谷地区	桃の花ナーサリー 南鳩ヶ谷ルーム	生後8週過 ～2歳児	南鳩ヶ谷4-17-16 ラシー ヌ・ド・ラブーレ1F 401
148	小規模B	鳩ヶ谷地区	桃の花ナーサリー 第2南鳩ヶ谷ルーム	生後8週過 ～2歳児	南鳩ヶ谷4-17-16 ラシー ヌ・ド・ラブーレ1F 301
149	事業所内	神根地区	あーす保育園 イオンモール川口	生後8週過 ～2歳児	安行領根岸 3180 イオンモール川口1階
150	事業所内	神根地区	川口わんぱく 保育園 (注3)	生後3か月過 ～2歳児	神戸 258-1
151	事業所内	芝地区	ふるーる保育園 川口二十三夜	生後8週過 ～2歳児	芝 7238
152	事業所内	戸塚地区	埼玉ヤクルト保育園 とづかもぐもぐ保育 ルーム	生後6か月過 ～2歳児	東川口 2-6-18
153	認定 こども園	青木地区	認定こども園 清泉幼稚園	生後6か月過 ～5歳児	前川 1-6-19
154	認定 こども園	芝地区	川口ふたばこども園	生後6か月過 ～5歳児	柳根町 2-11
155	認定 こども園	鳩ヶ谷地区	みのりこども園	1歳児～5歳 児	鳩ヶ谷本町 4-8- 28

(注1) NO 52 ココファン・ナーサリー川口芝は令和5年4月に Gakken ほいくえん
川口芝へ改称した。

(注2) NO 90 アップルナーサリーは令和5年4月にポミエ保育園へ改称した。

(注3) NO 150 川口わんぱく保育園は令和4年8月にタムスわんぱく保育園川口へ改
称した。

民設民営	89
小規模A	36
小規模B	23
事業所内	4
認定こども園	3

(2) 保育施設の子童数と公設公営保育所の保育士等の実労働者数

①保育施設の定員数及び入所入園児童数の推移

令和元年度から令和4年度までの各年度4月1日現在の保育施設の定員数及び入所入園児童数の推移は次のとおりである。

(各年度4月1日現在)

施設種別	施設名	認可定員	入所者数			
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公設公営	栄町保育所	70	75	72	71	66
公設公営	横曽根保育所	120	101	96	93	86
公設公営	仲町東保育所	114	113	112	105	100
公設公営	並木保育所(休所中)	60	60	62		
公設公営	南青木保育所	150	151	150	132	134
公設公営	青木北保育所	60	67	68	63	46
公設公営	上青木西保育所	113	112	112	106	107
公設公営	前川保育所	120	106	108	106	106
公設公営	前川南保育所	120	101	100	94	91
公設公営	あさひ保育所	90	77	74	69	66
公設公営	朝日北保育所	120	69	66	68	73
公設公営	朝日西保育所	130	114	126	116	113
公設公営	新郷峯保育所	120	97	99	94	93
公設公営	根岸北保育所	120	99	96	92	91
公設公営	戸塚西保育所	150	145	149	138	138
公設公営	芝保育所	60	65	65	64	63
公設公営	芝園保育所	90	89	83	79	77
公設公営	芝中央保育所	120	114	118	113	108
公設公営	芝西保育所	120	79	78	81	74
公設公営	芝北保育所	120	107	100	99	101
公設公営	安行保育所	120	114	114	114	115
公設公営	戸塚保育所	120	117	111	108	116
公設公営	桜保育所	73	73	74	70	73
公設公営	里保育所	100	111	112	105	99
公設公営	南鳩ヶ谷保育所	120	119	120	111	110
公設公営	三ツ和保育所	73	71	69	69	66
公設民営	戸塚しらぎく保育園	90	101	101	104	104

施設種別	施設名	認可 定員	入所者数			
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
公設民営	戸塚のぞみ保育園	80	77	80	75	77
公設民営	並木南保育所	120	111	111	102	97
公設民営	神根保育所	120	121	120	114	115
公設民営	新郷保育所	120	119	118	115	116
公設民営	青木保育所	80	82	80	74	71
公設民営	芝高木保育所	90	92	93	88	90
公設民営	川口駅前保育園	120	131	130	131	130
公設民営	川口西保育園	200	199	191	187	177
公設民営	本町保育所	90	106	105	103	106
公設民営	上青木保育所	90	106	106	106	105
公設民営	並木東保育園	90	85	94	90	87
公設民営	南平保育園	130	127	129	130	130
公設民営	芝南保育所	123	123	120	117	115
公設民営	領家保育所	85	72	75	68	73
民設民営	安行東光保育園	90	96	98	99	97
民設民営	アケボノ保育園	60	56	53	50	54
民設民営	しいのみ保育園	60	63	60	62	61
民設民営	レオ保育園川口	90	102	104	97	102
民設民営	カルチャー保育園	60	60	62	57	54
民設民営	赤芝保育園	80	78	75	71	73
民設民営	川口こども園	90	89	93	92	97
民設民営	コンビプラザ川口東保育園	60	67	66	65	67
民設民営	アスク東川口保育園	90	89	88	89	90
民設民営	鳩笛保育園	20	20	20	18	17
民設民営	ワールド保育園	45	41	38	36	40
民設民営	あいう園	45	51	51	47	47
民設民営	フォーマザー保育園（本園） フォーマザー保育園（第1分園） フォーマザー保育園（第2分園）	170	167	169	159	164
民設民営	川口リボンシティ保育園	60	65	68	71	68
民設民営	ういず川口西口保育園	60	70	72	72	72
民設民営	汽車ぼっぼ保育園	45	52	52	44	48

施設種別	施設名	認可 定員	入所者数			
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
民設民営	ういず戸塚安行駅前保育園	45	47	46	46	47
民設民営	赤芝第二保育園	60	60	57	55	59
民設民営	おさなご園	90	63	82	88	93
民設民営	東川口鳩笛保育園	60	66	67	66	69
民設民営	はとがや保育園	72	86	86	82	80
民設民営	いちご保育園	39	41	42	41	42
民設民営	どんぐり保育園	60	67	66	63	63
民設民営	鳩ヶ谷めぐみ保育園	60	72	71	66	68
民設民営	マリヤ保育園	30	30	30	29	25
民設民営	いちごみなみ保育園	60	58	59	58	58
民設民営	バンビ保育園	60	64	63	63	60
民設民営	ういず川口本町保育園	90	89	89	87	87
民設民営	ういず川口東口保育園	60	59	59	58	59
民設民営	フォーマザー西立野保育園	90	89	90	89	91
民設民営	まなびの森保育園川口	60	67	71	71	71
民設民営	ういず川口元郷駅前保育園	75	74	74	74	74
民設民営	太陽の子 川口幸町保育園	60	63	64	61	64
民設民営	汽車ぼっぼ第2保育園	60	69	69	67	70
民設民営	ステラ川口戸塚保育園	80	81	80	74	81
民設民営	川口おおぞら保育園	80	79	86	84	84
民設民営	かわぐちこころ保育園	90	87	86	87	85
民設民営	太陽の子 南鳩ヶ谷駅前保育園	70	66	69	70	68
民設民営	川口星の子保育園	60	60	59	59	60
民設民営	みどりご園	90	96	96	96	94
民設民営	川口すみれ保育園	75	74	74	73	72
民設民営	保育所まあむ川口東口園	49	45	49	47	47
民設民営	インフィニティ保育園柳崎園	38	33	36	36	33
民設民営	リトル宙保育園	49	49	45	48	44
民設民営	プリスクール・ティーズ・アンジェ川口戸塚	80	77	69	64	61
民設民営	川口まりーな保育園	69	63	63	62	67
民設民営	西川口クマさん保育所	90	98	100	99	98
民設民営	たいよう保育園中青木園	90	87	88	87	82

施設種別	施設名	認可 定員	入所者数			
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
民設民営	いちごひがし保育園	60	56	59	53	52
民設民営	みらい保育園	100	93	98	95	92
民設民営	バンビ保育園あさひ	70	69	72	72	72
民設民営	うぐす保育園川口戸塚	70	66	68	61	65
民設民営	川口きらら保育園	76	66	64	61	62
民設民営	OHANA川口保育園	50	50	49	50	47
民設民営	元郷まり一な保育園	80	73	79	77	77
民設民営	キッズランド川口金山町園	52	52	52	48	51
民設民営	あおい保育園	90	67	77	86	82
民設民営	川口木曾呂ゆたか保育園	60	48	56	55	57
民設民営	たいよう保育園東川口園	90	69	86	83	92
民設民営	川口青木おおぞら保育園	87	77	84	87	82
民設民営	彩の実保育園	90	84	99	100	104
民設民営	スキップ川口保育園	70	59	67	62	65
民設民営	正光寺保育園鳩ヶ谷園	60	50	57	54	57
民設民営	はちまんぎ保育園	86	50	71	83	77
民設民営	ふるーる保育園川口本町	70	48	67	65	68
民設民営	はなにこ保育園	30	18	28	30	24
民設民営	川口アイ保育園	66	43	56	67	67
民設民営	かわぐち杜の保育園	45	27	43	44	41
民設民営	さくらそう保育園元郷	60	31	45	52	58
民設民営	川口くれよん保育園	60	30	40	42	56
民設民営	東川口あら川保育園	77	46	60	74	75
民設民営	プリスクレール・ティーズ・アンジエ戸塚安行	90	45	67	82	9
民設民営	そよ風保育園 戸塚園	60	32	45	51	64
民設民営	アルタキッズ鳩ヶ谷園	60		29	37	45
民設民営	みずほ保育園川口里	90		45	63	76
民設民営	川口安行まり一な保育園	80		35	45	75
民設民営	いろは園	48		27	31	42
民設民営	ココファン・ナーサリー川口芝	70		43	57	57
民設民営	鳩ヶ谷キッズランド	90		56	84	98
民設民営	プリスクレール・ティーズ・アンジエ安行藤八	90		49	57	52

施設種別	施設名	認可 定員	入所者数			
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
民設民営	KIDS ONE 川口	29		29	30	28
民設民営	西青木クマさん保育所	90			77	84
民設民営	ひふみ保育園	60			52	49
民設民営	ドルフィン・キッズ保育園川口	60			23	36
民設民営	東かわぐちポポロ保育園	60			38	49
民設民営	たいよう保育園川口本町園	50			42	47
民設民営	なぎさ川口宮町保育園	90				14
民設民営	汽車ぼっぼ保育園きざろ	90				40
民設民営	ミラッツ川口保育園	94				38
小規模A	ユアーズ・マミー保育室	19	19	18	17	17
小規模A	たいよう保育園芝中田園	19	19	19	18	18
小規模A	東川口保育園えくぼ	12	12	10	12	12
小規模A	たいよう保育園戸塚東園	19	19	19	18	17
小規模A	第1ひまわり園	12	10	10	10	12
小規模A	さくらそう保育園東領家	12	11	12	8	12
小規模A	可愛い子保育園	19	19	19	19	18
小規模A	さくら保育園川口東口園	19	18	14	17	16
小規模A	アップルナーサリー	19	15	16	12	16
小規模A	コマームナーサリー川口	15	13	14	14	12
小規模A	たいよう保育園西川口駅東口園	19	19	19	18	19
小規模A	よつば保育園	19	18	17	19	19
小規模A	うさぎ野原の保育園	19	17	16	8	11
小規模A	東川口駅前そよ風保育園	19	19	18	17	18
小規模A	第2ひまわり園	19	19	19	17	18
小規模A	保育ルーム Felice 東川口園	17	17	12	16	14
小規模A	安行東おうち保育園	10	9	9	7	10
小規模A	ひよこ保育園	19	12	13	18	15
小規模A	Kid's Patio はとがや園	19	19	16	17	15
小規模A	まーぶる保育園リブレ川口園	16	15	16	15	16
小規模A	ゆたか保育園	19	18	19	16	16
小規模A	さくらそう保育園朝日	15	15	11	15	14
小規模A	たいよう保育園西川口駅西口園	19	18	17	17	18

施設種別	施設名	認可 定員	入所者数			
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
小規模A	ともいき保育園	17	19	18	17	17
小規模A	西川口アイ保育園	19	19	19	17	18
小規模A	保育所まあむ川口西口園	19	19	18	19	18
小規模A	ふるーる保育園川口前川	19	19	16	19	14
小規模A	たいよう保育園上青木西園	19	19	19	16	15
小規模A	保育ルーム Felice 鳩ヶ谷園	19	17	13	19	18
小規模A	ふるーる保育園川口並木	19	19	19	18	18
小規模A	ふるーる保育園川口芝	19	18	18	18	19
小規模A	かたつむり保育園芝新町	17	16	17	15	17
小規模A	あいう園乳児保育室	19	19	18	13	14
小規模A	保育所ちびっこランド南鳩ヶ谷駅園	19	19	19	17	13
小規模A	かたつむりベビー保育園鳩ヶ谷	19	19	9	10	10
小規模A	Happiness 川口保育園	19		16	12	15
小規模B	マミ保育園	12	17	17	15	9
小規模B	保育園キッズハウス川口園第1保育室	19	19	18	18	12
小規模B	あゆみ保育所	12	11	12	8	11
小規模B	わかば保育園	19	16	19	16	9
小規模B	エンゼル保育園石神園	19	15	14	15	14
小規模B	保育園キッズハウス新井宿駅前園	19	19	19	19	17
小規模B	保育園キッズハウス東川口園第1保育室	19	19	19	17	17
小規模B	第1フォーマミー保育園	15	15	15	14	14
小規模B	第3フォーマミー保育園	15	15	15	13	15
小規模B	第2フォーマミー保育園	9	8	8	8	6
小規模B	保育所ちびっこランド飯塚園	16	16	16	15	8
小規模B	桃の花ナーサリー南鳩ヶ谷ルーム	15	15	15	14	14
小規模B	びい〜んずくらぶNeo	15	15	14	13	12
小規模B	Merry びい〜んず保育園	12	12	11	7	9
小規模B	桃の花ナーサリー第2南鳩ヶ谷ルーム	15	15	13	12	15
小規模B	ひだまりの園	16	14	16	11	11
小規模B	うさぎ第2保育園	19	18	18	15	11
小規模B	保育園キッズハウス川口園第2保育室	19	17	16	13	11
小規模B	さくら保育園西立野園	19	18	19	17	18

施設種別	施設名	認可 定員	入所者数			
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
小規模B	さくら保育園戸塚園	19	16	15	16	16
小規模B	保育ルームスター☆キッズ	16	14	13	11	10
小規模B	エンゼル保育園 川口駅前園	19	19	18	17	17
小規模B	保育所キッズアイランド川口市役所前園	16	9	13	12	12
事業所内	川口わんぱく保育園	45	31	25	40	31
事業所内	ふるーる保育園川口二十三夜	16		12	15	12
事業所内	埼玉ヤクルト保育園とつかもぐもぐ保育ルーム	17				9
事業所内	あーす保育園イオンモール川口	19				6
認定 こども園	川口ふたばこども園 (1号)	375		311	393	416
	川口ふたばこども園 (2・3号)	130		154	142	132
認定 こども園	みのりこども園 (1号)	105			97	73
	みのりこども園 (2・3号)	61			65	60
認定 こども園	認定こども園清泉幼稚園 (1号)	261				268
	認定こども園清泉幼稚園 (2・3号)	93				72

②令和4年度の公設公営保育所の児童数と保育士の必要人員は以下のとおりである。

NO	施設名	保育士（正規職員）の必要員数（単位：人）								
		所長	主任 保育 士	0歳 児保 育士	1歳 児保 育士	2歳 児保 育士	3歳 児保 育士	4歳 児保 育士	5歳 児保 育士	計
0～5歳児保育士 配置基準		児童数		3	5	6	17	27	27	
		保育士数		1	1	1	1	1	1	
1	栄町保育所	児童数			11	11	20	20	20	82
		1	1		3	2	2	1	1	11
2	横曽根保育所	児童数			15	18	29	29	29	120
		1	1		3	3	2	2	2	14
3	仲町東保育所	児童数			15	18	27	27	27	114
		1	1		3	3	2	1	1	12
4	並木保育所 (休所中)	児童数								

NO	施設名	保育士（正規職員）の必要員数（単位：人）								
		所長	主任 保育士	0歳 児保 育士	1歳 児保 育士	2歳 児保 育士	3歳 児保 育士	4歳 児保 育士	5歳 児保 育士	計
5	南青木保育所	児童数		9	18	20	30	30	31	138
		1	2	3	4	4	2	2	2	20
6	青木北保育所	児童数		/	5	10	18	18	20	71
		1	1	/	1	2	2	1	1	9
7	上青木西保育所	児童数		/	15	18	26	27	27	113
		1	1	/	3	3	2	1	1	12
8	前川保育所	児童数		/	15	18	24	27	27	111
		1	1	/	3	3	2	1	1	12
9	前川南保育所	児童数		/	10	18	21	25	25	99
		1	1	/	2	3	2	1	1	11
10	あさひ保育所	児童数		/	9	10	19	19	20	77
		1	1	/	2	2	2	1	1	10
11	朝日北保育所	児童数		/	9	10	18	21	21	79
		1	1	/	2	2	2	1	1	10
12	朝日西保育所	児童数		4	12	15	25	30	30	116
		1	1	2	3	3	2	2	2	16
13	新郷峯保育所	児童数		/	10	18	24	28	28	108
		1	1	/	2	3	2	2	2	13
14	根岸北保育所	児童数		/	15	18	24	28	28	113
		1	1	/	3	3	2	2	2	14
15	芝保育所	児童数		/	11	12	16	16	16	71
		1	1	/	3	2	1	1	1	10
16	芝園保育所	児童数		/	10	18	21	22	22	93
		1	1	/	2	3	2	1	1	11
17	芝中央保育所	児童数		12	15	18	24	25	27	121
		1	1	4	3	3	2	1	1	16
18	芝西保育所	児童数		/	10	12	20	20	21	83
		1	1	/	2	2	2	1	1	10

NO	施設名	保育士（正規職員）の必要員数（単位：人）								
		所長	主任 保育士	0歳 児保 育士	1歳 児保 育士	2歳 児保 育士	3歳 児保 育士	4歳 児保 育士	5歳 児保 育士	計
19	芝北保育所	児童数		/	15	16	23	23	25	102
		1	1	/	3	3	2	1	1	12
20	安行保育所	児童数		/	15	22	26	26	27	116
		1	1	/	3	4	2	1	1	13
21	戸塚保育所	児童数		/	15	20	28	30	30	123
		1	1	/	3	4	2	2	2	15
22	戸塚西保育所	児童数		9	18	22	30	30	31	140
		1	2	3	4	4	2	2	2	20
23	桜保育所	児童数		6	9	12	16	16	16	75
		1	1	2	2	2	1	1	1	11
24	里保育所	児童数		9	15	15	19	22	23	103
		1	1	3	3	3	2	1	1	15
25	南鳩ヶ谷保育所	児童数		9	16	20	23	23	23	114
		1	1	3	4	4	2	1	1	17
26	三ツ和保育所	児童数		/	8	8	18	18	18	70
		1	1	/	2	2	2	1	1	10
計		児童数		58	316	397	569	600	612	2,552
		25	27	20	68	72	48	32	32	324

(注) 川口市における認可保育所の年齢別保育士配置基準

0歳	3人につき1人以上
1歳	5人につき1人以上
2歳	6人につき1人以上
3歳	17人につき1人以上
4歳	27人につき1人以上
5歳	27人につき1人以上

令和3年4月1日より、国の基準省令に準じた保育士の配置に関する特例を実施している。

③公設公営保育所の保育士の実労働者数と②に掲げる保育士の必要人員をもとに算定した充足率は以下のとおりである。

NO	施設名	保育士（正規職員）の実労働者数（単位：人）					充足率（実労働者数/保育士の必要人員）
		所長・主任・0～5歳児保育士	一時保育	子育て支援	その他加配	計	
1	栄町保育所	11			1	12	109%
2	横曽根保育所	14	3		2	19	136%
3	仲町東保育所	12			4	16	133%
4	並木保育所(休所中)						
5	南青木保育所	20	3	1	3	27	135%
6	青木北保育所	9			1	10	111%
7	上青木西保育所	12	3		2	17	142%
8	前川保育所	12			3	15	125%
9	前川南保育所	11			2	13	118%
10	あさひ保育所	10			2	12	120%
11	朝日北保育所	10			3	13	130%
12	朝日西保育所	16			3	19	119%
13	新郷峯保育所	13			1	14	108%
14	根岸北保育所	14			2	16	114%
15	芝保育所	10			2	12	120%
16	芝園保育所	11			2	13	118%
17	芝中央保育所	16			1	17	106%
18	芝西保育所	10			1	11	110%
19	芝北保育所	12			3	15	125%
20	安行保育所	13			4	17	131%
21	戸塚保育所	15			2	17	113%
22	戸塚西保育所	20	3	1	1	25	125%
23	桜保育所	11			3	14	127%
24	里保育所	15	3	1	3	22	147%
25	南鳩ヶ谷保育所	17	3		1	21	124%
26	三ツ和保育所	10			1	11	110%
計		324	18	3	53	398	123%

公設公営の保育所において、児童数に対する保育士の実労働者数は充足している。

(意見1—18) 保育士配置基準見直しによる保育士の確保について

民設民営保育所で入所者児童が定員数を超過している施設があるが、施設基準を満たしたうえでの弾力運用を行っているとのことである。令和6年度から保育士の配置基準が76年ぶりに改定され、保育士1人が受け持つ児童数が少なくなり、これまで以上に保育士不足が懸念される。現在、保育士配置基準に抵触する保育所はないが、今後とも、安心、安全な保育運営のために、各保育所の保育士配置基準が満たされているか、定期的に確認することが必要と考える。

(3) 公設公営保育所の保育士の所定外労働時間について

令和2年度から令和4年度までの公設公営保育所における保育士の所定外労働時間は以下のとおり。

①令和2年度

NO	施設名	年所定外労働 時間計 (時間)	保育士数 (人)	一人当たり 年間平均 (時間)	一人当たり 月間平均 (時間)
1	栄町保育所	249	11	22.64	1.89
2	仲町保育所※	388	14	27.71	2.31
3	仲町東保育所	1,145	15	76.33	6.36
4	並木保育所	178	11	16.18	1.35
5	南青木保育所	1,125	28	40.18	3.35
6	青木北保育所	625	10	62.50	5.21
7	上青木西保育所	519	16	32.44	2.70
8	前川南保育所	378	12	31.50	2.63
9	前川保育所	210	13	16.15	1.35
10	あさひ保育所	499	12	41.58	3.47
11	朝日北保育所	516	12	43.00	3.58
12	朝日西保育所	553	18	30.72	2.56
13	新郷峯保育所	385	14	27.50	2.29
14	根岸北保育所	321	15	21.40	1.78
15	芝中央保育所	592	17	34.82	2.90
16	芝西保育所	234	10	23.40	1.95
17	芝保育所	539	11	49.00	4.08
18	芝園保育所	87	12	7.25	0.60
19	芝北保育所	387	14	27.64	2.30
20	安行保育所	103	15	6.87	0.57

NO	施設名	年所定外労働 時間計 (時間)	保育士数 (人)	一人当たり 年間平均 (時間)	一人当たり 月間平均 (時間)
21	戸塚西保育所	1,411	28	50.39	4.20
22	戸塚保育所	291	16	18.19	1.52
23	桜保育所	630	13	48.46	4.04
24	里保育所	230	25	9.20	0.77
25	三ツ和保育所	403	12	33.58	2.80
26	南鳩ヶ谷保育所	557	21	26.52	2.21
27	領家保育所	532	11	48.36	4.03
合計		13,087	406		

②令和3年度

NO	施設名	年所定外労働 時間計 (時間)	保育士数 (人)	一人当たり 年間平均 (時間)	一人当たり 月間平均 (時間)
1	栄町保育所	263	13	20.23	1.69
2	仲町保育所※	613	14	43.79	3.65
3	仲町東保育所	1,367	15	91.13	7.59
4	並木保育所※				
5	南青木保育所	1,679	26	64.58	5.38
6	青木北保育所	430	10	43.00	3.58
7	上青木西保育所	139	16	8.69	0.72
8	前川南保育所	631	13	48.54	4.04
9	前川保育所	184	13	14.15	1.18
10	あさひ保育所	590	12	49.17	4.10
11	朝日北保育所	427	12	35.58	2.97
12	朝日西保育所	803	18	44.61	3.72
13	新郷峯保育所	206	14	14.71	1.23
14	根岸北保育所	455	16	28.44	2.37
15	芝中央保育所	681	17	40.06	3.34
16	芝西保育所	289	11	26.27	2.19
17	芝保育所	476	12	39.67	3.31
18	芝園保育所	450	12	37.50	3.13
19	芝北保育所	287	14	20.50	1.71
20	安行保育所	201	15	13.40	1.12

NO	施設名	年所定外労働 時間計 (時間)	保育士数 (人)	一人当たり 年間平均 (時間)	一人当たり 月間平均 (時間)
21	戸塚西保育所	1,133	25	45.32	3.78
22	戸塚保育所	274	17	16.12	1.34
23	桜保育所	1,367	14	97.64	8.14
24	里保育所	288	23	12.52	1.04
25	三ツ和保育所	187	11	17.00	1.42
26	南鳩ヶ谷保育所	886	22	40.27	3.36
27	領家保育所	1,068	13	82.15	6.85
合 計		15,374	398		

③令和4年度

NO	施設名	年所定外労働 時間計 (時間)	保育士数 (人)	一人当たり 年間平均 (時間)	一人当たり 月間平均 (時間)
1	栄町保育所	481	12	40.08	3.34
2	横曽根保育所※	547	19	28.79	2.40
3	仲町東保育所	882	16	55.13	4.59
4	並木保育所※				
5	南青木保育所	1,658	27	61.41	5.12
6	青木北保育所	326	10	32.60	2.72
7	上青木西保育所	175	17	10.29	0.86
8	前川南保育所	553	13	42.54	3.54
9	前川保育所	950	16	59.38	4.95
10	あさひ保育所	850	12	70.83	5.90
11	朝日北保育所	468	13	36.00	3.00
12	朝日西保育所	1,422	19	74.84	6.24
13	新郷峯保育所	133	14	9.50	0.79
14	根岸北保育所	774	16	48.38	4.03
15	芝中央保育所	886	17	52.12	4.34
16	芝西保育所	495	11	45.00	3.75
17	芝保育所	614	12	51.17	4.26
18	芝園保育所	528	13	40.62	3.38
19	芝北保育所	316	15	21.07	1.76
20	安行保育所	630	17	37.06	3.09

NO	施設名	年所定外労働 時間計 (時間)	保育士数 (人)	一人当たり 年間平均 (時間)	一人当たり 月間平均 (時間)
21	戸塚西保育所	719	25	28.76	2.40
22	戸塚保育所	343	17	20.18	1.68
23	桜保育所	1,325	14	94.64	7.89
24	里保育所	318	23	13.83	1.15
25	三ツ和保育所	170	11	15.45	1.29
26	南鳩ヶ谷保育所	1,012	21	48.19	4.02
27	領家保育所※				
合 計		16,575	400		

※並木保育所は令和3年度より休所中である。

領家保育所は令和4年度より民営化している。

仲町保育所は令和4年度から横曽根保育所へ名称変更している。

(意見1—19) 保育士の所定外労働時間の状況と業務負担の平準化について

労働基準法においては、所定外労働時間の上限は、月45時間となっており、保育所ごとの所定外労働時間一人当たり月平均値はどの施設でも労働基準法の定める上限の範囲内となっている。

しかし、あくまで平均値によっているため、所定外労働時間が0時間の保育士と、毎月所定外労働を行っている保育士とに差が出ている。

例えば、令和4年度によると、所定外労働時間が多い特定の保育士は以下のとおりである。

- ①根岸北保育所 令和5年3月度において 42時間
年間の所定外労働時間 258時間
- ②芝園保育所 令和4年11月度において45時間
年間の所定外労働時間 243時間
- ③桜保育所 令和4年10月度において48時間
年間の所定外労働時間 294時間

所定外労働時間が多い保育士は令和4年度前においても労働時間が多く、所長などの管理職に所定外労働が多い傾向にある。

事務作業が集中することによるものであり、事務パートを入れて負担軽減に努めているようだが業務の負担を平準化するなど一定の保育士に負担をかけることのないよう注意する必要がある。

(4) 公立保育所施設概要と耐震・老朽化について

①保育所施設整備費の直近3年度の予算と決算額は以下のとおりである。

保育所施設整備費 歳入歳出予算決算対比表(令和2年度～令和4年度)(単位:千円)

年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	
歳入	保育所施設整備事業債	新郷峯保育所					6,900	4,700
		根岸北保育所					6,800	5,000
		芝高木保育所					5,100	4,600
		栄町保育所					23,400	23,200
		戸塚西保育所					11,500	10,700
		神根保育所					13,500	13,500
歳入合計		0	0	0	0	67,200	61,700	
歳出	委託料	12,925	12,925	9,406	8,701	941	941	
	工事請負費	188,345	172,633	181,537	138,764	172,878	161,936	
	備品購入費					13,464	13,358	
	大規模補修負担金	21,011	21,011					
歳出合計		222,281	206,569	190,943	147,465	187,283	176,235	

②公立保育所施設概要と耐震状況・老朽化については以下のとおりである。

NO	施設名	建築年度	構造	耐震診断	工事年度	老朽化の状況
1	栄町保育所	昭和59年度	S	不要		内装、電気設備 経年劣化
2	横曽根保育所	令和3年度	W	不要		
3	仲町東保育所	平成30年度	S	不要		
4	南青木保育所	平成11年度	RC	不要		屋上、外壁塗装 経年劣化
5	青木北保育所	昭和36年度	W	済 (要補強)	平成26年度	屋根・破風に塗 装の剥がれほ か、電気配線の 経年劣化

NO	施設名	建築年度	構造	耐震診断	工事年度	老朽化の状況
6	上青木西保育所	平成29年度	RC一部S・SRC	不要		
7	前川保育所	昭和56年度	RC	不要		外壁クラック(ひび)
8	前川南保育所	昭和46年度	RC	済(要補強)	平成25年度	
9	あさひ保育所	昭和51年度	S	済(補強不要)		外壁クラック、内装経年劣化
10	朝日北保育所	昭和42年度	RC	済(要補強)	平成21年度	令和7年度から解体予定
11	朝日西保育所	平成29年度	S	不要		
12	新郷峯保育所	昭和52年度	S	済(補強不要)		屋上、サッシ経年劣化
13	根岸北保育所	昭和53年度	S	済(補強不要)		屋上、軒天経年劣化
14	芝保育所	昭和58年度	RC	不要		外壁クラック、内装経年劣化
15	芝園保育所	昭和55年度	S	済(補強不要)		電気配線経年劣化
16	芝中央保育所	昭和45年度	RC	済(要補強)	平成24年度	内装経年劣化
17	芝西保育所	昭和43年度	RC	済(要補強)	平成27年度	電気配線経年劣化
18	芝北保育所	昭和44年度	RC	済(要補強)	平成22年度	内装経年劣化
19	安行保育所	昭和49年度	S	済(補強不要)		内装経年劣化
20	戸塚保育所	昭和57年度	S	不要		外柵の腐食
21	戸塚西保育所	平成8年度	RC	不要		内装経年劣化
22	桜保育所	昭和55年度	軽鉄	済(要補強)	平成22年度	屋根、外壁経年劣化

NO	施設名	建築年度	構造	耐震診断	工事年度	老朽化の状況
23	里保育所	平成13年度	RC	不要		外壁経年劣化
24	南鳩ヶ谷保育所	平成23年度	RC	不要		
25	三ツ和保育所	昭和52年度	S・W	済 (要補強)	平成22年度	屋根、外壁、内装経年劣化
26	戸塚しらぎく保育園	平成13年度	軽鉄	不要		外壁クラック
27	戸塚のぞみ保育園	平成13年度	RC	不要		外壁クラック
28	並木南保育所	昭和45年度	S	済 (補強不要)		外壁クラック、雨漏り、内装経年劣化
29	神根保育所	昭和63年度	RC	不要		屋上、外壁雨漏り 内装経年劣化、 園庭砂流出
30	新郷保育所	平成29年度	S	不要		
31	青木保育所	昭和47年度	S	済 (要補強)	平成26年度	内装経年劣化
32	芝高木保育所	昭和54年度	S	済 (要補強)	平成26年度	外壁クラック
33	川口駅前保育園	平成17年度	S一部 SRC	不要		
34	川口西保育園	平成18年度	RC	不要		
35	本町保育所	平成28年度	S	不要		
36	上青木保育所	平成23年度	RC	不要		
37	並木東保育園	平成28年度	軽鉄	不要		
38	南平保育園	平成29年度	S	不要		

NO	施設名	建築年度	構造	耐震診断	工事年度	老朽化の状況
39	芝南保育所	平成29年度	RC一部S	不要		
40	領家保育所	令和2年度	S一部RC	不要		

※構造について

RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造
W：木造、軽鉄：軽量鉄骨造

(意見1-20) 老朽化している施設の改修工事について

以下の公立保育所は老朽化が確認できる保育所である。

- 栄町保育所 内装、電気設備経年劣化
- 南青木保育所 屋上、外壁塗装経年劣化
- 青木北保育所 屋根・破風に塗装の剥がれほか、電気配線の経年劣化(昭和36年築)
- 前川保育所 外壁クラック(ひび)
- あさひ保育所 外壁にクラック、内装経年劣化
- 新郷峯保育所 屋上、サッシ経年劣化
- 根岸北保育所 屋上、軒天経年劣化
- 芝保育所 外壁クラック、内装経年劣化
- 芝園保育所 電気配線経年劣化
- 芝中央保育所 内装経年劣化
- 芝西保育所 電気配線経年劣化
- 芝北保育所 内装経年劣化
- 安行保育所 内装経年劣化
- 戸塚保育所 外柵の腐食
- 戸塚西保育所 内装経年劣化
- 桜保育所 屋根、外壁経年劣化
- 里保育所 外壁経年劣化
- 三ツ和保育所 屋根、外壁、内装経年劣化
- 戸塚しらぎく保育園 外壁クラック
- 戸塚のぞみ保育園 外壁クラック
- 並木南保育所 外壁クラック、雨漏り、内装経年劣化
- 神根保育所 屋上、外壁雨漏り、内装経年劣化、園庭砂流出
- 青木保育所 内装経年劣化(昭和47年築)
- 芝高木保育所 外壁クラック

施設計画に伴い計画的に改修を行うとともに、事後保全とする施設についても適切に管理し、必要に応じて改修を行うことが必要である。

(5) 公立保育所の遊具施設の管理点検

①公立保育所は2年に一度遊具点検を行っており、判定基準は以下のとおり。

(ア) 機能に対する総合判定…下記②表につき、「判①」の区分

A	健全であり、修繕の必要がない
B	軽微な異常があり、経過観察が必要
C	異常があり、修繕又は対策が必要
D	危険性の高い異常があり、緊急修繕または破棄・更新が必要

(イ) ハザードに関する判定…下記②表につき、「判②」の区分

0	障害をもたらさうる物的ハザードがない状態
1	軽度の障害をもたらさうるハザードがある状態
2	重大であるが、恒久的でない障害をもたらさうるハザードがある状態
3	生命に関わる危険、重度または恒久的障害をもたらさうるハザードがある状態

②直近に実施した遊具点検結果及び修繕状況のうち、C判定及びD判定のものは以下のとおりである。

NO	点検年度	保育所	遊具	判①	判②	対応
1	令和3年度	栄町保育所	砂場	C	1	修繕済
2	令和3年度	栄町保育所	パーゴラ	C	—	更新済
3	令和3年度	青木北保育所	鉄棒	C	2	カバー装着
4	令和3年度	青木北保育所	ジャングルジム	C	2	撤去済
5	令和3年度	青木北保育所	コンビ遊具	C	2	更新済
6	令和3年度	青木北保育所	砂場	C	1	修繕済
7	令和3年度	前川南保育所	滑り台	C	3	更新済

NO	点検年度	保育所	遊具	判①	判②	対応
8	令和3年度	前川南保育所	コンビ遊具	C	2	修繕済
9	令和3年度	朝日北保育所	鉄棒	C	2	カバー装着
10	令和3年度	朝日北保育所	滑り台	C	3	修繕済
11	令和3年度	朝日北保育所	ジャングルジム	C	2	修繕済
12	令和3年度	朝日北保育所	ブランコ	C	2	使用していない
13	令和3年度	朝日西保育所	コンビ遊具	C	2	修繕済
14	令和3年度	新郷峯保育所	鉄棒	C	2	更新済
15	令和3年度	新郷峯保育所	滑り台	C	3	更新済
16	令和3年度	新郷峯保育所	ブランコ	C	3	撤去済
17	令和3年度	新郷峯保育所	パーゴラ	C	—	更新済
18	令和3年度	根岸北保育所	鉄棒	C	2	カバー装着
19	令和3年度	根岸北保育所	コンビ遊具	C	2	安全領域確認して使用
20	令和3年度	根岸北保育所	パーゴラ	C	—	更新済
21	令和3年度	芝保育所	鉄棒	C	2	安全領域確認して使用
22	令和3年度	芝保育所	砂場	C	—	修繕済
23	令和3年度	芝中央保育所	滑り台	C	2	修繕済

NO	点検年度	保育所	遊具	判①	判②	対応
24	令和3年度	芝中央保育所	ジャングルジム	C	3	修繕済
25	令和3年度	芝北保育所	鉄棒	C	2	カバー装着
26	令和3年度	芝北保育所	滑り台	C	2	修繕済
27	令和3年度	芝北保育所	ブランコ	C	2	撤去済
28	令和3年度	芝北保育所	砂場	C	3	修繕済
29	令和3年度	芝北保育所	パーゴラ	C	—	修繕済
30	令和3年度	戸塚保育所	鉄棒	C	3	修繕済
31	令和3年度	戸塚保育所	滑り台	C	3	更新済
32	令和3年度	戸塚保育所	ジャングルジム	C	3	修繕済
33	令和3年度	戸塚保育所	砂場	C	1	修繕済
34	令和3年度	戸塚保育所	パーゴラ	C	—	修繕済
35	令和3年度	桜保育所	鉄棒	C	3	修繕済
36	令和3年度	桜保育所	滑り台	C	2	修繕済
37	令和3年度	桜保育所	はん登棒	C	3	修繕済
38	令和3年度	三ツ和保育所	鉄棒	C	2	カバー装着
39	令和3年度	三ツ和保育所	滑り台	C	3	更新済
40	令和3年度	三ツ和保育所	ジャングルジム	C	1	修繕済

NO	点検年度	保育所	遊具	判①	判②	対応
41	令和3年度	三ツ和保育所	ブランコ	C	2	撤去済
42	令和3年度	三ツ和保育所	タイヤ遊具	C	1	修繕済
43	令和4年度	仲町東保育所	コンビ遊具	C	2	安全領域確認して使用
44	令和4年度	南青木保育所	鉄棒	C	2	カバー装着
45	令和4年度	南青木保育所	逆上がり補助器	C	—	更新済
46	令和4年度	前川保育所	鉄棒	C	3	令和5年度更新予定
47	令和4年度	前川保育所	滑り台	C	3	令和5年度更新予定
48	令和4年度	あさひ保育所	鉄棒	C	2	カバー装着
49	令和4年度	あさひ保育所	ジャングルジム	C	3	修繕済
50	令和4年度	あさひ保育所	パーゴラ	C	—	修繕済
51	令和4年度	芝園保育所	鉄棒	C	2	安全領域確認して使用
52	令和4年度	芝西保育所	滑り台	C	3	令和5年度更新予定
53	令和4年度	芝西保育所	ジャングルジム	D	—	更新済
54	令和4年度	芝西保育所	ジャングルジム	C	1	更新済
55	令和4年度	安行保育所	鉄棒	C	2	修繕済
56	令和4年度	安行保育所	滑り台①	D	—	令和4年度撤去済 令和5年度更新予定
57	令和4年度	安行保育所	滑り台②	C	2	撤去済

NO	点検年度	保育所	遊具	判①	判②	対応
58	令和4年度	安行保育所	ジャングルジム	C	2	修繕済
59	令和4年度	安行保育所	はん登棒	C	2	撤去済
60	令和4年度	戸塚西保育所	鉄棒	C	2	安全領域確認して使用
61	令和4年度	戸塚西保育所	コンビ遊具	C	3	令和6年度工事予定
62	令和4年度	戸塚西保育所	動物置物②	C	2	修繕済
63	令和4年度	里保育所	鉄棒	C	2	修繕済
64	令和4年度	里保育所	滑り台	C	2	修繕済
65	令和4年度	南鳩ヶ谷保育所	鉄棒	C	2	カバー装着
66	令和4年度	戸塚しらぎく保育園	鉄棒	C	2	安全領域確認して使用
67	令和4年度	戸塚しらぎく保育園	パーゴラ	C	—	令和5年度修繕予定
68	令和4年度	戸塚のぞみ保育園	鉄棒	C	2	安全領域確認して使用
69	令和4年度	戸塚のぞみ保育園	コンビ遊具	C	2	令和5年度修繕予定
70	令和4年度	戸塚のぞみ保育園	砂場	C	3	安全領域確認して使用
71	令和4年度	戸塚のぞみ保育園	パーゴラ	D	—	更新済
72	令和4年度	並木南保育所	鉄棒	C	2	安全領域確認して使用
73	令和4年度	並木南保育所	コンビ遊具	C	2	事業者備品
74	令和4年度	並木南保育所	パーゴラ	C	—	修繕済

NO	点検年度	保育所	遊具	判①	判②	対応
75	令和4年度	並木南保育所	スプリング遊具	C	1	事業者備品
76	令和4年度	並木南保育所	FRP系遊具	C	—	事業者備品
77	令和4年度	神根保育所	鉄棒	D	—	令和4年度撤去済 令和5年度更新予定
78	令和4年度	神根保育所	コンビ遊具	C	2	安全領域確認して使用
79	令和4年度	芝高木保育所	鉄棒	C	2	安全領域確認して使用
80	令和4年度	芝高木保育所	滑り台	C	2	安全領域確認して使用
81	令和4年度	芝高木保育所	ブランコ	C	2	安全領域確認して使用
82	令和4年度	芝高木保育所	樹脂製プレイハウス	C	—	事業者備品
83	令和4年度	川口西保育園	鉄棒	C	2	安全領域確認して使用
84	令和4年度	川口西保育園	FRP系遊具	C	1	事業者備品
85	令和4年度	上青木保育所	コンビ遊具	C	2	令和5年度修繕予定
86	令和4年度	並木東保育園	樹脂製遊具	C	—	事業者備品

③点検結果事例

(ア) No.12 朝日北保育所 C-2判定 ブランコ 使用していない

ブランコは児童が使用できないよう、児童の手が届かない高さで、支柱に紐で固定している。朝日北保育所は令和7年度から解体工事を予定しており、解体工事に併せて当該遊具を含む園庭遊具の撤去を予定している。

- (イ) No.6 1 戸塚西保育所 コンビ遊具 C-3判定 令和6年工事予定
滑り台 出発部(踊り場)と滑降部の継ぎ目有害な隙間あり。



- (ウ) No.8 3 川口西保育園 鉄棒 C-2判定 安全領域確認して使用
安全領域 握り棒前後方向 排水溝近接(実測値:1200)



(意見1-21) 遊具の点検結果を踏まえた園児の安全対策について

朝日北保育所について、2メートル以上の園児の手の届かないところに緊結しているとのことだが、落下等起こらないよう定期的に安全性の確認を図ることが必要である。

戸塚西保育所の遊具については、応急措置はしているとのことだが、事故が発生しないよう、引き続き安全を確認しながら、使用することが望まれる。

川口西保育園については、遊具に排水溝が近接しており、安全領域が取れていないとの結果が出ている。植栽によって排水溝に近づかないようにしているとのことだが、マットを敷くなどしてより安全性の高い対策がとれるのではないかと考える。

(意見1—22) 点検実施記録簿への各遊具の設置年月の記入について

遊具の点検記録簿には、遊具の取得年月の情報がない。確かに、定期的な点検が実施される限り、取得年月は不要という考え方もあるかもしれないが、適切に定期的な点検が実施されたとしても、遊具の老朽化により事故の発生可能性は高くなると考えられる。

そこで、遊具の点検記録簿には、遊具の取得年月も記載した上で、一定期間を経過した遊具については、廃棄した上で新たな遊具に更新することを検討することも考えられる。

1.2. 保育所指定管理者候補者選定事業（保育運営課）

(1) 公設民営保育所の指定管理者

川口市では公立保育所のうち、15の施設において民間の業者へ保育所運営及び維持管理業務を委託している。公設民営保育所及び当該施設の民営化年度については、次のとおり。

NO	施設名	指定管理者	民営化年度
1	戸塚しらぎく保育園	学校法人嶋根学園	平成16年度
2	戸塚のぞみ保育園	学校法人南陵学園	平成16年度
3	並木南保育所	学校法人文化学園	平成16年度
4	神根保育所	学校法人いずみ学園	平成16年度
5	新郷保育所	学校法人小沢学園	平成17年度
6	青木保育所	株式会社日本保育サービス	平成18年度
7	芝高木保育所	学校法人大徳寺学園	平成18年度
8	川口駅前保育園	株式会社日本保育サービス	平成18年度
9	川口西保育園	学校法人文化学園	平成19年度
10	本町保育所	社会福祉法人ひふみ会	平成20年度
11	上青木保育所	株式会社WITH	平成24年度
12	並木東保育園	学校法人嶋根学園	平成29年度
13	南平保育園	学校法人若芝学園	平成30年度
14	芝南保育所	学校法人本多学園	令和2年度
15	領家保育所	社会福祉法人ひふみ会	令和4年度

(2) 公募の目的

①多様化する保育ニーズに応えるとともに、より効果的・効率的な保育行政を行うことを目的として、「第1次保育所民営化計画」に基づき、平成16年度から平成24年度までにかけて公設民営方式による指定管理者制度を導入。11の保育所を民営化。

- ②平成29年度には待機児童解消及び効果的・効率的な保育行政を行うことを目的として並木東保育園を新設し、指定管理者制度を導入。
- ③指定管理者制度を導入していない地域、耐震化計画により建替えとなる施設等を検討し策定した「第2次保育所民営化計画」に基づき、平成30年度に南平保育園、令和2年度に芝南保育所を、指定管理者制度を導入し運営。
- ④令和2年度において領家保育所を運営する指定管理者を募集し、5者からの応募があり、選考の結果、社会福祉法人ひふみ会が指定管理者となる。

(3) 業務の概要

①指定管理者は、川口市立保育所設置及び管理条例に基づき、当該施設の管理運営及び維持管理に係る業務を行う。

②業務の範囲

- ・ 児童への保育の提供に関すること。
- ・ 施設及び設備の維持、管理及び軽易な修繕に関すること。
- ・ その他管理に関する業務で市長が特に認めるもの。

③管理運営に係る市からの支払額

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第1号又は第28条第2項第1号若しくは第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用（以下「公定価格」という。）及び川口市公設民営保育所補助金交付要綱の規定により算定した補助金に相当する額の合計額

④指定管理者の選定の方法等

(ア) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、議会の議決を経て、市長が指定し、告示。

(イ) 指定管理者候補者の選定

指定管理者の候補者の選定は、提出された申請書等に基づき、川口市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条に定める選定基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定。

協議等により合意に達しない場合も想定されることから、候補者の次点についても選定。候補者の選定にあたっては、学識経験を有する者で構成する指定管理者候補者選定及び評価専門委員会において事前に、現地視察、プレゼンテーション審査等を実施し意見を聴取。

令和4年度における川口市子ども部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会委員名簿は以下のとおり。

NO	役職	区分	現職等
1	委員長	川口市職員	子ども部長
2	委員	知識経験	税理士
3	委員	知識経験	大学准教授
4	委員	知識経験	主任児童委員 民生委員・児童委員
5	委員	知識経験	川口市保育所長 研修会会長

(ウ) 選定にあたっての選定基準

(a) 公の施設を利用しようとするものの平等な利用が確保されるものであること。

(川口市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1号)

(b) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(同条例同条第2号)

(c) 事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う人的及び物的な能力を有するものであること。(同条例同条第3号)

(d) 収支計画書の内容が、公の施設の管理経費の縮減が図られるものであること。(同条例同条第4号)

(e) その他、市長等が公の施設の性質又は目的に応じて定める基準。

(同条例同条第5号)

- ・ 関係法令を遵守し、適正に公の施設の管理を行うことができること。
- ・ 公の施設の管理運営業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

(エ) 指定の期間

5年間

(オ) 応募資格

- ・ 市内・準市内業者で、市内において認可保育所、認定こども園、幼稚園又は小規模保育事業所を運営している事業者
- ・ 川口市が定めた職員配置表、条件等に基づき、職員を配置できる事業者
- ・ 引き継ぎ保育概要に基づき、保育士を配置できる業者

(カ) 指定管理者候補者更新審査について

指定管理者に対して適切な管理運営が行われているか、評価会議にて専門委員が審査を実施している。審査基準は以下のとおりとなっている。

川口市立保育所指定管理者候補者選定に関する審査基準

(更新審査用)

1 趣旨

川口市子ども部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会設置要領により、川口市立保育所の指定管理者候補者を選定するにあたって必要な事項を審査するための基準等を定める。

2 審査要件

(1) 対象法人

指定管理者候補者となる対象法人は、市内・準市内業者で、市内に認可保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所のいずれかを運営している事業者とする。

(2) 審査の方法

委員会において、「3 審査要領」の審査項目について関係書類の確認、現地視察及びヒアリングを行い、5段階の評価基準のいずれに該当するか評定する。なお財産管理において、今後の経営が困難であると評価を受けたときは、指定期間の更新は困難とする。

(3) 評価基準

評価基準は下記のとおりとし、委員会において評価項目の点数を合計し、その結果（総合評定表）を川口市指定管理者候補者選定及び評価会議に提出する。

【5段階の評価基準】

「優良」5、「良好」4、「適正」3、「要改善」2、「要指導」1

3 審査要領

1 運営理念	公設民営保育所の役割を十分理解し、良質な保育の提供を目指していること
2 法人運営	法人運営が適切に行われていること
3 施設運営	施設運営が適切に行われていること
4 財産管理	会計処理が経理規則に従って適切に行われていること
5 現地視察	保育施設、職員及び児童の状況

⑤公設民営保育所の指定管理者と年間の管理料は以下のとおりである。

※令和元年度以前は5年ごとに掲載

(単位：千円)

NO.	施設名	指定 管理者	平成 16年度	平成 21年度	平成 26年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
1	戸塚しらぎ く保育園	学校法人 嶋根学園	97,923	101,240	122,800	137,715	135,601	134,059	144,996
2	戸塚のぞみ 保育園	学校法人 南陵学園	73,901	80,335	86,709	93,644	102,216	95,675	104,277
3	並木南 保育所	学校法人 文化学園	71,263	83,042	94,976	112,728	107,542	112,204	110,055
4	神根保育所	学校法人 いずみ学園	69,843	97,779	105,833	128,393	126,334	122,569	125,564
5	新郷保育所	学校法人 小沢学園		95,973	101,751	124,528	117,721	124,372	132,059
6	青木保育所	株式会社 日本 保育サービス		62,296	79,824	95,824	94,215	89,818	90,284
7	芝高木 保育所	学校法人 大徳学園		74,432	87,315	106,123	104,675	101,727	107,117
8	川口駅前 保育園	株式会社 日本 保育サービス		122,270	140,142	156,301	157,051	157,816	167,724
9	川口西 保育園	学校法人 文化学園		147,698	162,026	166,123	150,417	161,429	161,833
10	本町保育所	社会福祉法 人ひまわり会		82,641	92,013	144,534	141,284	140,479	149,303
11	上青木 保育所	株式会社 WITH			115,930	138,113	141,380	148,545	148,862
12	並木東 保育園	学校法人 嶋根学園				115,529	123,238	123,840	125,174
13	南平保育園	学校法人 若芝学園				130,414	126,925	123,837	129,233
14	芝南保育所	学校法人 本多学園					137,042	140,465	153,727
15	領家保育所	社会福祉法 人ひまわり会							106,136
合計			312,929	947,706	1,189,319	1,649,969	1,765,641	1,776,834	1,956,345

(意見1—23) 公設民営保育所の指定管理者選定手続について

公設民営保育所の指定管理者候補者の選定については、市内・準市内業者の中から公募することが原則であるが、子ども部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会において、当該施設の目的・役割等を十分に理解し、児童の生活の場として施設運営が適切に行われ、かつ施設の運営基本方針・目標などが適切であるかについて、運営法人から提出された資料の審査、現地視察、ヒアリング及び財務分析を実施し、総合的に評価をして適正と評価を受けた場合に限り、川口市指定管理者制度運用指針に定められている公募の例外規定「ウ 施設の性質、規模、機能性等を考慮し、又は設置目的に応じた管理運営を適切かつ効率的に実施できる民間事業者等であると認められる場合」により、既存の運営事業者を随意指定とし、更なる結果を川口市指定管理者候補者選定及び評価会議に諮り、選定事業者を決定している。そのため、公募型プロポーザルにて一度選定された後、指定管理者の変更が行われたことがない。公募を経ない手続きは、現在の指定管理者より優れた事業者の募集を排除することになるため、事務手続きの見直しを検討することが望ましい。

13. 保育所等の保育支援指導事業（保育運営課）

保育運営課では「安全・安心な保育」のために、保育所への定期的な検査及び指導を行っている。

(1) 保育所等保育支援指導実施要綱は以下のとおりである。

川口市保育所等保育支援指導実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等における保育の質の向上及び事故防止を目的とした保育支援指導（以下、「支援指導」という。）を実施するうえで必要な事項を定めるものとする。

(指導対象)

第2条 支援指導の対象は、川口市内に所在する次に定めるものとする。

(1) 子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第7条第4項に規定する教育・保育施設（学校教育法第1条に規定する幼稚園を除く）

(2) 法第7条第5項に規定する地域型保育を行う事業者（法第7条第8項に規定する居宅訪問型保育を行う事業者を除く）

(指導内容)

第3条 支援指導の内容は、次のとおり定めるものとする。

(1) 保育の内容に関する事

(2) 事故防止に関する事

(3) 衛生管理に関する事

(4) 栄養管理に関する事

(5) 保護者や近隣住民からの苦情等を考慮し、担当課において必要と判断したもの

2 前項の内容に加え、必要に応じて保育相談を実施するものとする。

(職員体制)

第4条 支援指導は、保育士、栄養士等の必要な専門知識を有する者を含んだ2名以上により実施するものとする。

(実施方法)

第5条 支援指導を行う場合は、あらかじめ実施計画を策定するものとする。

なお、実施計画を策定する際は、関係機関の実施する指導監査の実施計画を考慮したうえで、過去の指導状況等を勘案し、担当課において支援指導の必要があると認められた施設を優先するものとする。

2 支援指導の内容に応じて、事前通知の必要性を判断する。なお、抜き打ちにより実施する場合においても、実施の有無、実施期間等支援指導に支障のない範囲で施設へ通知できるものとする。

3 支援指導を効率的に実施するため、施設に対して事前に資料の提出を求められることができるものとする。

4 支援指導終了後は、その結果について施設長や保育従事者に対して講評を行い、必要に応じて、指導結果を施設に通知するものとする。

5 継続して支援指導が必要と認められる場合は、実施計画とは別に、支援指導を実施することができるものとする。

(関係機関への情報提供)

第6条 支援指導の結果は、必要に応じて関係機関に情報提供するものとする。

(2) 定期検査の種類と内容

種類	事前 通告	対象施設	頻度	調査 員数	実施 時間	調査内容
支援指導	無	認可 保育所	原則年 1回以上	2人 程度	1時間 程度	職員配置基準、保育環境、午睡、 散歩、安全対策、感染症対策
立入調査	有	認可外 保育所	原則年 1回以上	2人 程度	1時間 程度	職員配置基準、保育環境、午睡、 散歩、安全対策、感染症対策
抜き打ち調査 (巡回指導)	無	認可外 保育所	原則年 1回以上	2人程 度	15分 程度	職員配置基準、保育環境、午睡、 感染症対策(主に聞き取り)

(3) 直近3年度における調査実施状況

①認可保育施設

(単位：施設)

分 類	支援指導実施施設数		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
公設公営	27	26	25
公設民営	12	14	15
民設民営	57	88	91
小規模A	32	36	36
小規模B	22	23	23
事業所内	1	2	4
認定こども園	0	2	3
合 計	151	191	197

②認可外保育施設

(単位：施設)

分 類	調査実施施設数		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
立入	10	8	44
抜き打ち	53	0	0

(意見1—24) 認可外保育施設の抜き打ち調査実施状況について

巡回指導の実施要綱として、「川口市では年に1回以上の通常の立入調査とは別に、事前通告なしの巡回指導を行っており、施設訪問時に職員配置及び午睡中の対応について確認をしております。」とあるが、令和3年以降認可外保育施設への抜き打ち調査が1件も行われていない。認可外保育施設について、子どもを預かる以上、安全・安心な保育の確保は必要であることから、法令で定められた通常の立入調査に加え、抜き打ちによる市の定期的な検査と指導を行うべきである。

(4) 保育調査において保育指導が行われた事例

実施年月	種類	指導事項
令和4年 1月	支援 指導	不適切な保育などの内部告発が12月にあったので給食の時間に見に行く。内部告発者がわかってしまうといけないので、通報があったことには触れないが不適切な保育について話をしてくる。課からのいろいろな通知を受け会議を開いて話し合いを行っている。
令和4年 5月	支援 指導	今年度、園長を始め職員7名が退職し、新しく入れ替わりがあった。現園長は豊富な経験があり、保育の立て直しを図っている。職員の入れ替わりに伴い、新人職員もいるため、少しずつ保育に慣れてもらうように指導した。
令和4年 6月	支援 指導	障害児に対する給食の食べさせ方について県へ通報が入ったということで、現状を把握する。
令和2年 7月	立入 調査	主たる開所時間内で保育に従事する者が複数配置されておらず、1人で保育を行っていた。主たる開所時間内では、職員を複数配置するよう指導した。
令和2年 8月	立入 調査	避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施について、一度も実施されていなかったため、年間の訓練計画と実施記録を作成するよう指導した。
令和2年 8月	立入 調査	感染症後の再登園時に、かかりつけ医の「治癒証明」など、医師とのやりとりを記載した書面の提出を保護者に求めておらず、治癒の判断をもっぱら保護者に委ねていたため、医師の診断書の提出を求めるよう指導した。
令和2年 10月	立入 調査	避難消火等の訓練の毎月3回以上の実施について、一度も実施されていなかったため、年間の訓練計画と実施記録を作成するよう指導した。
令和2年 10月	立入 調査	設置者及び管理者の氏名住所、提携する医療機関、緊急時における対応や災害対策、契約している保険の内容、虐待防止のための措置の掲示不足があり、様式を送付し、改善するよう指導した。
令和2年 10月	立入 調査	時間帯別の職員配置について、職員1人（無資格者）で2人の児童を保育している時間帯があったため、常に2人以上の職員で保育するよう指導した。

実施年月	種類	指導事項
令和4年 8月	立入 調査	年2回の健康診断の確認をしておらず、声掛けもしていない、睡眠中のブレスチェック記録漏れ、調理職員の検便不実施について、健康診断については母子手帳の確認、ブレスチェック記録、月1回の検便実施を指導した。
令和4年 7月	立入 調査	消火用具の有効期限が切れていたため、有効期限内の消火用具を設置するよう指導した。

(指摘1-3) 保育施設への立ち入り調査の強化について

立ち入り調査において保育士指導が行われた事例は、大事故につながりかねない案件もあり、このような案件を未然に防止する観点から、定期的に抜き打ち調査する、改善が実行されているかの確認をするなど、保育施設等へのフォロー体制を徹底するべきである。

(5) 保育所等給食施設巡回指導

保育運営課の栄養士3名のうち、2名体制で公設公営保育所は毎年、民間保育所は概ね2年に一度、事前連絡をした上で巡回指導している。

指導があった事例は以下のとおりである。

実施年月	分類	食数	指摘事項
令和4年 7月	民設 民営	120	包丁を扱う際は異物混入を防ぐため密着性の高い手袋を使用、品質劣化防止のため、温度など保管中の管理、冷凍品でも大量納品せず施設での保管期間を短縮、食品庫の食品の保管方法

(意見1-25) 保育所等給食施設の巡回指導の強化について

集団施設での食中毒を防ぐため、巡回指導で「改善が必要」となった施設は、定期巡回の他に、改善が行われているか抜き打ち調査での確認が必要である。

1.4. 保育料管理業務事業（保育幼稚園課）

(1) 保育料の徴収及び滞納整理に係る事務

保育料の収納事務は、決定した保育料に関して、収入を受け入れるまでの事務である。滞納整理事務は、保育料が納期限までに納付されなかった場合に行われる一連の事務である。

(2) 事業の推移、決算等

①保育料の未納件数、未納金額

令和2年度から令和4年度までの3年間の保育料の未納状況は以下のとおりである。

年度	合計			公立			私立		
	児童数	件数	金額(円)	児童数	件数	金額(円)	児童数	件数	金額(円)
令和2年度	41	133	5,469,710	18	44	2,683,710	23	89	2,786,000
令和3年度	71	218	4,795,400	22	73	1,916,910	49	145	2,878,490
令和4年度	68	192	5,278,270	14	51	1,316,330	54	141	3,961,940

②差押件数

令和2年度から令和4年度までの差押件数は以下のとおりである。

年度	件数	差押金額(円)	債権の種類
令和2年度	2	481,500	預貯金
令和3年度	1	69,000	預貯金
令和4年度	1	1,000	預貯金
計	4	551,500	-

(3) 未納保育料等の徴収に係る事務について

①市が徴収する保育料の範囲

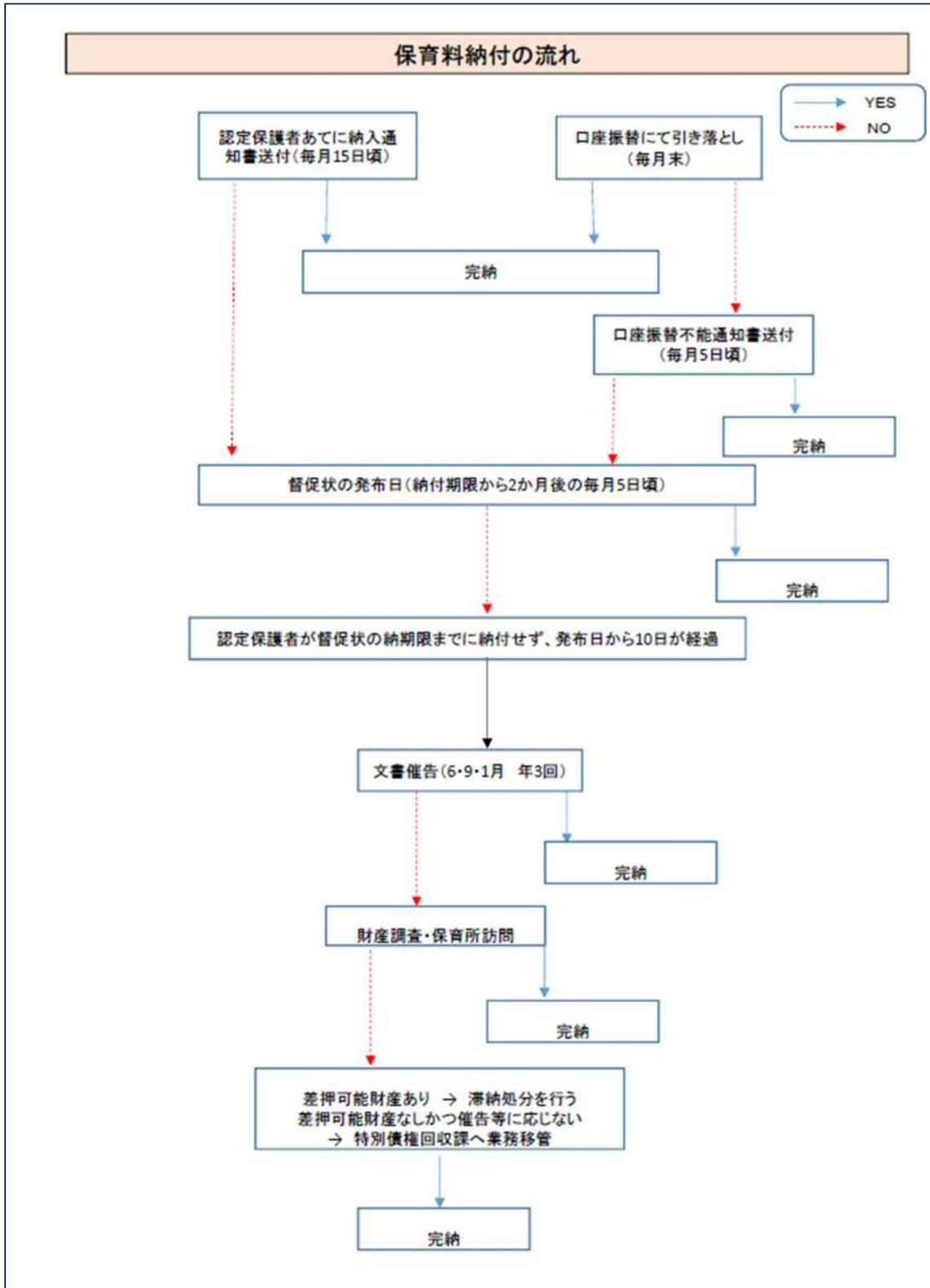
令和元年10月以降、3歳児から5歳児の保育料は所得水準に関わりなく無償化されている。そのため、市が回収する保育料の範囲は、以下のとおりである。

- ・公設公営保育所、公設民営保育所、民設民営保育所の（市民税非課税世帯等を除く）0歳児～2歳児の保育料（保育所の保育料については公私の区別なく市が徴収している。また、認定こども園及び地域型保育事業においては、園が直接徴収している。）
- ・公設公営保育所の3歳児～5歳児の給食費（※0歳児～2歳児の給食費は保育料に含まれている。）
- ・公設公営保育所の延長保育料（※延長保育を利用している場合のみ。担当部署は保育運営課。）

②保育料の徴収に関する業務フロー

保育料の徴収に関する業務フローは次のとおりのおりである。

保育料の徴収に関する業務フロー



③毎月の保育料の納付方法

保育料の納付は毎月末が納付期限となっており、①毎月15日頃に、認定保護者あてに納入通知書を送付するパターンと、②口座振替にて引き落としされるパターンの、2つのパターンがある。

納付可能場所は、川口市収納代理金融機関窓口（埼玉りそな銀行、みずほ銀行等）、川口市収納機関である保育幼稚園課窓口・各支所・川口駅前行政センターであり、また、納付期限内に限り、関東圏内のゆうちょ銀行及び郵便局窓口での取り扱いとなっている。なお、コンビニでの収納は取り扱っていない。

口座振替を増やすために、保育料決定通知書を保護者に送付する際に、口座振替依頼書を同封し、口座振替の登録を促している。

また、保育幼稚園課窓口にペイジー端末を導入しており、口座振替手続きをキャッシュカードの持参があれば簡単に行うことができるため、ペイジーを活用した口座振替登録の案内を保護者へ通知し、口座振替の登録を促している。

なお、納付方法別の各月の納期限時点における未納件数の年間合計及び割合は以下のとおりであり、口座振替の方が、未納件数が少なくなっている。

	児童数	保育料対象児童数	口座振替利用数	口座振替の不能数	口座振替の不能割合	納付書利用数	納付書の未納件数	納付書の未納割合
令和2年度	113,838	37,405	33,261	777	2.34%	4,144	348	8.40%
令和3年度	115,483	37,976	34,202	731	2.14%	3,774	430	11.40%
令和4年度	117,649	38,766	35,439	900	2.54%	3,327	283	8.50%

④未納保育料に対する文書催告までの流れ

所定の日を支払がなかった保育料については、納付パターンに応じて、以下の方法により、督促状を発布している。

まず、納入通知書により納付しているパターンでは、納付期限から2か月後の毎月5日頃に、督促状を発布している。

次に、口座振替のパターンでは、口座振替にて引き落としがなされなかった場合、毎月5日頃に口座振替不能通知書を送付して、それでも納付がない場合、この口座振替通知書発送の1か月後に、督促状を発布している。

そして、認定保護者が督促状の納期限までに納付しない場合、年3回（6月、9月、1月）、文書催告をしている。

この文書催告をするための明文化されたルールや手順は存在しないが、保育幼稚

園課内の保育料担当内で、執行停止事案を除く滞納額の上位から対象者を抽出し、発送日を決めている。滞納者が納付しない理由は様々であり、文書催告の決定に関しては、決裁にて決定している。

なお、督促状及び年3回の文書催告により滞納者の自主納付や、本人の申し出に基づく児童手当の天引き制度の活用により完納となるケースが多い。

⑤財産調査、保育所訪問

文書催告しても、納付がない場合には、財産調査及び保育所訪問を実施する。財産調査及び保育所訪問に対する対応方法について、明文化されたルールや手順は存在しないが、以下の手順で対応している。

財産調査及び保育所訪問の対象者は、執行停止事案を除く滞納額上位50位としており、文書催告後の納期限経過後、財産調査を行い、差押可能財産が発見次第滞納処分を行っている。

保育所訪問については12月・1月頃に行い、保育所訪問の対象者については、全件訪問することは実務上困難であるため、滞納額上位50位の中から更に対象者を限定している。これらの対象者は、保育料担当にて案件を抽出し、判断は決裁にて決定している。

⑥滞納処分、特別債権回収課への業務移管

保育所訪問をしても納付がない場合、財産調査の結果などを踏まえて、滞納処分または特別債権回収課への業務移管を行っている。

滞納処分または特別債権回収課への業務移管に対する対応方法について、以下の手順で対応している。

まず、財産調査により差押可能財産が発見された場合には、滞納処分を行っている。ここで、滞納処分とは、未納保育料等を強制的に徴収するために、滞納している保護者の財産を差し押さえて強制的に回収する手続をいう。

次に、高額滞納で、かつ、差押可能財産が未判明の場合には、特別債権回収課へ業務移管をしている。

滞納処分や特別債権回収課への業務移管は、保育料担当にて案件を抽出し、判断は決裁にて決定している。

なお、特別債権回収課は、平成27年4月に理財部の中に設けられた課であり、他の部課から移管を受けた市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料及び公共下水道料の徴収及び滞納処分などを行っている部門であり、特別債権回収課に業務移管された債権に関する回収業務は、特別債権回収課が実施している。

これは、複雑な案件では、他の税金も滞納しているケースが多く、収納業務を一括して管理して、回収業務を効率的かつ効果的に行う取り組みである。

特別債権回収課へ業務移管した件数及び金額の推移は以下のとおりである。

特別債権回収課業務移管数表

年度	件数（世帯数）	金額（円）
令和2年度	27	6,663,615
令和3年度	8	1,812,400
令和4年度	22	4,887,790

⑦保育料滞納者との折衝記録の管理方法

未納保育料の回収に際しては、保育料滞納者との折衝記録、すなわち、保育料滞納者とコンタクトした日やそのときのやり取り内容の記録が重要になる。これらの記録に基づき、次のアクションとして何が適切なのかを判断することが、未納保育料の回収に向けて重要になると思われる。

この点、保育料滞納者との折衝記録は、専用のシステムを利用して管理している。当該システム上で、交渉記録を記載する際に、何を記載するのか、上長がどのように記載内容を確認してモニタリングするののかに関して、明文化されたルールや手順は存在しないが、以下の手順で対応している。

保育料滞納者とのやりとりについては、対応者はシステム上に対応記録を記載する欄があり、そこに記録を残すようにしている。特に記載についての手順・ルールは設けてはいない。上長は、常に記載内容を確認等している訳ではないが、保育料滞納者のやり取りにおいて問題が発生した場合は、上長が相談・フォロー等を行っている。

⑧不納欠損処理

年度末時点で時効が到来している未納保育料について、不納欠損処理を行っている。

不納欠損処理に至った未納保育料に関しては、滞納理由は個人により様々なケースがあるため、原因別の集計・分析等は実施していない。

⑨児童手当からの徴収（特別徴収）による回収について

未納保育料について、児童手当受給者からの申出を受けて、市が児童手当の支給額から滞納された保育料の支払いに充てている。

これは、平成24年度より児童手当担当者と児童手当からの徴収に関する協議を開始して協議を進めた結果、保育料以外の債権（学校給食費等）も含め申出での徴収で取り扱うことを決定し、平成25年度より運用を開始したものであり、滞納分の支払いを促進させるほか、併せて支払いに係る利便向上を図るものである。

しかしながら、児童手当からのいわば強制的な徴収（特別徴収）はしていない。

この点、平成24年度より児童手当担当者と児童手当からの徴収に関する協議を行い、特別徴収はしないことと取り決めたものであり、確かに、特別徴収については、

保育料を納付期限内に納付されている多くの方と納付されていない方との負担の公平性を確保するための有効的な方法ではあるが、生活困窮世帯からの徴収が妥当であるかという判断基準も必要なため、実施に向けては慎重に検討することとしたためである。

(意見 1－26) 未納保育料の回収業務全般に関するルール・マニュアルの未整備について

未納保育料の回収業務全般に関して、「保育料納付の流れ」という業務の全体像を示したフローチャートはあるものの、業務の流れに関する資料はこの業務の全体像を示したフローチャートがあるだけで、実際に業務を実施するための具体的な手順や判断基準等に関する明文化されたルール・マニュアルが存在しない状況になっている。

市として組織的に業務を実施するために、未納保育料の回収業務全般に関して、手順や判断基準等に関する明文化したルール・マニュアルを整備して、そのルール・マニュアルにしたがって業務を実施することが必要である。

(意見 1－27) 滞納者との折衝記録に関する定期的なモニタリングについて

未納保育料の回収業務全般に関して、実際に業務を実施するための具体的な手順や判断基準等に関する明文化されたルール・マニュアルが存在しない状況になっている結果、例えば、保育料滞納者との折衝記録に関して、システム上で記録を残す運用としているが、対応者がシステム上に記録を残す場合の記載の手順・ルールも設けられていない。

このような状況では、担当者により記載レベルにばらつきが生じる可能性も考えられるが、このような状況の中で、システム上の記録などに関して、上長による定期的な確認は実施されていない。

この点、保育料滞納者とのやり取りで問題が生じたら、担当者からの相談に基づき、上長が確認・フォロー等を行っているとのことであったが、滞納者とのやり取りで問題が生じて担当者からの相談に対応することは当然のことであり、対応者がシステム上に記録を残す場合の記載の手順・ルールも設けられていない状況の中では、特に上長による定期的な確認が必要である。

(意見 1－28) 児童手当からの特別徴収の検討について

未納保育料について、児童手当受給者の方からの申し出を受けて、市が児童手当の支給額から滞納された保育料の支払いに充てることは行っているが、児童手当からのいわば強制的な徴収（特別徴収）はしていない。

この点、確かに、特別徴収については、対象者の大部分を占める生活困窮世帯からの徴収が妥当であるかという判断基準も必要なため、実施に向けては慎重に検討するべき点は理解できる。

しかしながら、保育料を納付期限内に納付されている多くの方と納付されていない方

との負担の公平性を確保する必要もあり、今後引き続き検討の余地があるとする。

(意見1-29) 不納欠損処理された保育料に関する分析の未実施について

最終的に不納欠損処理される未納保育料に関しては、十分な回収努力をしたものの、結果として、最終的に回収ができなかった債権であり、このような債権の発生を減少させるためには、最終的に不納欠損に至った経緯の要因別の分析が不可欠と考えられる。

不納欠損処理される債権の発生を減少させるために、最終的に不納欠損に至った経緯の要因別の分析を行う必要があると考えられる。

15. 待機児童対策事業（子ども総務課・保育幼稚園課）

(1) 川口市の待機児童の状況

川口市は、平成30年度から用地を保育所開設のために貸し付けた土地所有者を対象に、固定資産税と都市計画税を一定期間全額免除する等の待機児童対策を拡充し、保育士の賃金補助も行っており、民有地を活用した保育所整備と人材確保を後押しすることで、待機児童の解消につなげている。

川口市における「待機児童」の定義は、国が定義する「待機児童」の定義と同じで、入所申込みがあり、かつ入所要件に該当しているが、入所していない者のことをいう。ただし、国の定義に基づき、家庭保育室等の地方公共団体における単独保育施策により保育されている場合や、幼稚園長時間預かり保育等の国庫補助事業により保育されている場合、育児休業中の保護者について、保育所等に入所できたときに復職することを、保育所入所保留通知書発出後や調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができない場合、求職活動を休止していることが確認できる場合、保護者の意向を丁寧に確認し、他に利用可能な保育所等の情報提供を行ったにも関わらず特定の保育所等を希望し、待機している場合などは待機児童に含めない。

川口市の待機児童数の推移は以下のとおりであり、上記の取組等の成果もあり、令和元年度（平成31年4月1日現在）の76人から令和5年度（令和5年4月1日現在）は10人と大きく減少している。

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規利用申込者数①	3,610	3,625	3,032	3,030	3,037
新規利用者数②	2,482	2,636	2,254	2,312	2,298
利用保留児童数 ③=①-②	1,128	989	778	718	739

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
④ 家庭保育室等利用者数	41	33	21	11	14
家庭保育室	25	10	3	0	0
幼稚園	4	3	1	0	0
企業主導型保育事業	7	11	5	7	4
市外の保育所等	5	9	12	4	10
⑤ 育児休業を継続される方	262	313	359	353	357
求職活動を休止されている方 ⑥	123	103	78	75	65
特定の保育所等のみを申込されている方等 ⑦	626	502	290	260	293
待機児童数 ⑧=③-④-⑤-⑥-⑦	76	38	30	19	10

(2) 特定の保育所等のみを申込されている方等

川口市では特定の保育所のみを申込されている方は、国の定義である「他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合には待機児童数には含めないこと」とされていることから、自宅から半径1キロ以内の保育所等を希望していない場合としている。そのような中、特定の保育園への入所希望者が偏在しており、子どもを預けやすい駅に近い保育園、住宅地に近い保育園等に人気集中する傾向にあり、選考倍率が1.5倍を超える保育園がある。そもそも定員が少ない、あるいは、その年度の園児受入可能者数が少ないために倍率が高くなっている保育所もある。継続的に倍率が高い保育所においては、人気集中する要因があるものと思われる。

(3) 育児休業を継続される方

「育児休業を継続される方」とは、育児休業の継続を希望する一方、育児休業給付金の給付のために市から「保育所入所保留通知書」の入手を希望する者である。育児休業給付は原則1歳までで、保育園に入れない場合などは最長2歳まで延長できる。その際、保育園に入れなかった際に自治体から受け取る「保留通知書」があれば、育児休業給付金の延長の申請ができることとされている。

川口市では、あえて倍率の高い保育園を希望する「落選狙い」が横行していたこともあり、また、入園希望者が落選したり、自治体の業務が増えたりしているとの指摘が出ていたこともあり、保育所等利用申込に係るチェックシートに、「利用申込が、育休延長の手続きであり、保育所への入所を希望しない」旨の項目を設け、保護者がチェックを入れた場合は、利用調整結果は必ず保留とし、「保育所等利用保留通知書」を発行している。

平成31年2月7日の厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」において、保育所入所申込書に、以下の事項を記載する等の工夫をすることを示唆している。

- i) 利用調整に際して、申込者の内面の意思を外形的に確認するため、利用申込書に、「直ちに復職希望」、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」との選択肢を設ける。
- ii) 「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」について選択した者については、利用調整に当たっての調整指数を減点する。
- iii) その結果、当該項目を選択しなかった者については、優先的に取り扱われることで、希望する園に入れる可能性が高まることとなる。

(意見1-30) 「特定の保育所等のみを申込されている方等」の実態の確認の必要性について

待機児童数は、令和元年度(平成31年4月1日現在)の76人から、令和5年度(令和5年4月1日現在)の10人と着実に減少している。しかし、特定の保育所等のみを申込されている方等で希望している保育所に入所できなかった者が、令和元年度の626人から大幅に減少しているものの令和5年度に293人と依然として一定人数存在している。

「特定の保育所等のみを申込されている方等」について、育児休業を継続される方と同様に「保育所入所保留通知書」の入手を希望する者であれば問題ないが、急ピッチで整備してきた施設が住民のニーズに合っていない可能性があることが懸念される。待機児童数の計算においては、「特定の保育所等のみを申込されている方等」として、待機児童数には反映されないものの、保育所に入所できなかった児童は存在しており、このような児童を減らしていくことが重要である。

市は、待機児童数が10人となったこと等の理由により、原則、新たな保育所の設置を行わないこととしているが、特定の保育所のみを希望している方が、希望した保育所以外を利用できない理由を確認するなど、住民のニーズの把握に努め、住民ニーズに合った保育所について検討する必要がある。

(意見1-31) 特定の保育所等のみを申込している等の理由で保育園の利用ができていない者への対応について

特定の保育所等のみを申込している等の理由で保育園の利用ができていない者については、上記のとおり実態の把握をする必要があるが、子どもを預けやすい駅に近い保育園を希望したが、入所できず、保育園の入園を断念している者がいることが考えられる。

そのための施策の一つとして、千葉県流山市、栃木県宇都宮市等が導入しており市民から高い評価を得ているとの報道がなされている送迎保育ステーション事業について導入が考えられ、検討してみる価値があるものとする。

(意見1-32) 「保育所等利用保留通知書」の発行について

育児休業給付は原則1歳までで、保育園に入れなかった場合などは最長2歳の誕生日の前々日まで延長できる。その際、保育園に入れなかった際に自治体から受け取る「保留通知書」があれば、育児休業給付金の延長の申請ができることとされている。

川口市では、先に述べたとおり「保育所等利用保留通知書」の発行をしている。

この取扱いは、平成31年2月7日の厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」に照らして、事務手続の工夫の範囲として捉えることはできると考えられるものの、育児休業の取得期間を延長するため、保育園の入園の落選を狙う事例が相次いでいるとして、厚生労働省は育休給付の審査の厳格化を検討しているとの報道もなされており、今後それらの情報等を適時入手して対応していくことが望まれる。

16. 青少年関連施設の管理について（青少年対策室）

青少年対策室では以下の施設を管理している。

- ・ 青少年センター（別記の市内8か所）
- ・ 神根青少年野外活動広場
- ・ 新郷自然の森

(1) 青少年センター

①概要

集会室や和室がある施設である。青少年の健全育成を目的とした青少年関連団体の関係者や町会としての利用や地域の方の集会所としての利用が可能である。市内8か所あり、所在地や施設内容は次のとおりである。

名称	所在地	施設内容
西川口青少年センター	西川口 6-16-29	集会室 34.0 m ² /和室 8 畳

名称	所在地	施設内容
前川青少年センター	前川 2-24-4	ホール 68.0 m ² /和室 10 畳
元郷青少年センター	元郷 2-1-11	集会室 51.0 m ² /和室 10 畳
本町青少年センター	本町 4-13-11	集会室 40.5 m ² /和室 15 畳
並木青少年センター	並木 3-20-1	集会室 56.7 m ² /和室 10 畳
芝富士青少年センター	芝富士 2-8-7	和室 19 畳×2間
安行青少年センター	安行吉岡 1650-41	集会室 49.6 m ² /和室 21 畳
栄町青少年センター	栄町 1-2-19	集会室 78.6 m ² /和室 10 畳

(出典：川口市提供資料)



西川口青少年センター

②決算額

令和2年度から令和4年度までの決算額は次のとおりである。

(単位：千円)

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 青少年センター等施設管理費	5,886	5,494	5,413
2 青少年体験活動事業 (子ども自然体験村、通学合宿)	0	60	277

(出典：川口市提供資料)

③委託事業者 直営のため該当なし

④委託内容 直営のため該当なし

⑤選定方法 直営のため該当なし

⑥利用可能者・利用対象者等

利用可能なものは以下のとおりである。

(ア) 青少年関係団体

(イ) 小、中、高校生及び青年の自主グループ

(ウ) 町会関係の団体

(エ) 婦人会、老人会クラブなどの地域団体

(オ) その他青少年の健全育成、地域コミュニティの育成を目的とする団体

利用料金：なし。

⑦実績

令和4年度における市内8か所の青少年センターの利用状況は下表のとおりであった。

場所	青少年	学・保・幼	町会	社会教育	地域コミュ	その他	合計	使用人数	使用団体数
西川口	3	0	138	0	7	24	172	1,284	67
前川	2	0	12	92	145	4	255	1,297	65
元郷	0	0	23	0	24	9	56	453	38
本町	93	1	0	0	62	113	269	2,294	163
並木	12	0	3	0	75	22	112	979	46
芝富士	1	0	7	0	69	0	77	635	53
安行	196	0	70	0	82	13	361	3,753	128
栄町	0	12	199	4	121	19	355	2,954	132
合計	307	13	452	96	585	204	1,657	13,649	692
%	18.5	0.8	27.3	5.8	35.3	12.3	100.0		

(出典：川口市提供資料)

(意見1-33) 利用度が低い青少年センター施設について

上記の利用状況を見ると安行と本町については本来の設置目的である青少年センターとしての利用が比較的行われているが、他の施設については地域コミュニティもしくは町会としての利用等が主であり青少年団体の利用は少ない状況が伺える。市では市内各所に公民館等が設けられており、他の類似施設が多数存在している。従って、青少年の健全育成を目的とした青少年関連団体のみを対象とした、当該青少年センターの意義はそもそも高いとはいえない状況であるため、当該施設については、青少年センターとしての利用状況や他の類似施設の存在を考慮したうえで廃止も視野に今後の利活用を

検討することが望ましい。

(2) 神根青少年野外活動広場

①施設の概要

青少年が野外での集団生活（テントを使用したキャンプ等）を通して、基本的な生活能力を習得し社会性を高めるとともに、青少年の健全育成及び青少年団体活動の促進を図ることを目的とした施設である。

②施設の所在地 面積

木曾呂1401～1404 1, 369㎡

③利用できる者

- (ア) 市内を活動拠点とする青少年団体で、利用目的にそった活動計画を持つものであり、キャンプ技術等を充分習得している指導者が引率する団体であること。
- (イ) その他、市長が特に認めた団体。

④利用料 無料

⑤利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
使用件数	6	5	4	3	1	5	3
使用人数	335	164	87	135	55	310	90
使用団体数	2	4	1	2	1	4	3
	11月	12月	1月	2月	3月	計	
使用件数	4	2	1	0	2	36	
使用人数	199	100	4	0	49	1,528	
使用団体数	3	2	1	0	1	24	

(出典：川口市提供資料)

(3) 新郷自然の森

①施設の概要

自然を失いつつある都市の中で、青少年が野外活動（テントを使用したキャンプ等）を通して、緑と自然環境の大切さを学び、基本的な生活能力を習得し社会性を高めるとともに、青少年の健全育成及び青少年団体活動の促進を図ることを目的とした施設である。

②施設の所在地 面積

東本郷2-8 6, 358㎡

③利用できる者

- (ア) 市内を活動拠点とする青少年団体で、利用目的にそった活動計画を持つもの

であり、キャンプ技術等を充分習得している指導者が引率する団体であること。
 (イ) その他、市長が特に認めた団体。

④利用料 無料

⑤利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
使用件数	1	1	0	1	1	0	1
使用人数	70	84	0	20	57	0	15
使用団体数	1	1	0	1	1	0	1
	11月	12月	1月	2月	3月	計	
使用件数	1	0	0	0	0	6	
使用人数	5	0	0	0	0	251	
使用団体数	1	0	0	0	0	6	

(出典：川口市提供資料)

17. 子どもの生活・学習支援事業（青少年対策室）

(1) 子どもの生活・学習支援事業

①概要

家族の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている生活困窮世帯、母子・父子・寡婦・寡夫世帯等について子どもの生活・学習支援を図り、直面する諸問題の解決と生活を総合的に支援し自立した生活を確保することや貧困の連鎖の防止を目的として実施するもの。

②委託事業者

株式会社トライグループ

③委託内容

(ア) 受付業務

すべての支援内容について、受託者は申込の受付業務（利用に関して必ずアセスメントを実施）及び調整を行う。

(イ) 子どもの学習支援業務

概要：学習意欲の喚起及び学力の向上を図り、定期考査等に向けた対策や宿題への取り組みなど学習習慣の定着について支援を行う。利用者個々の状況にあわせた学習支援を実施するため、教室を設置し運営する。また、学習のみにとらわれず居場所となれるよう教室を運営する。

定員：600名程度

(ウ) 受験クラスの運営

概要：自立助長につながるべく受験生を主として国公立を中心とした受験に成功し、将来の進路を明確に確保し、より高度で専門的な受験学習を提供する。

定員：80人以上

目標：

(a)小学生

川口市立高等学校附属中学校への進学が可能となる段階まで学力を引き上げるようにする。

(b)中学生

開始時に本人の実力を測定し、将来の夢の実現に適した志望校を提案し、かつ公立高校受験に必要な調査書に影響する定期テストなどの学校の学力検査でも実力を発揮できるよう、高い学力を完成させ、開始時では難しかった志望校の入学試験であっても突破できるようにする。

(c)高校生

経済的理由で進学を諦めることがないよう、国公立大学を中心とした大学に進学し、将来の自立助長と選択の幅を広げられる学力を有するようにする。

(d)進学率

受験である以上、確定した結果を出せるわけではないが、このクラスを利用した者が将来の夢や大学等への進路希望をかなえるため学生時代をどう過ごすかという事を共に考え希望に沿った志望校への進学率が100%となるよう全力を尽くす。

(エ) 就職等のキャリア支援および技能支援

概要：高校や大学などに行かず就職の選択肢を選んだ利用者が学歴の有無など就職活動で不安を感じている要素に対し、カウンセリング等で長所や適性を引き出し、また面接や履歴書の書き方などの必要な知識の習得を支援する。就職対策の一環として何らかの国家資格取得向けの短期講座など就職に必要な支援策、川口市職員などの公務員採用試験対策等を行い自立助長につながる就職支援策を学習教室内において実施する実施計画や手法を提案する。

(オ) 生活・相談支援

概要：利用者および保護者からの学習面及び生活面に関する相談を受け、個々の状況に応じて必要な支援機関と連携し、適切な助言及び支援を行なう。なお、この支援については責任者もしくは支援員が対応し、受験に関することで必要があれば前述の協力事業者等と連携して支援にあたる。

(カ) 訪問支援（主として生活面）および関係機関との連携

概要：ひきこもり・不登校などの状況により生活能力や学力の面において問題を抱えている、利用者個々の状況にあわせた支援を行う。能動的な行動が困難な支援対象者を想定し、生活福祉1・2課、子育て支援課、子育て相談課、小中学校、教育研究所等の関係各所と密な連携をとり対象者に訪問相談等を実施する。

目標：ひと月延60世帯以上の訪問

(キ) 事業の周知

(a)生活保護世帯については、生活保護のケースワーカーに事業の説明会等を実施し、周知を要請する。説明を特に求める世帯があればケースワーカーと同行して行う。

(b)ひとり親世帯については、関係機関や発注者と協議し、児童扶養手当申請時等に周知をする。

(c)就学援助世帯については、発注者と協議の上で広報用チラシやPR用動画等を作成し教育部局を通じて周知する。

その他、より多くの児童・生徒が本事業を利用することができるよう周知方法を発注者に提案する。

(d)川口市立全小中学校の校長ほか教員等に対して受託者は事業開始後速やかに当該事業の周知を行う。また、学校から相談等があった場合は事業について速やかに対応し、その記録を月次報告提出の際にあわせて報告する。

(e)受験クラスに限っては、協力事業者と共同での周知を実施して差し支えない。

(ク) 子どもの健口支援事業（埼玉県モデル事業）への協力

子どもの歯や口の健康格差解消のため、学習支援教室に通所する子どもを対象に、歯科医師による定期的な歯科検診や歯科衛生士によるフッ化物洗口（週1回程度）・口腔ケア指導を行う。責任者は同事業に協力するため、埼玉県、埼玉県歯科医師会、川口歯科医師会との連携を密にし、多くの子どもに同事業を実施することができる体制を整備する。

④選定方式 選定手続

選定方式	公募型プロポーザル
公募期間	令和4年1月31日（月）～令和4年2月17日（木）
応札企業数(応募企業数)	2者
委託期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
選定委員会の委員	委員長 子ども部長 委員 子ども総務課長、子育て支援課長、青少年対策室長、生活福祉1課長、生活福祉2課長、指導課長（6名）

⑤利用対象者

本事業の対象者は市内に居住し、かつ次の各号のいずれかに該当する生活困窮家庭等の小学3年生から高校生までの子ども（中学卒業後未進学者及び高校中退者を含む）及びその保護者とする。

(ア) 生活保護世帯の子どもと保護者

- (イ) ひとり親家庭の子どもと保護者
- (ウ) 就学援助を受けている世帯の子どもと保護者
- (エ) その他前号に準ずる家庭の子どもと保護者で市長が特に認める者

⑥開催場所及び利用時間（令和4年度）

- (ア) 市内公共施設
- (イ) 子どもおよび保護者の自宅等
- (ウ) 受託者が用意した施設（原則市内に限る）
- (エ) その他市内施設

⑦令和2年度から令和4年度までの決算額について（単位：千円）

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
子どもの生活・学習支援事業	83,190	83,190	85,253

※令和5年度の案内チラシ

2023年度
小学3年～高校生対象
川口市子どもの生活・学習支援事業
参加者募集! 参加費無料![※]
生徒3名に対して、支援員1名の個別の生活・学習支援
本事業では、学習習慣や基礎学力の定着、進学のための学習支援を行います。また、進路や勉強に関する相談対応や体験型学習、生活習慣等の相談事業を行います。受験クラスは更に手厚い体制で行います。

■支援対象者
川口市在住の生活保護を受けている世帯、ひとり親世帯または就学援助を受けている世帯等

■会場・時間
※本事業の開催場所は、4月下旬の告知3月中旬以降に決定します。

開催曜日	施設名称	定員数	所在地	実施時間
会場、時間等については申込時に委託事業者へお問い合わせください。				

■科目 英語・数学・国語・理科・社会の5教科。受験クラスは要相談
※得意分野の科目は一部追加・変更科目が学べます。

事業会場に関する (株)トライグループ行政事業部
お問い合わせ先 TEL 03-3237-8077 (直通) MAIL: try-gyosei-higashi@trygroup.com

本事業は川口市が(株)トライグループへ委託して実施しています。

2023年度 川口市子どもの生活・学習支援事業

苦手科目の克服ができる! 基礎学力が身につく! 食育支援を実施

テスト対策、受験対策も対応します! (受験クラス)
大学生、社会人の講師が優しく教えてくれる! 個別指導だから、質問もしやすい!

気になることがあればご相談、ご質問ください。

申込から支援開始までの流れ

- QRコードを読み取りネット申込
※小学3年～高3年生まで、年齢・学年が学歴までご登録ください。
※受験クラスは別途「川口市立東洋高等学校」を希望する小学3年生・小学3年生立派員「学習支援を希望する世帯」です。
※中学2年生で受験クラスを希望されない場合は、一階クラスでの履修も可能です。
※申し込み締め切りは11月15日(金)です。定員に達した場合は追加受付はできません。
- 参加決定のお知らせ
※申込内容が確認できたら、ご連絡いたします。
- 保護者様とお子さまと職員での三者面談
※面談は必ず実施させていただきます。
- 学習支援開始
通常授業のほかに、本事業の一環として行う調理実習やイベントもありますので、ぜひご参加ください!

委託元：川口市子ども課青少年対策室

⑧利用状況

(ア) 登録数

・会場、学年別登録数

(単位：人)

種類	会場	計	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3
一般	A	32	4	4	5	3	4	3	6	1	2	0
	B	57	3	4	7	6	11	6	13	4	1	2
	C	63	5	7	1	5	8	10	11	8	4	4
	D	46	6	2	5	3	6	8	6	5	1	4

種類	会場	計	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3
一般	E	52	8	1	6	3	7	5	9	6	3	4
	F	51	6	4	5	4	4	9	11	3	1	4
	G	31	3	3	2	3	3	3	3	5	1	5
	H	41	4	4	2	4	5	12	5	2	1	2
	I	41	2	5	1	6	5	5	5	3	4	5
	J	41	2	3	4	9	7	7	9	0	0	0
	K	89	9	5	12	12	12	21	12	3	2	1
L	81	4	2	4	11	13	20	14	7	4	2	
受験	M	10	0	0	1	1	0	0	8	0	0	0
	N	5	0	0	0	2	0	0	2	0	0	1
	O	6	0	0	0	1	0	0	5	0	0	0
	P	15	0	0	0	6	0	0	8	0	0	1
訪問型	自宅	5	1	0	1	0	0	1	1	0	0	1
合計		666	57	44	56	79	85	110	128	47	24	36

(出典：川口市提供資料)

・参加者区分、学年別

(単位：人)

区分	計	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3
生活保護	121	2	2	6	13	15	11	18	20	12	22
ひとり親	155	6	10	11	27	27	24	30	10	6	4
就学援助	390	49	32	39	39	43	75	80	17	6	10
合計	666	57	44	56	79	85	110	128	47	24	36

(出典：川口市提供資料)

(イ) 実施回数

・会場型

(単位：回)

会場	回数	会場	回数
A	39	J	37
B	35	K	37
C	36	L	38
D	42	M	35
E	42	N	36
F	42	O	35
G	39	P	36
H	38	合計	605

会場	回数	会場	回数
I	38		

(出典：川口市提供資料)

- ・訪問型 162回 225.75コマ
- ・食育支援（実施回数 参加人数）
 - 調理実習：36回 414名
 - 軽食配布：70回 1,248名
 - 食育セミナー：11回 188名
 - 健口支援：2回 42名
 - フッ化物洗口：14回 延べ114名
- ・進路
 - 中学3年生（高校進学）
 - 全日制進学 76名（うち公立65名、私立11名）
 - 通信制進学 9名（うち公立1名、私立8名）
 - 定時制進学 7名（公立）
 - 高校3年生 大学進学8名 専門学校等進学4名 就職2名
- ・マンツーマン指導
 - 小学6年生：中学進学10名
 - 中学3年生：高校進学23名（うち公立18名 私立4名 不明1名）
 - 高校3年生：大学進学2名

(意見1-34) 委託事業者からの報告に関する分析や事業評価について

子どもの生活・学習支援事業について、委託事業者からの報告について詳細な分析に基づいた事業評価がなされていない。

市は委託事業者から年次報告書などの各種報告書等の提出を受けている。そして担当課はその事業報告書を受けて実施計画事業評価調書を作成し当該事業の事業評価を行っておりその点については評価できる。しかしながら、当該実施計画事業評価調書において行われている事業評価の基礎となる定性的情報は学習教室への参加率及び中学3年生進学率の2項目であり、他の項目については事業評価の対象とされていなかった。仕様書には利用者の目標値、訪問家庭の件数の目標値といった数値目標が設けられており、さらに、就職支援、生活相談支援、食育支援など受験以外に関する事項も盛り込まれている。一方において、委託事業者からの事業報告書には支援員の勤務状況に関することや受験に関すること、あるいは年次報告として子どもの進学や就職状況に関することなど非常に多岐にわたる項目が記載されているため、これらの情報を利用して仕様書の目標値と報告書上の実績値との差異について分析を行うなど、仕様書の事業内容に沿った事業評価を行うことが望ましい。

なお、本市の子どもの生活・学習支援事業については、令和4年度に公募型プロポーザルによる業者選定を行った上で、従前委託していた事業者から現在の事業者への変更を行っている。いうまでもなく委託事業者の変更は市の担当者やユーザーである市民など当該事業にかかわるすべての関係者に大きな影響を及ぼすこともあり後に事務能力の高い業者が現れたとしても忌避されがちなものであるが、本市令和4年度における当該事業者の変更は関係資料を閲覧する限り純粹に事業者の事務能力を評価した上での変更であると同えるものであった。当該事業者の変更については、とかく前例主義的かつ保守的な選択が行われやすい状況の中での一石を投じるものとして素直に評価したい。

18. 児童センター・こども館の運営事業（青少年対策室）

(1) 児童センター・こども館の運営事業

①概要

児童センターは、児童福祉法第40条の規定に基づき、また、こども館はそれに準ずる施設として、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。つまり、児童厚生員が児童と一緒に遊んで、その中で集団的、個別的な指導を行うものである。それと同時に運動能力の発達や体力の増進にも努めている、児童センター・こども館は、乳幼児から中高生までの子どもたちが、安全に楽しく遊べる居場所であるとともに、地域の子育て支援の場としての利用を企図しているものである。

②委託内容（下記は南平児童センター管理業務仕様書より転載）

- (ア) 児童に対する集団的又は個別的な遊びの指導、その他児童の健全な育成に必要な活動を実施すること
- (イ) 児童センターの利用及び利用の許可に関すること
- (ウ) 施設及び設備の維持、管理及び軽易な修繕に関すること
- (エ) その他管理に関する業務で、市長が特に認めるもの

③利用対象者

18歳未満の児童

④市内の児童センター等の開所日や施設内容等は以下のとおりである。

(ア) 南平児童センター

開所日	月・水～日
開所時間	9:00-18:00
住所	末広3-7-21 ※南平たたら荘併設
広さ（敷地面積：延床面積）	敷地面積：1,322.37㎡・延べ床面積：426.17㎡
職員数	10名

主な施設	図書室、乳幼児室、集会室、遊戯室、子ども家庭相談室、屋外遊戯場
運営方式	指定管理者
指定管理者が行う主な業務	児童に対する集団的または個別的な遊びの指導、そのほか児童の健全な育成に関する業務及び施設・設備の維持管理など。
指定管理期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）
業者選定方式	公募型プロポーザル
応札企業数	2者
事業者	川口市社会福祉事業団



南平児童センター施設外観



南平児童センタープレイルーム

(イ) 芝児童センター

開所日	月・水～日
開所時間	9:00-18:00
住所	芝樋ノ爪 1-12-8 ※芝保育所併設
広さ（敷地面積：延床面積）	敷地面積：1,527,46 m ² ・延べ床面積：453.81 m ²
職員数	8名
主な施設	図書室、乳幼児室、集会室、遊戯室、子ども家庭相談室、屋外遊戯場
運営方式	指定管理者
指定管理者が行う主な業務	児童に対する集団的または個別的な遊びの指導、そのほか児童の健全な育成に関する業務及び施設・設備の維持管理など。
指定管理期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）
業者選定方式	公募型プロポーザル
応札企業数	2者
事業者	(株)コマーム

(ウ) 戸塚児童センター

開所日	月・水～日
開所時間	9:00-18:00
住所	戸塚南 4-10-2 ※戸塚南小学校併設
広さ（敷地面積：延床面積）	敷地面積：11,494.95 m ² ・延べ床面積：582.63 m ²
職員数	11名
主な施設	乳幼児室、集会室、遊戯室、多目的室、図書コーナー、交流コーナー、屋外広場、子ども家庭相談室
運営方式	指定管理者
指定管理者が行う主な業務	児童に対する集団的または個別的な遊びの指導、そのほか児童の健全な育成に関する業務及び施設・設備の維持管理など。
指定管理期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）
業者選定方式	公募型プロポーザル
応札企業数	2者
選定事業者	(株)コマーム

(エ) 鳩ヶ谷こども館

開所日	月・水～日
開所時間	9:00-18:00 (日以外) 9:00-17:00 (日)
住所	鳩ヶ谷本町 1-12-19 ※鳩ヶ谷武道場併設
広さ(敷地面積:延床面積)	敷地面積: 1,447.00 m ² (全体)・延床面積: 326.81 m ²
職員数	9名
主な施設	児童展示室(遊戯室)、児童図書室、児童講習室(集会室)
運営方式	委託契約
委託事業者が行う主な業務	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする事業の実施。
委託契約期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで(3年間) 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約
業者選定方式	公募型プロポーザル
応札企業数	1者
事業者	(株)コマーム

⑤令和2年度から令和4年度までの決算額について (単位:千円)

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童センター施設管理費	1,937	2,403	2,598
児童センター施設整備費	5,108	15,813	15,950
児童センター指定管理者管理運営費	67,750	65,845	65,845
鳩ヶ谷こども館事業	16,278	15,807	15,917

⑥利用状況

	利用実績	キオスク 利用	子育て支援拠点	イベント活動実績 (回数・参加人数)
南平児童センター	10,653人	479人	5,020人	372回・7,624人
戸塚児童センター	34,911人	1,010人	14,371人	359回・10,259人
芝児童センター	18,150人	616人	5,564人	283回・7,377人
鳩ヶ谷こども館	11,759人	※未設置	2,224人	※資料なし

(出典:川口市提供資料)

(意見1-35) 鳩ヶ谷こども館の運営に関する規程整備の不十分

鳩ヶ谷こども館の運営に関する規程整備が不十分であった。

児童館は厚生労働省の「児童館の設置運営について（（平成2年8月7日）（発児第123号）（各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知）第2の3の（3）に定める、「運営委員会を設置し、その運営管理について意見を徴すること。」として、運営委員会の設置が義務付けられている。これを受けて南平児童センター、芝児童センター及び戸塚児童センターでは懇話会との名称で運営委員会が実施されていた。しかしながら、鳩ヶ谷こども館については、運営規程に運営委員会の設置が定められておらず、当然運営委員会が開催されていない状況であった。鳩ヶ谷こども館は、児童遊戯室、児童図書室、集会室等を有していることから児童館と同様の施設となっており、実態は児童館に準ずる施設といえるものである。また、児童館の設置運営に関する諸規程は、児童館を安全・適切に運営していくために必要な規程であるため、鳩ヶ谷こども館についても児童館と同様の規程を整備することが望ましい。

（意見1－36） 各児童センター等からの年次の報告書の様式及び内容の統一について

仕様書に従って、各児童センター等から月次報告書の他に年次の報告書が提出されている。この年次報告書について、戸塚児童センターと芝児童センターについては利用者数やイベントの回数あるいはイベントへの参加者数等詳細な人数が記載されていたが、鳩ヶ谷こども館の報告書については戸塚児童センターや芝児童センターとは様式が異なり、利用者数やイベントの回数が記載されていなかった。また、南平児童センターについては、イベントごとの参加者数の記載はあるが、年間の利用者数については言及がなかった。この点について、利用者数については月次報告書に記載があるため、あえて記載しなくても良いとの意見もあるであろうが、年間の利用者数は児童センター等の利用度を図る非常に重要な情報であるので、年次の報告書に記載するのが当然だと思われる。今後は、戸塚児童センターや芝児童センターの様式や内容に合わせて報告書を作成することが望ましい。

第3章 川口市立高等学校の財務及び事務の執行について

1. 川口市立高等学校の概要

(1) 概要

川口市立高等学校は、高等学校入学年齢人口の減少、校地の狭小さ、施設・設備の老朽化及び市立高等学校数の適正化という課題に対応するために、川口市立川口総合高等学校（以下「旧川口総合高等学校」という。）、川口市立県陽高等学校（以下「旧県陽高等学校」という。）及び川口市立川口高等学校（以下「旧川口高等学校」という。）の3校を再編統合して、平成30年4月に開校している。旧川口総合高等学校の敷地内に新校舎を新築して第1グラウンドを設置、旧川口高等学校の敷地内に第2グラウンドを設置している。総事業費は、旧校舎の解体費用を含めて約206億円であり、うち、国庫補助金として約10億円を受けているが、差額約196億円については、一般財源約19億円、起債約162億円、特定財源（教育施設整備基金）約15億円が財源となっており、市民負担となっている。

また、令和3年4月に、附属中学校を開校。附属中学校の生徒は、学力検査を経ずに入学できる。なお、附属中学校からの生徒と高校から入学した生徒は別クラスになる。

(2) 学校教育目標

「未来を創る しなやかでたくましい人材の育成」

本校の生徒が、時代の変化や多様化する社会のニーズに柔軟に対応する『しなやかさ』をもち、困難な課題にも協力し合いながら『たくましく』臨んでいくことで、我が国をリードし未来を創造していくことができる人材に成長させることを目標としている。

(3) 目指す学校像

新しい時代の教育を創造し、しなやかでたくましい人材を育てる川口市のリーディング校

- ①文武両道に優れ、徳力を備えた地域社会のリーダーとなる人材の育成
- ②科学技術創造立国である我が国をリードする人材の育成
- ③多様な生徒の興味・関心や進路希望に対応し、特に進路保障ができる教育の推進

(4) 目指す生徒像（ディプロマポリシー）

- ①自らの将来、社会の未来を切り拓く、夢と情熱にあふれる生徒
- ②グローバルな視野を持ち、地域に貢献する意志と行動力を持つ生徒
- ③常に課題意識を持ち、生涯にわたり学び続ける生徒

(意見2-1) 川口市立高等学校の生徒に対する具体的な目標の設定について

川口市立高等学校の目指すべき学校像として、文武両道に優れ、徳力を備えた地域社会のリーダーとなる人材の育成、科学技術創造立国である我が国をリードする人材の育成、多様な生徒の興味・関心や進路希望に対応し、特に進路保障ができる教育の推進が挙げられているが、川口市立高等学校としてより具体的な目標設定をし、その目的達成度合いを評価し、教育方針の妥当性について毎年度評価をしていくことが重要である。より身近な目標としては、国公立大学、難関私立大学への合格者数、スポーツの分野では、インターハイへの出場者等を具体的に目標設定し、生徒のモチベーションを高めていくことが重要である。なお、この目標設定はかならずしも生徒に周知する必要はない。大学進学実績については、近隣の公立高等学校である埼玉県立蕨高等学校、同川口北高等学校と比較して、必ずしも優位な状況ではなく、川口市立高等学校が、上記の大学を目指す生徒から常に選ばれるような高等学校になることが、将来的に文武両道に優れ、徳力を備えた地域社会のリーダーとなる人材の育成につながることになり、今回206億円の税金を投入して設置した意義が認められるものとする。

2. 川口市立高等学校の沿革

(1) 川口市立高等学校(旧3校再編統合後)概要

平成30年(2018年)に川口市立3校(旧川口総合高等学校、旧県陽高等学校、旧川口高等学校)が再編統合され、川口市立高等学校が開校する。

(2) 旧3校の沿革

①旧川口総合高等学校

年 度	沿 革
昭和 4 年	埼玉県川口実科高等女学校として開校(本町小学校の地)
昭和 8 年	川口市青木町へ移転(青木中央小学校の地)
昭和 9 年	埼玉県川口市立高等女学校と改称
昭和16年	埼玉県川口高等女学校と改称
昭和23年	新制高等学校へ移行し、埼玉県川口女子高等学校と改称
昭和33年	上青木校舎(上青木三丁目)へ移転
昭和40年	川口市立川口女子高等学校と改称(普通科、家政科、商業科)
平成 9 年	川口市立川口総合高等学校と改称。総合学科に学科転換、男女共学となる。
平成30年	4月の川口市立高等学校開校に伴い、閉校。在学学生は川口市立高等学校の在籍となる。旧川口総合高等学校校地に新校の校舎を新築する。

②旧県陽高等学校

年 度	沿 革
昭和 1 7 年	埼玉県川口実科工業学校として開校(本町小学校の地)
〃	川口技能者養成所の地へ移転
昭和 2 1 年	埼玉県川口市立工業学校と改称
昭和 2 3 年	埼玉県川口市立青木高等学校設置(定時制普通科)
昭和 2 4 年	埼玉県川口県陽高等学校と改称
昭和 2 5 年	普通科女子部併置(埼玉県川口女子高等学校にて授業)
昭和 2 7 年	神根分教場設置(市立北中学校内)
昭和 3 2 年	商業科併置 神根分教場閉鎖
〃	家庭科の授業を埼玉県川口商業高等学校に委託
昭和 4 0 年	川口市立県陽高等学校と改称
昭和 4 8 年	全日制課程設置(普通科)
平成 3 0 年	4月の川口市立高等学校開校に伴い、閉校。在学生は川口市立高等学校の在籍となる。旧校舎の改装工事が行われ、埼玉県内初の夜間中学「川口市立芝西中学校陽春分校」として開校
令和 6 年	夜間中学は旧芝園小学校へ移転予定

③旧川口高等学校

年 度	沿 革
昭和 3 1 年	埼玉県川口商業高等学校として開校(旧県陽高等学校の地)
〃	男女共学 全日制課程 商業科
昭和 4 0 年	川口市立川口高等学校と改称(普通科設置)
昭和 4 7 年	朝日町校舎(朝日五丁目)へ移転
平成 6 年	商業科を国際ビジネス科に学科転換
平成 2 8 年	平成 2 8 年度入学生から国際ビジネス科募集停止
平成 3 0 年	4月の川口市立高等学校開校に伴い、閉校。在学生は川口市立高等学校の在籍となる。

④川口市立高等学校 (旧 3 校再編統合後)

年 度	沿 革
平成 2 4 年	新校基本計画を策定
平成 2 9 年	校舎棟完成(旧川口総合高等学校の地)
平成 3 0 年	4月開校 入学生合計 481 名 (内訳：理数科 40 名、普通科 441 名 文理スポーツコース含む)

年 度	沿 革
令和 2年	アリーナ棟完成
令和 3年	附属中学校を開校(入学生合計 80 名 男女各 40 名)。文理スポーツコースをスポーツ科学コースに改編。第 1 グラウンド及び第 2 校地完成

3. 川口市立高等学校将来構想（中・長期ビジョン）

川口市立高等学校将来構想は、10年後における学校の姿を見据え、3期にわけ短期、中期、長期のビジョンを示すものである。

開校からの3年間で第1期「創成期」とし、再編統合から新しい学校の土台づくりの時期とした。4年目からの第2期「発展期」は、新たなタイプの進学校としての姿、7年目からの第3期「飛躍期」は、中高一貫教育校としての学校づくりについてのビジョンを示した。この将来構想は、学校教育目標と本校建学の基本理念の具現化を目指すものであり、第2期終了時は、目指す学校像と目指す生徒像の見直しを行う計画である。

4. 教職員数及び生徒数

(1) 教職員数の推移(非常勤含む)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
川口市立高等学校（全日制）	180	186	182	183	183
川口市立高等学校（定時制）	39	36	36	40	36
附属中学校				18	21
合 計	219	222	218	241	240

平成30年度における、旧3校からの異動教職員（非常勤除く）

旧3校からの異動者	平成30年度
旧川口総合高等学校	35
旧県陽高等学校	39
旧川口高等学校	24
合 計	98

再編統合前の旧3校の教職員数(非常勤含む)

再編統合前の旧3校の教職員数	平成29年度
旧川口総合高等学校	88
旧県陽高等学校(全日制)	92

再編統合前の旧3校の教職員数	平成29年度
旧県陽高等学校(定時制)	60
旧川口高等学校	39
合 計	279

※市の職員：高等学校全日制の教職員及び事務職員

※県の職員：高等学校定時制の教職員、附属中学校の教職員及び事務職員

(2) 川口市立高等学校・附属中学校 生徒数(定員)推移

課程	学科・コース	学年	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
全 日 制	理数科	1年	40	40	40	40	40	40	
		2年		40	40	40	40	40	
		3年			40	40	40	40	
	理数科 計			40	80	120	120	120	120
	普通科	1年	320	320	320	280	280	280	
		2年	360	320	320	320	280	280	
		3年	400	360	320	320	320	280	
	普通科 計			1,080	1,000	960	920	880	840
	普通科 文理スポーツ コース	1年	120	120	120				
		2年		120	120	120			
		3年			120	120	120		
	文理スポーツコース 計			120	240	360	240	120	
	普通科 スポーツ科学 コース	1年				80	80	80	
		2年					80	80	
		3年						80	
	スポーツ科学コース 計					80	160	240	
	総合学科	1年							
		2年	160						
3年		160	160						
総合学科 計			320	160					
全日制合計			1,560	1,480	1,440	1,360	1,280	1,200	

※令和3年度 文理スポーツコースをスポーツ科学コースに改編

課程	学科・コース	学年	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
定 時 制	総合学科	1年	120	120	120	80	60	60
		2年		120	120	120	80	60
		3年			120	120	120	80
		4年				120	120	120
	普通科	2年	80					
		3年	80	80				
		4年	80	80	80			
	商業科	2年	40					
		3年	40	40				
		4年	40	40	40			
定時制合計			480	480	480	440	380	320

課程	学年	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
附属中学校	1年				80	80	80
	2年					80	80
	3年						80
附属中学校合計		0	0	0	80	160	240

市立高校・附属中学校合計	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合 計	2,040	1,960	1,920	1,880	1,820	1,760

※附属中学校は1年及び2年3クラス、3年2クラス 定員は男子・女子で各40名、計80名となっている。

(3) 令和5年度の川口市立高等学校全日制 実生徒数 (令和5年5月1日現在)

学科・コース	1年		2年		3年		合計	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
普通科スポーツ 科学コース	49	31	48	28	44	36	141	95
理数科	27	13	35	5	33	7	95	25
普通科	132	149	136	144	131	143	399	436
合計	208	193	219	177	208	186	635	556
学年合計	401		396		394		1,191	

※全日制高校では男女の定員設定はしておらず、現在、生徒数1,191名のうち、男子635名、女子556名となっている。

※理数科生徒全体の8割が男子・普通科スポーツ科学コース生徒全体の6割が男子となっており、普通科は女子の割合が高くなっている。

(4) 再編統合前の各校生徒の定員数

旧3校		学年	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
旧川口総合高等学校	総合学科	1年	280	240	200	160	160
		2年	280	280	240	200	160
		3年	280	280	280	240	200
	旧川口総合高等学校合計		840	800	720	600	520
旧県陽高等学校	全日制 (普通)	1年	160	160	160	160	120
		2年	160	160	160	160	160
		3年	160	160	160	160	160
	定時制 (普通)	1年	80	80	80	80	80
		2年	80	80	80	80	80
		3年	80	80	80	80	80
		4年	80	80	80	80	80
	定時制 (商業)	1年	40	40	40	40	40
		2年	40	40	40	40	40
		3年	40	40	40	40	40
		4年	40	40	40	40	40
	旧県陽高等学校合計		960	960	960	960	920
	旧川口高等学校	普通科	1年	240	240	240	240
2年			240	240	240	240	240
3年			240	240	240	240	240
国際ビジネス科		1年	80	40	40		
		2年	80	80	40	40	
		3年	80	80	80	40	40
旧川口高等学校合計		960	920	880	800	760	
合計		2,760	2,680	2,560	2,360	2,200	

※平成30年度に旧校の2年生及び3年生が新校へ在学。

※旧校では再編統合方針決定後の平成26年度から生徒数の定員削減を進めた。

(意見 2-2) 生徒定員数と教職員数の推移について

川口市立高等学校の全日制において、平成30年度の生徒定員数は1,560人であったが、段階的に減らし、令和4年度には1,280人となっている。

一方、高等学校の全日制の教職員数は平成30年度で180人であったが、令和4年度は183人となっており、生徒数を段階的に減らしているにもかかわらず、教職員数は減っていない。

令和6年度以降、附属中学校からの内部進学生、各年80人が高等学校に入学することが予定されており、3年後には内部進学者80名が3学年生じることになる。よって、現状から240名高等学校の生徒が増加する。着地点の状況を見据えて、教職員の適正な数を判断し、教職員数の削減についての検討が望まれる。

5. 川口市立高等学校決算の状況

(1) 歳入歳出決算書

川口市立高等学校の3校再編統合前の平成29年度の歳入歳出決算と平成30年度以降の歳入歳出決算の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	
I 業務活動による歳入歳出							
業 務 活 動 に よ る 歳 入	高等学校授業料	218,235	198,979	188,295	185,619	177,784	170,065
	高等学校入学金	12,455	1,030	1,095	1,259	1,079	1,206
	高等学校使用料(駐車料含む)	2,042	1,691	1,544	1,444	1,752	1,774
	入学選考手数料	2,036	1,753	1,387	1,641	1,634	1,749
	諸証明書手数料	322	306	220	161	219	240
	公立学校情報機器整備費補助金	-	-	-	-	42,883	-
	学校保健特別対策事業費補助金	-	-	-	-	1,200	1,550
	新型コロナウイルス臨時交付金	-	-	-	-	23,620	1,305
	市立高等学校受給資格認定事務委託金	1,033	765	732	652	560	620

年度		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
	高等学校教育支援 基金預金利子	-	38	52	55	53	52
	教育費寄付金	13,666	5,670	448	871	2,027	3,460
	川口市立高等学校 教育支援基金繰入 金	-	3,500	5,750	5,446	4,789	5,190
	保険料個人負担雑 入	3	19	48	67	78	109
	電気料等実費徴収 雑入	1,568	2,437	2,739	1,954	1,499	1,237
	定時制高等学校夜 食費雑入	-	1,228	838	620	927	718
	過年度電気料等実 費徴収雑入	-	-	639	128	-	-
業務活動歳入 合計		251,360	217,416	203,787	199,917	260,104	189,275
教育 指 導 費	電子計算機等借上 料	85,625	-	-	-	-	-
	器具等借上料	240	-	-	-	-	-
教育指導費 合計		85,865	-	-	-	-	-
高 等 学 校 総 務 費	報酬	50,580	29,665	37,481	32,422	41,701	46,813
	給料	711,888	633,115	601,639	590,184	580,506	567,278
	職員手当等	444,067	396,755	364,327	348,311	341,140	348,167
	共済費	229,375	205,029	189,534	195,472	190,651	187,545
	臨時事務員賃金	902	470	440	-	-	-
	報償費	3,018	1,698	1,490	6,969	6,623	6,631
	旅費	3,899	1,938	1,850	1,706	2,670	2,324
	需用費	12,936	72,866	59,684	59,208	67,594	87,596
	役務費	489	20,781	21,704	25,844	29,608	33,678
	委託料	74,547	51,911	78,289	71,808	90,532	62,221
	使用料及び賃借料	17,028	105,182	107,403	103,460	103,479	102,355
工事請負費	-	1,031	7,359	-	-	-	
原材料費	-	-	-	-	25	188	

年度		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
	備品購入費	2,527	51,429	627	1,052	52,036	249
	負担金・補助及び交付金	11,586	4,719	6,603	5,859	5,549	6,007
	償還金・利子及び割引料	-	20	-	-	-	-
	積立金	113,666	5,708	500	926	2,080	3,511
高等学校総務費 合計		1,676,508	1,582,317	1,478,930	1,443,221	1,514,194	1,454,563
全 日 制 高 等 学 校 管 理 費	報償費	192	276	271	190	281	163
	旅費	13,383	10,416	11,497	1,555	5,375	5,942
	需用費	89,751	8,488	7,830	10,357	10,071	11,171
	役務費	2,478	-	-	-	-	-
	委託料	28,887	-	-	-	-	-
	使用料及び賃借料	10,925	139	130	22	74	74
	原材料費	135	-	-	-	-	-
	備品購入費	935	2,459	2,525	2,938	1,318	1,274
	負担金・補助及び交付金	2,687	167	176	134	93	115
	償還金・利子及び割引料	-	-	-	-	-	30
全日制高等学校管理費 合計		149,373	21,945	22,429	15,195	17,212	18,769
定 時 制 高 等 学 校 管 理 費	報償費	-	-	-	20	67	-
	旅費	202	105	96	4	2	11
	需用費	2,442	1,153	1,073	2,849	2,867	2,719
	役務費	116	1,530	-	-	-	-
	委託料	5,352	-	1,013	737	1,111	807
	使用料及び賃借料	29	61	-	-	-	-
	備品購入費	49	-	209	289	99	106
	負担金・補助及び交付金	243	236	212	208	228	194
	償還金・利子及び割引料	-	-	-	32	-	-

年度		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
定時制高等学校管理費 合計		8,433	3,085	2,604	4,139	4,374	3,837
教育 振興 費	報償費	80	365	551	-	-	-
	需用費	4,534	5,502	4,870	-	-	-
	使用料及び賃借料	321	-	-	-	-	-
	備品購入費	2,143	2,434	2,522	955	958	966
教育振興費 合計		7,079	8,301	7,943	955	958	966
業務活動歳出 合計		1,927,258	1,615,648	1,511,906	1,463,510	1,536,738	1,478,135
(差引) 業務活動による 歳入歳出額		△1,675,898	△1,398,232	△1,308,119	△1,263,593	△1,276,634	△1,288,860
II 投資活動による歳入歳出							
投資 活動 歳入	新市立高等学校建 設事業交付金	818,207	-	3,875	-	-	-
投資活動歳入合計		818,207	-	3,875	-	-	-
学 校 建 設 費	需用費	-	950	-	-	-	-
	委託料	25,719	70,068	93,739	51,393	2,200	-
	工事請負費	7,419,747	1,174,542	1,492,998	3,679,895	3,843,504	-
	備品購入費	199,796	-	-	26,631	7,732	-
学校建設費 合計		7,645,262	1,245,561	1,586,737	3,757,919	3,853,436	-
投資活動歳出 合計		7,645,262	1,245,561	1,586,737	3,757,919	3,853,436	-
(差引) 投資活動による 歳入歳出額		△6,827,055	△1,245,561	△1,582,862	△3,757,919	△3,853,436	-
III 財務活動による歳入歳出							
歳 入	起債による歳入	6,948,000	721,300	360,000	1,284,000	3,130,700	3,268,000
財務活動歳入合計		6,948,000	721,300	360,000	1,284,000	3,130,700	3,268,000
歳 出	起債の償還による 歳出	12,016	62,580	266,250	302,634	347,680	454,679
	起債に係る利息の 歳出	2,586	17,201	18,672	18,265	19,152	26,740
財務活動歳出合計		14,602	79,781	284,922	320,899	366,832	481,419

年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
(差引) 財務活動による 歳入歳出額	6,933,398	641,519	75,078	963,101	2,763,868	2,786,581
(差引) 合計	△1,569,555	△2,002,274	△2,815,903	△4,058,411	△2,366,202	1,497,721

上表は、川口市各年度の歳入歳出決算書における高等学校に関する部分を抽出して作成している。ただし、起債に関する事項（起債による歳入、起債の償還による歳出及び起債に係る利息）については、財政課から提供された起債台帳により作成している。また、上記歳入歳出決算書については、業務活動による歳入歳出、投資活動による歳入歳出決算及び財務活動による歳入歳出に区分して作成している。業務活動による歳入歳出の区分には、川口市立高等学校の通常の業務の実施に係る歳入歳出の状態を表すもので投資活動及び財務活動以外の取引による歳入歳出を記載している。投資活動による歳入歳出の区分には、将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表すため、川口市立高等学校の通常の業務活動の実施の基礎となる固定資産の取得等による歳入歳出額を記載している。財務活動による歳入歳出の区分には、起債による歳入、償還による歳出及び起債に係る利息の支払等資金の調達及び返済による歳入歳出を記載する。

①業務活動による歳入歳出の区分について

- (ア) 人件費支出（教職員及び役員に対する報酬の支出）
- (イ) その他の業務支出
- (ウ) 授業料収入、入学金収入、検定料収入など教育研究の実施による収入
- (エ) 寄附金収入

②投資活動による歳入歳出の区分について

- (ア) 有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出
- (イ) 有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入
- (ウ) 有形固定資産及び無形固定資産の取得に係る国庫補助金等による収入

③財務活動による歳入歳出の区分

- (ア) 起債による歳入
- (イ) 起債の償還による歳出
- (ウ) 利息の支払額

(2) 起債の状況

川口市立高等学校新校舎建設に係る起債の状況は以下のとおりであり、いずれも無担保での起債である。

銘柄	発行年月日	利率 (%)	債権保有者 (借入先名称)	借入金額 (千円)	償還 年数
公共施設最適化事業 上青木西保育所・上青木 公民館・新市立高校	2016/ 5/26	0.10	埼玉りそな銀行	227,800	20
川口市立高等学校建設事 業ほか1事業 (平成27年度繰越分)	2017/ 3/28	0.18	川口信用金庫	277,300	20
公共施設最適化事業 新市立高等学校	2017/ 5/26	0.21	青木信用金庫	1,043,200	30
公共施設最適化(川口市 立高等学校、 産業労働会館、婦人青少 年会館、上青木公民館) (平成28年度繰越)	2018/ 3/27	0.24	埼玉りそな銀行	1,646,200	30
公共施設等適正管理推進 事業 川口市立高等学校①	2018/ 3/27	0.24	川口信用金庫	2,060,600	30
公共施設等適正管理推進 事業 川口市立高等学校②	2018/ 3/27	0.24	青木信用金庫	2,060,600	30
公共施設等適正管理推進 事業 川口市立高等学校建設事業	2018/ 3/27	0.24	埼玉りそな銀行	136,200	30
公共施設等適正管理推進 事業 川口市立高等学校校舎棟 解体工事①	2019/ 3/28	0.19	青木信用金庫	315,600	30
公共施設等適正管理推進 事業 川口市立高等学校校舎棟 解体工事②	2019/ 3/28	0.19	川口信用金庫	315,700	30

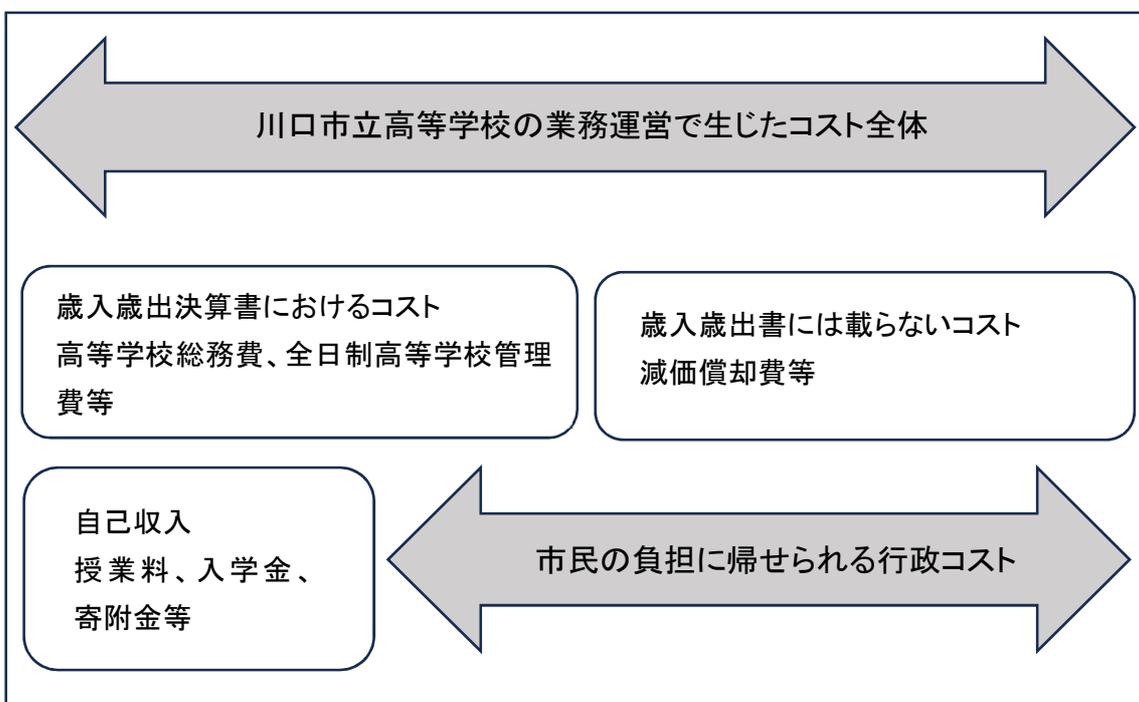
銘柄	発行年月日	利率 (%)	債権保有者 (借入先名称)	借入金額 (千円)	償還 年数
公共施設等適正管理推進 事業 仮称婦人青少年会館建設 事業ほか1事業 (29繰越分)	2019/ 3/28	0.19	埼玉りそな銀行	90,000	30
公共施設等適正管理推進 事業(集約化) 新市立高等学校建設事業	2019/ 5/28	0.17	川口信用金庫	335,700	30
公共施設等適正管理推進 事業(集約化) 新市立高等学校建設事業 (平成30年度繰越分)	2020/ 3/27	0.16	埼玉りそな銀行	24,300	30
公共施設等適正管理推進 事業(産業労働会館 新市立高校(解体・アリーナ 棟)生涯学習プラザ)	2020/ 5/28	0.01	地方公共団体金 融機構	1,284,000	30
公共施設等適正管理推進 事業 (新市立高校アリーナ棟建設) 令和元年度繰越分	2021/ 5/27	0.06	地方公共団体金 融機構	1,171,600	30
公共施設等適正管理推進 事業 (新市立高校(アリーナ棟 建設工事 他))	2021/ 5/27	0.06	地方公共団体金 融機構	1,959,100	30
公共施設等適正管理推進 事業 (新市立高等学校建設事業)	2022/ 5/30	0.30	地方公共団体金 融機構	1,077,600	30
公共施設等適正管理推進 事業 (新市立高等学校建設事業) 令和2年度繰越分	2022/ 5/30	0.30	地方公共団体金 融機構	2,190,400	30
合計				16,215,900	

6. 行政コストの試算について

市が作成する歳入歳出決算書は、市の歳入歳出の状況を表示する書類であり、ここに計上される歳入歳出は、市の業績を示す歳入歳出であって必ずしも納税者（市民）にとっての負担とは一致しない。例えば、歳入歳出とは関係しない減価償却相当額、引当金を計上しない場合の退職給付増加見積額、市の財産や出資等を利用することから生じる機会費用等は歳入歳出決算書には計上されないが、広い意味で最終的に市民の負担に帰すべきコストも存在する。

本来の行政コストは、退職給付増加見積額、機会費用等についても算入すべきであるが、地方自治体の会計制度からその把握は困難であるために今回の試算では省略する。行政コストを図示すると以下のとおりである。

【行政コスト関係図】



「国立大学法人等会計基準」に準じて川口市立高等学校の行政コストを試算すると以下のとおりとなる。

【川口市立高等学校行政コスト試算】

	平成29年度	令和4年度
I 業務費用		
業務活動による歳出（千円）	1,927,258	1,478,135
起債に係る利息の支払（千円）	2,586	26,740

	平成29年度	令和4年度
計(千円)	1,929,844	1,504,876
(控除)自己収入等(千円)	△251,360	△189,275
業務費用合計	1,678,484	1,315,601
Ⅱ 減価償却費相当額(千円)	0	669,890
行政コスト(I+Ⅱ)(千円)	1,678,484	1,985,491
4月1日現在川口市人口(人)	596,505	605,067
人口1人当たり行政コスト(円)	2,814	3,281

起債の元利償還金の50%が交付税算入されるため起債額全額が市の将来負担にならないとも言えるが、上記の行政コストの試算は、川口市立高等学校の運営コストを試算するものであるため、交付税に算入される金額、建築費に係る社会資本整備総合交付金については、控除しないで行政コストを算出している。

減価償却相当額は、下記財源内訳の合計金額20,584,996千円について起債の償還期間である30年を耐用年数とみなして定額法で計算している。

減価償却相当額は、以下の算式により計算している。

20,584,996千円×0.034(法人税法における耐用年数30年の償却率)＝699,890千円

(単位：千円)

内容			金額
財源内訳	一般財源		1,890,537
	起債	公共施設等適正管理推進事業	16,215,900
	国庫補助金	社会資本整備総合交付金	973,402
	その他特定財源	教育施設整備基金	1,505,157
合計			20,584,996

(意見2-3) 川口市立高等学校の行政コストについて

令和4年度の川口市立高等学校の行政コストは、一定の条件を置いての試算であるが、新校舎の建設費のコストを加算することによる影響もあるが、1,985,491千円となり、3校再編統合前の平成29年度と比較すると、307,007千円(対平成29年度比18.3%)増となり、再編統合前後で市民負担は、1人当たり3,000円程度と計算されており、3校再編統合によるコスト削減は果たされていないとも計算される。これは、新校舎の建設コストの負担と自己収入の減少も要因となっている。令和6年度から、附属中学校からの進学に伴い、徐々に高等学校在籍者が増加し、中長期的には、新校舎の修繕費等が増加することになるので、将来的な行政コストが増加することが懸念されることから十分な予算管理に努めることが必要と考える。

7. 校舎の概要及び施設整備事業

(1) 新校舎の概要

	川口市立高等学校	第2校地（旧川口高等学校）
所在地	上青木 3-1-40	朝日 5-9-18
敷地面積	49,621 m ²	31,882 m ²
校舎延床面積	31,632 m ²	-
大ホール	500 席	-
体育館床面積	2,498 m ² バスケットボールコート 3 面	3,920 m ² （延床） 第1：バスケットボール コート 2 面 第2：バスケットボール コート 1 面
ステージ	80 m ²	90 m ²
観覧席	480 席	45 m ²
柔道場	441.7 m ²	-
剣道場	441.7 m ²	-
その他	中アリーナ 479.7 m ² 小アリーナ 312.0 m ² トレーニングゾーン 167.9 m ²	トレーニング室 120 m ²
屋外運動場	19,240 m ²	19,129 m ²
陸上トラック	400m	-
野球場	-	両翼 93m
サッカー	103.5m×68m	-
テニスコート	4 面	2 面
ソフトボール	-	1 面
プール	50m	-
その他	弓道場 138.81 m ²	野球用ブルペン
図書室	572 m ²	-
蔵書数	約 63,000 冊	-
司書数	3 人	-



正面エントランス



校舎中庭(2階)



プール

(2) 施設整備事業

平成23年1月の川口市立高等学校在り方審議会の答申を受けて、将来的な入学年齢人口の減少見込みや狭小な校地、老朽化した施設・設備などの課題に対し、選択と集中の理念のもと、旧川口総合高等学校・旧県陽高等学校・旧川口高等学校の3校を1校に再編統合。平成30年4月に川口市立高等学校開校。

【経過】

年月	内容
平成23年 1月	川口市立高等学校在り方審議会による「市立高等学校の今後の在り方について」答申
平成24年 3月	新校基本計画検討委員会により「新校基本計画」がとりまとめられる。
平成25年 3月	「川口市立高等学校再編統合に関する基本調査報告書」策定

【整備スケジュール】

年月	内容	
平成25年 7月	基本設計 開始	
平成26年 3月	基本設計 完了	
平成27年 5月	実施計画 完了	
	第1校地 校舎棟・アリーナ棟・グラウンド	第2校地 野球場・テニスコート・既存体育館・屋外倉庫
平成27年10月	校舎棟工事 着工	
平成29年12月	校舎棟 竣工	
平成30年 4月	川口市立高等学校 開校	

年月	内容	
令和 元年 10月		校舎他解体工事 開始
令和 2年 12月	アリーナ棟 竣工	
令和 3年 8月	グラウンド整備 完了	体育館耐震化 完了
令和 3年 12月		野球場・テニスコート 完成
令和 4年 3月		第2校地整備 完了

(3) 総事業費

(単位：円)

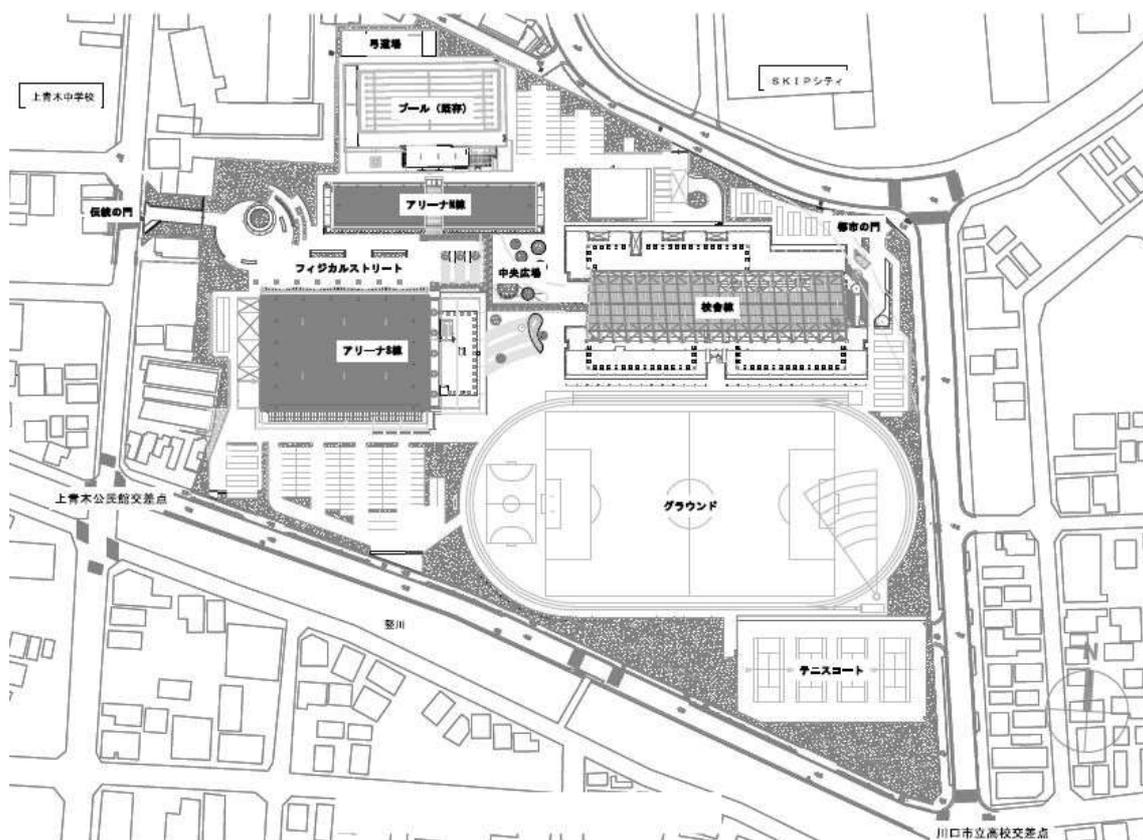
内容		金額
第1校地	校舎棟建設工事	9,288,416,880
	旧総合高校校舎解体工事	801,522,000
	アリーナ棟ほか建設工事	7,074,395,940
	総合高校武道場解体、若草会館・上青木公民館改修	22,642,200
	設計費（基本・実施）	302,787,000
	工事監理費（校舎棟）	73,440,000
	工事監理費（アリーナ棟）	85,970,000
第2校地	旧川口高等学校校舎棟解体工事	991,333,700
	川口市立高等学校第2校地体育館耐震補強工事	235,367,000
	川口市立高等学校第2校地グラウンド整備工事	951,084,200
	その他工事（受変電設備設置・給排水改修・朝日東第1公園整備）	137,236,000
	設計費（解体・耐震・グラウンド・トイレ・公園）	86,001,000
その他	廃棄物処理委託（総合・旧川口・旧総合体育館）	56,167,000
	搬送委託費（校舎・アリーナ・第2校地）	37,716,732
	初度調弁費（校舎・アリーナ・グラウンド）	234,159,881
	アスベスト・測量・土壌調査等	72,137,800
	その他（仮設武道場借り上げ・空調負担金 他）	134,619,615
合 計		20,584,996,948

財源内訳	一般財源		1,890,537,008
	起債	公共施設等適正管理推進事業	16,215,900,000
	国庫補助金	社会資本整備総合交付金	973,402,000
	その他特定財源	教育施設整備基金	1,505,157,940
合 計			20,584,996,948

8. 第1校地・第2校地及び旧県陽高等学校の利用状況について

(1) 3校再編統合に伴う旧校の施設の状況

川口市立高等学校は、平成30年4月に旧川口総合高等学校の敷地を第1校地として開校した。第1校地には、500席を有する大ホールを含む校舎棟のほか、令和2年12月にはアリーナ棟、令和3年8月には、テニスコート4面、400メートルトラック及び人工芝のグラウンドが完成している。また、弓道場及び50メートルの屋外プール施設も有している。アリーナS棟は、バスケットコート3面の広さの大アリーナや宿泊研修室を備え、アリーナN棟は剣道場、柔道場やトレーニングルームを備えており、充実した施設を有している。



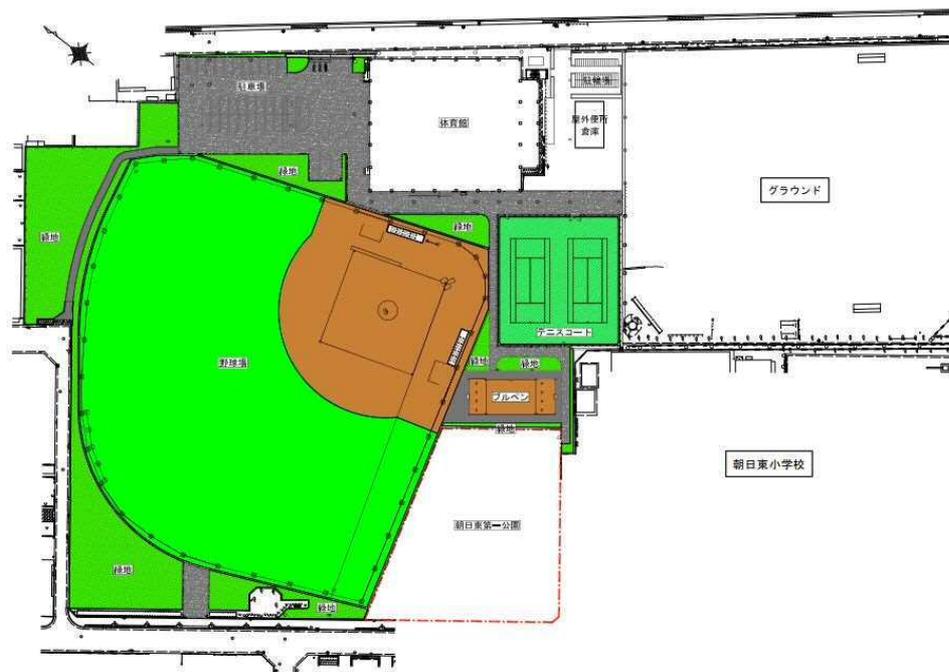
第1校地・施設配置図



人工芝のグラウンド・テニスコート



アリーナS棟 大アリーナ



第2校地・施設配置図

旧川口高等学校は、校舎を解体し両翼93メートルの野球専用グラウンドを新たに建設、既存の体育館の耐震工事、グラウンド及びテニスコート2面を整備し、令和4年3月に第2校地として完成している。



テニスコート



野球場

これら第1校地及び第2校地の学校施設の総工事費は下記のとおり200億円を超えている。

川口市立高等学校総事業費

(単位：円)

	内容	金額
第1校地	校舎棟、アリーナ棟、設計費、旧校舎解体工事 他	17,649,174,020
第2校地	グラウンド整備工事、体育館耐震補強、旧校舎解体工事 他	2,401,021,900
その他	調弁費、産業廃棄物処理 他	534,801,028
	合計	20,584,996,948

また、第2校地に関しては、令和4年度において以下の維持費用が発生している。

第2校地の年間維持費（令和4年度）

(単位：円)

第2校地のみ	内容	金額
公共料金	電気料金	3,428,510
	水道料金	515,228
	修繕料	1,083,500
委託費	機械整備	359,040
	産廃処分運搬費	172,700
計		5,558,978

(単位：円)

第1・第2校地共通費	内容	金額
点検費用	消防設備保守委託	523,600
	建設設備定期点検業務	62,326
	防火設備定期点検業務	909,700
	特殊建築物定期点検業務	634,920
	電気設備保守管理委託	1,412,059
計		3,542,605

旧県陽高等学校（並木1-26-1、敷地面積12,515㎡）は、校舎の一部（陽春会館）を川口市立芝西中学校陽春分校（夜間中学）の校舎として利用している。

(2) 川口市立高等学校の施設の有効活用について

第1校地の学校施設は、高等学校及び附属中学校の授業及び部活動に利用されるとともに、併設する川口市立高等学校定時制課程の校舎及びグラウンドとしても利用されている。一方、第2校地は第1校地から約4kmの距離にあるため、授業では利用せず、主として放課後や休日の部活動の活動場所として利用されている。

なお、学校施設は高等学校及び附属中学校の学校教育で利用する以外に、県の教員採用試験会場、市の職員採用試験会場、英語検定試験の会場及び近隣町会への貸出を除いては、外部(市民を含む)へ開放は行っていない。高等学校、附属中学校及び定時制課程の授業や部活動の使用状況から、施設を外部へ貸出できる時間帯を調整できないことが理由である。

(意見2-4) 学校施設の市民への開放について

川口市立高等学校の開校にあたり、新たな校舎及びグラウンド等の建設費用として約200億円が支出されている。また第2校地は主として部活動のみで使用しているが、令和4年度の実績で、年間約9百万円（うち、第2校地単独の維持費5.5百万円、第1校地及び第2校地共通の維持費3.5百万円）の維持費が発生している。維持費は今後も継続的に発生するとともに、建物や構築物は時間の経過とともに劣化するため、将来的には修繕費も発生することが想定される。

川口市立高等学校は、川口市の負担、言い換えると川口市民の負担によって建設された学校である。学校施設は、高等学校及び附属中学校の教育活動のために優先して利用するものであるが、建設費用を負担している市民への還元という観点からは、当該施設の市民の利用の機会は限られている。

学校施設として、人工芝グラウンド、テニスコートやアリーナ棟など充実した施設を有しており、これらを学校教育のために使用するだけでなく、市民の文化・スポーツ活動のために開放することにより、川口市の貴重な資源を学校と市民が共有し、川口市立高等学校の建設費用及び維持費用を負担している市民に対する還元（貢献）になると思われる。

特に第2校地は、部活動を中心に利用しているため、平日の一定時間帯は学校活動で使用されておらず、市民への開放の検討の余地がある。また、第2校地の完成に約24億円を支出しただけではなく、第2校地固有の維持費として年間5百万円超を支出している。学校施設に要する費用面からみても、学校活動で使用しない時間帯は、有効活用のために市民への開放の検討が必要である。

なお、学校施設開放については、以下の事例がある。

東京都、埼玉県、神奈川県及び千葉県において、都立（県立）学校開放事業として、都立（県立）学校を地域の文化・スポーツ活動の場として、地域に親しまれる学校づくりのためのコミュニケーションの場として、学校運営に支障のない限り外部への開放を実施している。

また、東京六大学野球連盟は、子どもたちの健やかな成長促進や健康への貢献を目的として令和5年12月に社会連携アクション「野球部グラウンドを子どもたちの遊び場へ」を実施している。これは、野球の競技普及・振興にとどまらず、広く子どもたちが運動や遊びを楽しめる場や機会の提供が必要と考え、連盟に所属する全大学野球部が合同で実施した活動である。各大学が実際に使用している練習場を小学生とその家族に開放することによって、子どもたちの健全な成長や地域創生への貢献を実現しようとする活動である。

学校施設の開放については、東京六大学野球連盟のように特定の1日を開放するなど様々な方法が考えられる。川口市立高等学校の施設に関しても、市民への還元（貢献）及び施設の有効活用という観点から、学校施設を市民へ開放することを検討願いたい。

（3）旧県陽高等学校について

平成30年4月川口市立高等学校の開校により閉校した旧県陽高等学校の校舎は、平成31年4月に埼玉県内初の公立夜間中学として開校した川口市立芝西中学校陽春分校の校舎として利用している。また、使用していない校舎は教育総務課が倉庫として利用している。なお、夜間中学は旧芝園小学校敷地に専用の新校舎を建設中であり、令和6年4月に新校舎へ移転予定である。

川口市は、市の公共施設等の適切な保有と維持管理等に関する基本的な考え方として、平成28年3月に「川口市公共施設等総合管理計画」を策定している。これは、国からの要請に基づき、市が保有する公共施設等の全体像を把握し、将来にわたる課題等を整理・把握する中で、長期的な視点を持って公共施設等の維持管理、更新、統

廃合、長寿命化等を計画的に行い、財政負担の平準化と適正な配置を実現するための指針である。また、公共施設等を取り巻く状況や課題等の変化を反映させ、国の策定指針を踏まえた内容の見直しを行い、令和4年3月に計画を改訂している。

令和4年3月改訂版の計画において、旧県陽高等学校に関しては売却の方針を定めている。

高等学校

(施設の現況)

- ・市立高等学校は、「川口市立高等学校」があります。

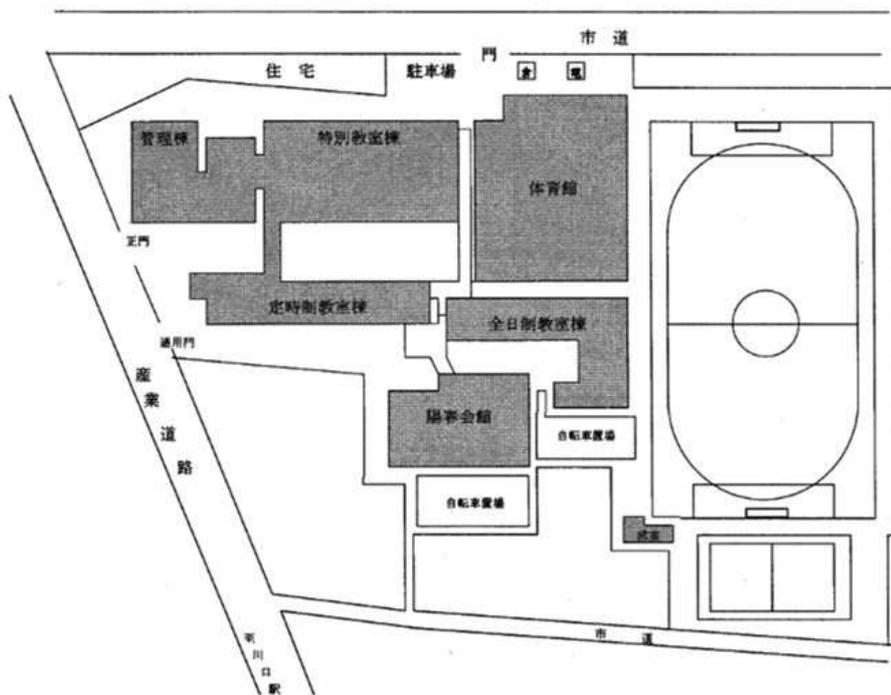
(中長期の課題)

- ・施設や設備等の計画的な維持管理に努める必要があります。

(基本方針)

- ・適切な保守及び点検の実施により、今後とも施設の維持管理を図ります。
- ・県陽高等学校の跡地は、新校の施設整備の財源確保のため、売却等による処分を図ります。

(出典：令和4年3月改訂版川口市公共施設等総合管理計画)



旧県陽高等学校・施設配置図

(意見 2-5) 旧県陽高等学校の処分計画の進捗について

旧県陽高等学校敷地に開校した夜間中学は、設立当初から新校舎完成までの暫定的な校舎として旧県陽高等学校陽春会館を利用する予定であった。なお、当初の計画では、令和 4 年度に新校舎への移転が予定されていたが、移転先の土壌調査等により新校舎の完成時期が遅れ、移転が令和 6 年度に変更になっている。

川口市公共施設等総合管理計画において、旧県陽高等学校は売却し、川口市立高等学校の施設整備の財源とする方針が決定しているが、旧県陽高等学校閉校後 6 年が経過した現時点において、売却は関係部署において調整中であり具体的な計画は策定されていない。

夜間中学の移転後は学校施設の利用は予定しておらず、廃校舎となる予定である。利用しない施設は公共サービスを生まず、一方で維持コストや安全面の確保など継続的な負担が生じることになる。また、川口市立高等学校は最新の施設設備を導入しており、従前の高等学校の設備維持費以上の支出となるため財源の確保の点からも、具体的な売却計画を進める必要がある。

9. 学校図書館の管理について

(1) 学校図書館の運営及び管理の概要

川口市立高等学校の校内には、高等学校（全日制及び定時制）及び附属中学校が共有で使用するラーニングコモンズ（以下「図書館」という。）が設置されている。生徒の他、教職員等に対しても図書館の利用の機会を与えることを図書館利用規程に定めている。

(目的)

第 1 条 この規程は、川口市立高等学校図書館（以下図書館という）の利用に関し、必要なことを定める。

- ・図書館を利用できる者は、本校生徒、職員および特に許可されたものとする。



ラーニングコモンズ(図書館)

図書館の開館時間は、図書館利用規程により以下のとおりであり、開館時間中は図書資料を自由に利用することができる。また、図書館は自習室を備えており、生徒が学習目的等で利用することができる。

(開館)

第2条 閲覧時間は月～金曜日の8：50～21：00とする。休業日は休館とする。(図書館の人員配置によって変わる可能性有)臨時休館または閲覧時間を変更する場合はあらかじめ掲示する。

- ・長期休業中の開館日については別に定める。

川口市立高等学校の図書館の蔵書数は、令和元年度は61,600冊、令和2年度は61,984冊、令和3年度は61,792冊である。

公立学校における図書館の蔵書数については、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課による『令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について』の調査結果がある。この調査によると、調査対象となった高等学校(公立学校3,436校)の平均蔵書冊数は、平成30年度は24,098冊、令和元年度は24,205冊であり、川口市立高等学校は平均蔵書数の約3倍の蔵書を所有している。これは開校の際に、旧川口総合高等学校、旧県陽高等学校及び旧川口高等学校の3校が所有していた蔵書を受け継いだためである。なお、蔵書については、図書館の保管スペースが限られているため、新規の図書を購入する一方で、古くなった図書は廃棄を行っているため、約6万冊で推移している。

学校図書館における物的整備の状況（令和元年度末現在）

1校当たりの蔵書状況

	学校数	前年度末の蔵書数	年度中の増減			年度末の蔵書冊数	年度間の増加冊数
			購入冊数	寄贈冊数	廃棄冊数		
中学校	9,120	10,975	378	41	324	11,071	95
高等学校	3,436	24,098	457	123	473	24,205	107

（出典：令和2年度「学校図書館の現状に関する調査結果について」より抜粋）

蔵書は図書管理システムに登録し、貸出及び返却等の管理が行われている。図書館に関する管理規程は、「図書館管理運営規程」及び「図書館利用規程」であり、図書館の館務については、図書館管理運営規程において下記のとおり定められている。

（館務）

第3条 総務は、運営方針、年間計画、予算作成等、委員会への原案作成、諸報告書の立案、他の学校図書館との連携等がある。

第4条 資料は、収集・管理・保管・検索用各種目録類の作成、逐次刊行物の受入記録等がある。

第5条 奉仕は、館内閲覧と館外帯出・レファレンスサービス・コピーサービス・予約・リクエスト等がある。

第6条 指導は、読書や利用に関する相談と指導・生徒図書委員会の指導がある。

第7条 広報は、展示活動・図書館報の発行・ブックリスト作成等がある。

第8条 調査は、読書や利用の状況の調査・諸統計の実施等がある。

第9条 管理は、館内清掃・施設設備の保全・資料の点検や整備・汚破損資料の調査や処理等がある。

第10条 経理は、予算管理・出納事務等がある。

また、川口市立高等学校管理規則に基づき、学校には1名の司書教諭を置いており、図書館には3名の図書館司書を置いている。

第9条の5 学校に、司書教諭を置く。ただし、司書教諭は、学級の数が11以下の学校にあっては、当分の間、これを置かないことができる。

2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する職務をつかさどる。

3 司書教諭は、当該学校の主幹教諭（養護をつかさどる主幹教諭を除く。）又は教諭の中から教育委員会が命ずる。

(2) 蔵書の点検について

蔵書の点検（図書館資料の棚卸）は、蔵書の所在の確認や蔵書の現況を確認するために、定期的実施すべきものである。川口市立高等学校においては、生徒等の図書館の利用の機会を妨げることのないように、入学者選抜学力検査が行われる2月に点検を実施している。

点検の結果、直近2年間において50冊ほどの不明図書が発見されている。不明図書の原因としては、主に貸出時の人為的なミスや図書館資料が棚裏に落ちている等であり、数回の蔵書点検の結果を経て、図書管理システムと現物の差異について除籍等の処理を行っている。

(意見2-6) 蔵書管理に関する規程類の整備と運用について

川口市立高等学校においては、蔵書の点検を定期的実施し、図書管理システムのデータと現物の一致を調査しているが、図書に関する規程は、「図書館管理運営規程」及び「図書館利用規程」が存在しているのみであり、これらの規程には蔵書の点検に関する具体的な方法については定められていない。

一般的には、規程に定められた方針について、具体的なルールや手順を手続書やマニュアル等に定め、日々の業務はこれらの手続書やマニュアル等に従って行うことになる。川口市立高等学校においては、図書管理システムを利用して蔵書の管理を行っているが、蔵書点検に関する具体的な手順を定めた文書が存在していない。手順が明文化されていないため、適切な方法で点検が実施され、点検の結果が適切な管理者へ報告されていることが担保できない。

また、蔵書の管理に関しては、蔵書の点検に限らず、図書館資料の登録、保管、除籍等に関する手順に関しても、具体的なルールを定めた手続書やマニュアル等が存在していない状況である。

川口市立高等学校が保管する蔵書数は約6万冊と多く、それに伴い図書館の管理に係る業務量について多くの時間を要すると考えられる。そのため、管理を効率的に実施するために、日々の業務に関する作業手順を定め、手続書やマニュアル等として明文化し、それに従った運用が求められる。

(3) 図書館資料の貸出状況及び延滞管理について

図書館資料は、一部の資料を除き館外貸出を行っている。館外貸出は、図書館利用規程において以下のとおり定められており、貸出期間の2週間を超えて返却がない図書館資料は延滞図書と識別される。延滞図書については、担当者が学期ごとに利用者に対して督促を行い、延滞の解消に努めている。

(館外貸出)

第4条 図書館資料の館外利用の際は定められた手続きに従うこと。

第5条 各種年鑑、新着雑誌、事典、辞書等の禁帯出資料は、原則として館外貸出をしない。ただし、特別に「一夜貸出」をすることができる。

第6条 貸し出し期間は2週間以内とし、原則として1人1回本は5冊、電子図書は2冊、CD2枚、DVD2枚までとする。長期休業中の貸出し期間・冊数は別に指示する。

第7条 同一図書を継続借用したい時は、一度手続きをしたうえで、更に2週間に限って借受けることができる。

第8条 借用図書の又貸し、大幅な返却期限切れ、無断持ち出しなど、利用態度が悪質な場合には、以後の貸し出しを停止することもある。

第9条 生徒が卒業、退学時により、本校生徒としての資格を失った場合もしくは休学等により長期就学できなくなった場合には、直ちに帯出中の図書館資料を返却しなければならない。

第10条 教職員が退職、転任する場合もしくは3ヶ月以上勤務場所を離れる場合には、帯出中の図書館資料をすべて返却しなければならない。

(意見2-7) 延滞図書の督促業務について

図書館資料の延滞状況を確認するため、図書管理システムから出力された督促リストを入手したところ、延滞図書の状況は以下のとおりであった。督促リストによると延滞図書は14冊のみであり、図書の延滞管理は適切に実施されていると思われる。

督促日：2023/08/23 返却判定日：2023/08/23 延滞日数：1日以上

利用者区分	返却期限	延滞日数
教職員	2018/06/25	1,885
教職員	2018/06/25	1,885
教職員	2023/07/19	35
教職員	2023/05/22	93
教職員	2023/06/27	57
生徒	2023/06/30	54

利用者区分	返却期限	延滞日数
生徒	2023/06/16	68
生徒	2023/06/22	62
生徒	2023/05/30	85
生徒	2023/07/20	34
生徒	2023/06/21	63

ただし、14冊のうち5冊は教職員が利用している図書であった。そのうちの2冊は、返却期限が2018/06/25と表記されており、延滞が長期化していた（なお、令和5年9月末に当該図書館資料は返却されている）。

本来、教職員は学校教育の現場において生徒の範となる行動を示すべき存在である。生徒を指導すべき立場の教職員がルールを遵守していなかったことは問題である。延滞期間が長期化した要因は、コロナ禍により督促作業が思うようにできなかった影響も考えられるが、教職員に対しては担当者が督促をしにくいという状況も長期化の一因ではないかと考えられる。

担当者が判断に迷うことなく延滞管理を効果的に行うためには、延滞管理に関する具体的な手順のルール化と明文化、それに従った運用を行うことが必要である。図書館の図書館司書においては、その業務は適切になされており、まったく問題はないが、延滞管理については、ルールを遵守できない教職員に対しては、一層厳格に対応することも必要であり、対応方法の検討が必要である。

10. 教員の労務管理について

(1) 教育職員の業務量の管理の概要

①教育職員の業務量に関する規制について

学校における働き方改革を進めるための取組の一環として、文部科学省より「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が令和2年1月17日に告示され、同年4月1日より適用されている。

これを受けて、川口市教育委員会は「川口市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「業務量に関する規則」という。）を制定し、令和2年4月1日より施行されている。業務量に関する規則の対象となる「教育職員」は校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手である。

業務量に関する規則第3条第1項、第2項は、教育職員の健康及び福祉の確保を図

ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員の勤務時間につき、以下の範囲内とするために適切に管理を行うことを求めている。

上限時間

- ・ 1 箇月の時間外在校等時間について 45 時間以内
 - ・ 1 年間の時間外在校等時間について 360 時間以内
- ただし、生徒等に係る臨時的な特別の事情により時間外に業務を行わざるを得ない場合は、次の時間内とする。
- ・ 1 箇月の時間外在校等時間について 100 時間未満
 - ・ 1 年間の時間外在校等時間について 720 時間以内
 - ・ 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において 1 箇月あたりの平均時間について 80 時間以内
 - ・ 1 年のうち 箇月時間外在校等時間が 45 時間を超える月数につき 6 箇月まで

算定方法概要

時間外在校等時間＝在校等時間－正規の勤務時間

在校等時間＝在校している時間＋イ＋ローハ－ニ

- イ 校外において職務として行う研修や生徒の引率等の職務に従事している時間
- ロ テレワークの時間
- ハ 勤務時間外における自己研鑽その他業務外の時間（自己申告による）
- ニ 休憩時間

②勤務時間

(ア) 全日制

勤務の開始	休憩時間	勤務の終了
8 時 20 分	12 時 10 分～12 時 55 分	16 時 50 分

(イ) 定時制

勤務の開始	休憩時間	勤務の終了
12 時 50 分	13 時 50 分～14 時 35 分	21 時 20 分

③教育職員の業務量の管理方法

川口市立高等学校では勤怠管理システムを導入しており、出勤時及び退勤時に第1校地に設置された端末に自身のICカードをかざすことで出退勤時間を打刻している。なお、第1校地外での勤務時間や、打刻漏れ、自己研鑽その他業務外の時間については、勤怠管理システム外で調整している。

そして、各教育職員の時間外在校等時間を1箇月毎に算出し、80時間を超えた場合に、管理職（校長又は副校長）が面談を実施し、勤務時間を減らすよう指導助言を行っている。

（指摘2-1） 時間外在校等時間の削減について

令和4年度における在校等時間数につき川口市立高等学校教育職員の上位3名及び附属中学校上位1名の各月の時間外在校等時間は下表のとおりであった。

月	高等学校教諭1	高等学校教諭2	高等学校教諭3	附属中学校教諭1
4月	120時間26分	152時間20分	104時間28分	123時間31分
5月	84時間49分	72時間02分	137時間26分	134時間49分
6月	93時間45分	137時間30分	128時間54分	128時間13分
7月	116時間52分	127時間00分	23時間52分	159時間38分
8月	92時間34分	125時間30分	73時間09分	69時間49分
9月	113時間21分	165時間00分	97時間53分	133時間56分
10月	131時間51分	137時間50分	116時間15分	112時間19分
11月	124時間25分	137時間00分	95時間07分	117時間05分
12月	78時間00分	85時間10分	43時間30分	73時間47分
1月	86時間33分	104時間10分	77時間29分	84時間17分
2月	81時間01分	106時間30分	63時間48分	78時間12分
3月	60時間23分	—	1時間36分	114時間44分
合計	1,184時間00分	1,350時間02分	963時間27分	1,330時間20分

上表の時間は、業務量に関する規則が定める時間外在校等時間の原則的な上限時間のみならず、臨時的な特別の事情により時間外業務が生じた場合の例外的な上限時間を大幅に超過するものである。また、100時間を超えるような時間外在校等時間が経常的に生じており、管理職の面談による指導助言が時間外在校等時間の削減に繋がっているとは言い難い。

教育職員の業務量を適切な範囲内に収めなければ、教育職員が疲弊したり、自己研鑽の時間を確保できず、教育サービスの水準の低下につながることはもとより、安全配慮義務違反を問われる事態にもなりかねない。

したがって、時間外在校等時間について、業務量に関する規則が定める上限の範囲内となるよう、部活指導の協力体制の確立や、校務分掌の見直し等、実効性のある対策が必要である。

(意見2-8) 勤怠管理システムの改修について

上述のとおり、第1校地外での勤務時間や、打刻漏れ、自己研鑽その他業務外の時間については、勤怠管理システム外で調整がなされている。勤怠管理システム外での調整は、計算誤りにつながり、また、調整作業時間を余計に発生させるものである。

したがって、勤怠管理システムについて、これらの時間を調整可能にし、時間外在校等時間が自動で算出されるよう改修することが望まれる。

1.1. 備品管理について

(1) 備品管理の概要

①備品の定義

川口市では、川口市財産規則（以下「財産規則」という。）第31条第1項第1号、第2号により備品について、その性質又は形状を変えずに比較的長期間（おおむね3年以上の期間をいう。）の使用に耐える物及びその性質が消耗性の物であっても標本、美術品又は陳列品その他これらに類する物等であり、かつ1品の取得価額又は見積価額が1万円を超える物品と定義している。

また、地方自治法施行令第166条第2項に規定する財産に関する調書に記載すべき重要な物品について、財産規則第51条は、1品の取得価額又は見積価額が50万円以上のものと規定している。

②令和5年3月末日時点の備品登録数

分類	総登録数	内重要物品数
高校理科教育振興備品（顕微鏡等）	57	1
椅子類	5,863	—
医療用機械器具類	43	—
音楽器具類	564	9
机類	3,273	1
儀式用器具類（幕類等）	58	5
教材提示器具（液晶ディスプレイ）	2	—
計量器類	182	4
戸棚類	758	24
雑具類	378	—
産業用機械器具類（充電機等）	43	—
視聴覚用器具類	326	2

分類	総登録数	内重要物品数
事務用機械器具類	1,274	3
室内器具類	505	—
車両船舶類	51	12
消防防災器具類	255	—
寝具被服類	33	—
図書類	94	—
厨房器具類	82	5
整理用教材（掃除機）	1	—
測量製図用器具類	2	—
体育器具類	614	4
暖冷房照明器具類	39	—
箱類（ロッカー等）	338	—
美術工芸品類	190	—
標本模型類	45	—
総計	15,070	70

③備品の管理方法

川口市立高等学校では、備品情報を川口市共通の財務会計システムに登録することで台帳を作成し、備品管理を行っている。

また、財産規則第41条により、原則として各備品に対し個別番号等を記載した備品整理票を貼付け、備品整理票を貼付けることができない物又は不適当な物は、備品整理票に準じて、ペイント又は焼印等適当な方法で表示することとされている。

加えて、財産規則第52条の2第1項により、物品取扱員は、毎年度末日における備品の保管状況を調査し、備品現在高報告書を作成して、翌年度4月末日までに物品出納員に報告することとされている。

(2) 手続実施結果

備品管理台帳から任意に抽出したサンプルに対する実査（令和5年8月23日実施）及びヒアリングの結果は以下のとおりであった。

個別番号	品名	検出事項
0000501991	その他の事務用機械器具	実査時において現物を特定できず、後日の調査で廃棄されていることが明らかとなった。
0000527476	食器洗浄機	現物は旧県陽高等学校に設置されているが、異なる設置場所で登録されていた。

個別番号	品名	検出事項
0000491129	器具戸棚	実査時において現物を特定できず、後日の調査で所在が明らかとなった。
0000491147	器具戸棚	
0000491154	器具戸棚	
0000502634	その他の計量器類	
0000715981	直視分光器	
0000161547	ピアノ	備品整理票の貼付け及び適当な方法で表示がなされていなかった。
0000505148	ピアノ	
0000505151	ピアノ	
0000522174	旗	

(指摘 2-2) 備品管理台帳と現物の状況との不一致について

旧 3 校において備品管理に不備があり、再編統合時点において備品管理台帳と現物の状況との間で不一致が生じていた。そのため、再編統合時点において、備品管理台帳に登録されていた旧 3 校の備品は一旦、全て返納（除却）処理をし、残存備品を検証し、再度、正確な情報を備品管理台帳へ登録することを予定していた。しかし、再編統合時に備品管理台帳に登録されていた備品数につき、旧川口総合高等学校が 10,207 点、旧県陽高等学校が 4,491 点、旧川口高等学校が 5,608 点と多数に上っていたことから、正確に備品の状況を把握することができなかつたとのことである。

そのため、旧 3 校の備品管理台帳の情報につき、適切に修正されることなく川口市立高等学校の備品管理台帳に登録された。その後も備品管理台帳の修正が完了せず、上記手続実施結果に表れているように、一部の備品について、備品管理台帳と現物の状況との間で不一致が生じている。

備品管理台帳と現物の状況との間に不一致が生じていると、紛失・破損している備品の把握が困難となったり、備品の私物化の原因ともなる。加えて、財産に関する調書及び備品現在高報告書の記載が誤りとなってしまう。

したがって、全ての備品の棚卸しを実施し、備品管理台帳と現物の状況との間の不一致を解消する必要がある。

(指摘 2-3) 備品整理票の貼付けについて

上記手続実施結果に表れているように、一部の備品について、備品整理票の貼付け及び適当な方法で表示がなされていない。備品整理票は、棚卸し時における備品の特定や、備品台帳に登録されていることを示すことによる廃棄時における返納処理漏れの防止に資するものである。

したがって、原則として全ての備品に対し備品整理票を貼付ける必要がある。また、高価品であること等を理由として備品整理票の貼付けができないもの又は不適當なも

のについても、プレートを吊るす等適当な方法で個別番号等の情報を表示する必要がある。

(意見2-9) 棚卸しマニュアルの作成について

川口市立高等学校で管理している備品は多数に上り、加えて、設置場所も広範であることから、棚卸しは容易でない。また、棚卸しには実際に備品を使用し、状況を把握している教員の協力も必要であると考えられる。

したがって、川口市立高等学校での備品の棚卸しは特定の職員のみで行うのではなく、全教職員の協力の下、組織的に行う必要があり、備品の棚卸しマニュアルを作成することが望まれる。

12. 契約管理について

(1) 契約方法の概況

令和4年度に係る川口市立高等学校の契約(契約金額総額300万円以上)について、契約締結に関する決裁文書の閲覧により、契約方法を確認した結果は以下のとおりであった。

契約名	契約方法(指名数・見積者数)	契約方法の理由	契約金額総額(円)	履行期間
校舎棟・アリーナ棟機械警備委託	指名競争入札(6者)	決裁文書に記載無	7,013,600	令和2年9月1日～令和5年8月31日
GIGA スクール運用保守委託	随意契約(1者見積)	テナントの都合上、小中学校と同じ委託先とする必要があるため	6,388,800	令和3年10月1日～令和4年9月30日
ICT サポート業務委託	随意契約(指名型プロポーザル方式・7者)	専門的知識やノウハウが求められることから、金額だけでなく総合的な判断が必要なため	21,780,000	令和4年4月1日～令和7年3月31日
GIGA スクール運用保守委託	随意契約(1者見積)	テナントの都合上、小中学校と同じ委託先とする必要があるため	4,271,520	令和4年10月1日～令和5年9月30日
空調設備保守委託	指名競争入札(6者)	不誠実な者が入札に参加し、公正な競争を妨げた場合、事業日程に著しく支障きたすおそれがあるため	5,742,000	令和4年4月28日～令和5年3月31日
空調設備(中性能フィルター使用機器)保守委託	随意契約(1者見積)	対象製品は選定事業者製造のものであり、製造メーカー以外は保守ができないため	5,016,000	令和4年4月28日～令和5年3月31日

契約名	契約方法（指名数・見積者数）	契約方法の理由	契約金額総額（円）	履行期間
清掃等業務委託	指名競争入札 (7者)	不誠実な者が入札に参加し、公正な競争を妨げた場合、事業日程に著しく支障きたすおそれがあるため	12,210,000	令和4年5月12日～ 令和5年3月31日
窓ガラス清掃委託	指名競争入札 (5者)	不誠実な者が入札に参加し、公正な競争を妨げた場合、事業日程に著しく支障きたすおそれがあるため	3,388,000	令和4年5月12日～ 令和5年3月31日
校務員派遣業務	随意契約（指名 型プロポーザル 方式・8者）	校務員業務の内容が多岐に渡り、業務の質が校務員自身の資質や経験に左右されるため、その育成や労務管理において校務員業務を熟知すると同時に、人材派遣関連法令を遵守し、より良い学校運営に資する事業者を総合的に選定するため	62,277,600	令和3年10月1日～ 令和5年9月30日
樹木等管理委託	指名競争入札 (5者)	契約不履行により業務の遂行に支障をきたさないよう、本件の取り扱いが可能で、かつ履行の確保が見込まれるものを対象とする必要があるため	3,410,000	令和4年5月26日～ 令和5年11月25日
電子計算機器等賃貸借	指名競争入札 (7者)	決裁文書に記載無	329,475,600	平成30年4月1日～ 令和5年3月31日
無線 LAN 機器等借上料	指名競争入札 (5者)	決裁文書に記載無	16,277,760	平成30年3月1日～ 令和5年2月28日
教員用庶務事務システム賃貸借	指名競争入札 (5者)	決裁文書に記載無	7,646,760	令和2年2月1日～ 令和7年1月31日
管理システム賃貸借	指名競争入札 (5者)	決裁文書に記載無	5,761,800	令和2年2月1日～ 令和7年1月31日
206・207 教室電子計算機器等賃貸借	指名競争入札 (5者)	決裁文書に記載無	47,883,000	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日

契約名	契約方法（指名数・見積者数）	契約方法の理由	契約金額総額（円）	履行期間
アリーナ棟等無線 LAN 機器借上料	随意契約 (1 者見積)	川口市立高等学校無線 LAN アクセスポイントの設置・設定を行った事業者であり、当該業務は既存のシステムと密接不可分にあるため	4,593,600	令和3年4月1日～ 令和6年3月31日
高等学校校務用 PC 賃貸借（再リース）	随意契約 (1 者見積)	リース期間満了後の再リースを行うものであるため	6,800,772	令和4年1月1日～ 令和4年12月31日
高等学校教務事務システム機器等賃貸借（再リース）	随意契約 (1 者見積)	リース期間満了後の再リースを行うものであるため	3,429,156	令和4年1月1日～ 令和4年12月31日
統合型校務支援システム賃貸借	随意契約 (1 者見積)	埼玉県と同一のシステムを導入するため	17,666,066	令和4年3月1日～ 令和9年2月28日

（意見 2－10） 契約方法に関する検討過程について

地方公共団体による売買、貸借、請負その他の契約は、原則として一般競争入札により締結しなければならないが、指名競争入札や随意契約が認められるのは、その性質又は目的が一般競争入札に適しないとき等、例外的な場合に限られる（地方自治法第234条第1項、第2項）。そのため、指名競争入札又は随意契約により契約を締結する場合には、その方法による理由や業者の選定理由を明らかにする必要がある。

上表のとおり、指名競争入札や随意契約により契約を締結する理由について、令和2年度以前に締結された契約に関しては、契約締結に関する決裁文書に記載されていないものの、業務改善により、近時に締結された契約に関しては、当該理由が記載されている。

しかし、記載理由のうち、「不誠実な者が入札に参加し、公正な競争を妨げた場合、事業日程に著しく支障をきたすおそれがあるため」や「契約不履行により業務の遂行に支障をきたさないよう、本件の取り扱いが可能で、かつ履行の確保が見込まれるものを対象とする必要があるため」といったものは、全ての契約に当てはまるものであり、抽象的である。このような記載では、一般競争入札によらない理由が明確でないことはもとより、業者の選定に必要な条件が曖昧となり、決裁権者が判断を誤ったり、契約締結過程に関する適切性の検証に支障を来すおそれがある。

したがって、指名競争入札や随意契約により契約を締結する理由について、具体的に明記するよう改善が望まれる。

13. 資金管理について

(1) 現金及び預金の管理状況

川口市立高等学校が保有する現金及び預金の管理状況は、以下のとおりである。

授業料や学校徴収金は原則口座振替のため、現金を取り扱う頻度は低い。現金を取り扱うケースは、口座振替ができなかった場合の入金、入学者選抜志願先変更による入学
 考査手数料の入金及び自動車通勤者の駐車場料金の入金など、イレギュラーなケースに
 限られており、現金の入金のみで出金は発生していない。

銀行預金は、目的ごとに口座を開設しているため保有する銀行口座数が多い。また、
 P T Aや後援会等の預金通帳も川口市立高等学校の事務室が保管をしている。通帳とキ
 ャッシュカードは事務室の金庫に保管されており、学校長が銀行印の管理者となってい
 る。

学校内の金庫に保管されている預金通帳について実査を行った（実査日：令和5年8
 月23日）。実査の結果は以下のとおりである。

金庫に保管している通帳数

	使用中	1年超 利用なし	合計
川口市立高等学校	9	1	10
P T A	4	0	4
後援会	3	1	4
同窓会	3	0	3
定時制	8	1	9
福利貸付関係	1	0	1
合計	28	3	31

保管している通帳の明細

	口座名義	利用目的	銀行名	口座 種別	預金残高 (円)	コメント
高校	川口市立高等学校	1年生	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	22,480,361	
	川口市立高等学校	2年生	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	45,058,334	
	川口市立高等学校	3年生	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	42,321,329	
	川口市立高等学校	生徒会費	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	5,745,112	

	口座名義	利用目的	銀行名	口座種別	預金残高 (円)	コメント
高校	川口市立高等学校	生徒指導部	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	17,537	
	川口市立高等学校	高校自由口座	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	11,021	
	川口市立高等学校		埼玉りそな銀行 川口支店	普通	100,011	長期未使用。他団体からの振込に利用予定。
	川口市立高等学校		埼玉りそな銀行 川口支店	普通	0	
	川口市立高等学校	献血会	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	8,102	
	川口市立高校理科会		青木信用金庫 北支店	普通	232,000	
PTA	川口市立高等学校	PTA(一般会計)	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	13,628,118	
	川口市立高等学校	PTA(特別会計)	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	2,361,117	
	川口市立高等学校	PTA(特別会計) 進路対策費	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	3,353,386	
	川口市立高等学校	PTA(特別会計) 記念事業基金	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	5,400,070	
後援会	川口市立高等学校	後援会(一般会計)	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	4,601,165	
	川口市立高等学校	後援会教育振興費	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	4,920,330	
	川口市立高等学校	後援会 (施設整備費)	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	1,334,425	
	川口市立高等学校	後援会	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	0	現在使用していない
同窓会	川口市立高等学校 同窓会		埼玉りそな銀行 川口支店	普通	2,089,023	
	川口市立高等学校	学校支援金	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	1,164,591	

	口座名義	利用目的	銀行名	口座種別	預金残高 (円)	コメント
	川口市立高等学校 同窓会	同窓会基金	埼玉りそな銀行 川口支店	定期	8,273,565	
定時制	川口市立高等学校	令和5年度入学生 積立金(定時制)	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	2,037,286	
	川口市立高等学校	令和4年度入学生 積立金(定時制)	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	3,285,256	
	川口市立高等学校	令和3年度入学生 積立金(定時制)	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	4,367,097	
	川口市立高等学校	令和2年度入学生 積立金(定時制)	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	988,506	
	川口市立高等学校	口座振込用	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	20,523	
	川口市立高等学校	後援会費	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	2,502,312	
	川口市立高等学校	生徒会費(定時制)	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	1,394,947	
	川口市立高等学校	令和元年度入学生 積立金(定時制)	埼玉りそな銀行 川口支店	普通	500	
	資金前渡担当者 川口市立高等学校		埼玉りそな銀行 川口支店	普通	0	現在使用していない
福利貸 付関係	川口市立高等学校		埼玉りそな銀行 川口支店	普通	540,175	

(指摘2-4) 現金及び預金取扱規程の周知について

現金及び預金管理に関して、学校における会計事務(現金及び預金)に関する規程の有無について質問したところ、「川口市立高等学校市費外諸費に係る会計事務取扱要綱」が存在していたが、担当者に対して規程の周知が十分に行われていなかった。

現金及び預金に関する業務は、学校に限らず一般的に事故が発生する可能性が高い。そのため、事故を防止するために規程や手順書を定め、担当者が決められた手順に従って日々の業務を行い、上位者がこれを監督すべきものである。また、人事異動等で担当者が変更になった際にも、規程や手順書によって効率的に業務の引継ぎを行うことができる。適正かつ効率的な管理を行うため、川口市立高等学校市費外諸費に係る会計事務取扱要綱を周知すること、また規程に基づいて手順書を整備する必要がある。

(意見 2-11) 未使用銀行口座の整理について

通帳 31 通のうち、1 年超入出金のない銀行口座が 3 件あった。うち 2 件については、預金残高がゼロであり、今後使用予定のない口座であった。残りの 1 件は、最終の取引記録が令和 2 年 1 月 3 日、100,011 円の残高があり、他の団体からの振込のために使用する口座であった。

未使用の銀行口座は、悪用され事故が発生する可能性があるため、今後使用しない銀行口座は解約手続を行う必要がある。

(意見 2-12) 銀行口座の管理資料の作成について

高等学校及び定時制課程に関連する通帳とキャッシュカードは事務室の金庫に保管されている。学年ごとの積立金等、目的ごとに銀行口座を開設しているため保有する通帳とキャッシュカードが多い。銀行口座に係る管理の資料として、銀行口座を一覧できる資料が存在していないため、あるべき通帳とキャッシュカードが全て金庫内に保管されているのか否か判断ができない。事故が発生した場合には、発見されるまでに時間を要する。よって管理資料として銀行口座一覧表の作成を検討願いたい。

(2) 学校徴収金について

学校徴収金とは、教育活動の必要性から、学校が保護者から徴収する金銭である。川口市立高等学校の各学年の学校納入額は以下のとおりであり、学校徴収金は P T A 会費、後援会会費、生徒会会費及び積立金からなる。

令和 4 年度納付金内訳

(単位：円)

	1 年生 普通科		1 年生・スポーツ 科学コース		1 年生 理数科		全 3 年生、2 年生 普通科・スポーツ 科学コース		2 年生 理数科	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
1. 入学科・ 入会金	21,000	26,650	21,000	26,650	21,000	26,650	/			
入学科	-	5,650	-	5,650	-	5,650				
PTA 入会金	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000				
後援会 入会金	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000				
生徒会 入会金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000				
その他	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000				

	1年生 普通科		1年生・スポーツ 科学コース		1年生 理数科		全3年生、2年生 普通科・スポーツ 科学コース		2年生 理数科	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
2. 授業料	9,900	14,900	9,900	14,900	9,900	14,900	9,900	14,900	9,900	14,900
3. 諸費	13,000	13,000	18,000	18,000	23,000	23,000	13,000	13,000	13,000	13,000
PTA 会費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
後援会 会費	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
生徒会 会費	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
積立金	10,000	10,000	15,000	15,000	20,000	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000

学校徴収金は保護者からの預り金であり、その額や用途については、保護者に対して説明を行うものである。また、学校徴収金の金額は、保護者の経済的な負担を考慮し、教育活動のために効果的に利用するものであり、用途について定期的に見直しを行い、保護者の負担軽減に努めるものである。

学校徴収金の金額については、再編統合前の旧3校の会費を参考に決定されている。PTA会費は、PTA会則において定められている。

川口市立高等学校・附属中学校PTA会則

第7章 会費及び会計

第19条 本会の経費は、会員の納入する会費およびその他の収入をもってこれに充てる。

第20条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校会費 月額1,000円（本会計300円・特別会計700円）
- (2) 高等学校入会金 2,000円（入学時納入）
- (3) 附属中学校会費 月額250円
- (4) 附属中学校入会金 2,000円（附属中学校入学時のみ。但し、高等学校入学時には不要）

(3) P T A会計について

P T A会費は、あくまでも川口市の会計とは直接には関係なく、歳計外の資金ではあるが、P T A会費の徴収額の提案、預金通帳の管理、預金の引き出しの処理等を学校側が行っており、その資金の管理責任は、高等学校にあると言える。P T A会計は、一般会計、特別会計及び記念事業基金に区分されており、令和2年度から令和4年度のP T A会計の繰越残高及び収支の推移は以下のとおりである。

① P T A (一般会計) 収支決算書

(単位 : 千円)

	項	目	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
収入の部	入会金	入会金	962	962	964	962	968	968
	会費	会費	5,688	5,561	5,517	5,445	5,335	4,939
	繰越金	繰越金	8,582	9,582	12,835	12,835	14,618	14,618
	雑収入	雑収入	1	0	0	0	0	0
	合計		15,233	16,106	19,317	19,243	20,922	20,526
支出の部	総務費	消耗品費	1,000	337	1,000	43	1,000	120
		会議費	100	5	100	-	100	0
		印刷製本費	500	79	500	179	500	87
		通信費	500	195	500	224	500	227
		保健衛生費	100	170	100	55	100	3
		渉外費	200	48	200	59	200	101
		備品購入費	1,000	470	1,000	852	1,000	517
		負担金	1,500	216	1,500	214	1,500	1,123
		小計	4,900	1,523	4,900	1,629	4,900	2,184
	事業費	旅費	1,000	-	1,000	-	1,000	475
		総務部	1,000	-	2,000	14	2,000	20
		進路対策部	500	-	500	-	500	35
		広報部	800	240	800	262	800	319
		研修部	500	-	500	-	500	5
		文化部	500	-	500	0	500	3
活動補助費		500	314	500	323	500	1,290	
周年事業積立費		-	1,000	1,000	1,000	1,200	1,200	

	項	目	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
支出の部		小計	4,800	1,555	6,800	1,600	7,000	3,350
	慶弔費	慶弔費	150	41	150	-	150	10
	予備費	予備費	5,383	150	7,467	1,394	8,872	-
	合計		15,233	3,270	19,317	4,624	20,922	5,544
差引残高			-	12,835	-	14,618	-	14,981

② P T A (特別会計) 収支決算書

(単位：千円)

	項	目	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
収入の部	会費		6,902	6,782	6,619	6,533	6,334	5,821
	繰越金	繰越金	13,539	13,539	12,529	12,529	13,239	13,239
	諸収入	雑収入	1	0	0	0	0	0
	合計		20,442	20,321	19,149	19,062	19,574	19,060
支出の部	総務費	消耗品費	1,000	-	2,000	34	500	-
		通信費	500	70	500	61	500	-
		成人教育費	1,500	-	1,500	-	500	140
		小計	3,000	70	4,000	95	1,500	140
	事業費	進路指導費	1,100	699	1,100	869	1,100	757
		教材教具費	3,000	2,738	4,000	2,091	8,800	8,525
		図書費	3,000	1,281	3,000	1,369	2,000	2,269
		進路講演会	1,000	2	1,000	-	500	132
		文化祭事業費	1,500	-	2,000	767	1,200	41
		小計	9,600	4,721	11,100	5,098	13,600	11,726
	予備費	予備費	7,842	3,000	4,049	629	4,474	-
	合計		20,442	7,792	19,149	5,823	19,574	11,866
	差引残高			-	12,529	-	13,239	-

③ P T A (特別会計《進路対策費》) 収支決算書

(単位:千円)

	項	目	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
収入の部	会費	会費	5,176	5,069	4,940	4,876	4,703	4,318
	繰越金	繰越金	-	-	2,379	2,379	4,200	4,200
	諸収入	雑収入	1	0	0	0	0	0
	合計		5,177	5,069	7,320	7,255	8,905	8,519
支出の部	事業費	消耗品費	442	75	442	76	442	-
		教育補習費	3,525	2,570	3,879	2,913	3,651	2,715
		教育監督費	569	41	537	-	505	136
		講師等報償金	-	-	300	10	300	-
		手数料	633	2	633	54	633	89
		予備費	7	-	1,526	-	3,371	-
	合計		5,177	2,690	7,320	3,054	8,905	2,942
差引残高			-	2,379	-	4,200	-	5,577

④ P T A (記念事業基金) 収支決算書

(単位:千円)

	項	目	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
収入の部	繰入金	繰入金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,200	1,200
	繰越金	繰越金	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000	3,000
	諸収入	雑収入	1	0	0	0	0	0
	合計		2,001	2,000	3,001	3,000	4,201	4,200
支出の部	予備費	予備費	2,001	-	3,001	-	4,201	-
	合計		2,001	-	3,001	-	4,201	-
差引残高			-	2,000	-	3,000	-	4,200

令和4年度の各会計を集計すると以下のとおりである。

(単位：千円)

	一般会計	特別会計	特別会計 進路対策費	記念事業 基金	合計
総収入済額	20,526	19,060	8,519	4,200	52,306
総支出済額	5,544	11,866	2,942	-	20,353
差引残額 (繰越金)	14,981	7,193	5,577	4,200	31,953

令和2年度以降は、コロナ禍のため従来の活動が困難となり、活動自粛の影響をうけたため、繰越金が急増している。PTA会計は3校が再編統合した際に、旧校それぞれが保有していた繰越金を引き継いでいる。そのため、開校当初から繰越金は多額であり、コロナ前の令和元年度の繰越金は24,121千円である。

(意見2-13) PTA会計の繰越金について

繰越金は保護者からの預り金が積みあがったものであり、本来はその年度の保護者へ返金すべきものである。しかし、過年度の繰越金を当時の保護者へ返金することは困難であることから、川口市立高等学校では、繰越金を次年度へ繰り越すことをPTA総会において説明し、承認を受けている。しかし、多額の繰越金が継続することは好ましくなく、適正な水準にすべく対応を図る必要がある。PTA会費のうち一般会計については、令和4年度の支出済額5,544千円に対して、その約2.7倍の14,981千円の繰越金を有しており、適正残高を超過していると考えられ、今後の対応が望まれる。

(意見2-14) PTA会費(特別会計)の用途について

川口市立高等学校・附属中学校PTA会則は、本校の教育振興等を充実するため理事会に諮り、総会の承認を得て特別会計を設定することができるとし、特別会計は、埼玉県教育関係職員必携に基づき支出すると規定している。

PTA(特別会計)の支出について、令和2年度から令和4年度において補助教材費の中には、本来、市の高等学校費の予算で支出すべきものが含まれていないか危惧される。埼玉県教育関係職員必携に照らして適切な支出であるか精査が必要である。

また、一般会計においても生徒証用プリンターの購入等、市の高等学校費の予算で支出すべきものと考えられる支出があり、併せて精査する必要がある。

(意見2-15) PTA(記念事業基金)について

PTA(記念事業基金)について、当該記念事業の実施時期、事業の内容、事業予算、記念事業基金の必要額、記念事業基金の積立計画が明確になっていない。記念事業を実施するときには、その基金の負担をした者が卒業生の保護者となっていることを踏まえ

て、在校生のみが参加できる事業ではなく、卒業生を含めた基金の負担者全員に便益が及ぶような事業とするよう配慮することが必要である。

(意見2-16) PTA総会議事録の作成

PTA総会の総会議事録の作成が行われていないため、前述している繰越金を次年度に繰り越しすることについて、総会で説明及び承認を受けた事実を確認することができない。全ての保護者がPTA総会に出席できるわけではなく、欠席した保護者に対しての説明責任を果たすために、総会の議事録の作成を会則に定めることを検討願いたい。

(意見2-17) 外部会計監査を行う者について

川口市立高等学校・附属中学校PTA会則は、川口市立高等学校・附属中学校PTAの外部会計監査として、税理士等を置くものとして規定している。ただし、税理士は、会計監査の専門家ではなく、監事については、その資格は問われないが、会則で外部会計監査を行う者を置くとして規定する以上、その資格は公認会計士法により公認会計士とすべきである。公認会計士法第47条の2は、公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定のある場合を除くほか、他人の求めに応じ報酬を得て第2条第1項に規定する業務（監査証明業務）を営んではならないと規定している。

14. 川口市立高等学校教育支援基金の管理について

(1) 川口市立高等学校教育支援基金の概要

川口市立高等学校教育支援基金（以下「基金」という。）は、平成29年9月27日に川口市立高等学校の生徒等に対し、教育活動を支援する事業の実施に要する経費の財源に充てることを目的として、「川口市立高等学校教育支援基金条例」を制定することにより設置されている。制定時には、一般会計より1億円が拠出され、基金への積立てを指定された寄附金の額が基金に積み立てられている。具体的には、川口市への「ふるさと納税」として寄附をされた金額のうち、「教育支援」を選択した寄附が、川口市立高等学校教育支援基金として組み入れられる。また、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(2) 支給要件

条例により、基金は、川口市立高等学校の生徒等を対象とする教育支援事業の財源に充てる場合に限り、その一部を処分できるとされている。処分できる要件として、大学進学時と高等学校在学中の要件が以下のとおり定められている。

①大学進学時

摘要		内容
支給要件		(1) 申請時に川口市立高等学校の生徒である者 (2) 学業成績が優秀である者 (3) 学校教育法に規定する大学に入学をする者 (4) 大学における修学に対する意欲が高く、生活態度が良好な者
給付額		大学進学（医学部以外） 30万円 大学進学（医学部） 100万円 ※人数は毎年度の予算の範囲内とする。
給付申請から決定まで		①学校内にて申請者を募集し選考（学校にて奨学生選考書を作成） ②申請者は合格発表後に市に奨学生選考書を添えて給付型奨学金を申請 ③決裁により奨学金支給者決定
支給		請求書及び入学した証明書を確認のうえ、奨学金を支給（入学後4月～5月）
決定取り消し		入学しなかった場合については、奨学金支給決定を取り消し
予算決算額	平成30年度	予算：2,500,000円（30万円×5人、100万円×1人） 決算：1,500,000円（30万円×5人）
	令和元年度	予算：5,000,000円（30万円×10人、100万円×2人） 決算：2,700,000円（30万円×9人）
	令和2年度	予算：5,000,000円（30万円×10人、100万円×2人） 決算：3,000,000円（30万円×10人）※38人応募
	令和3年度	予算：5,000,000円（30万円×10人、100万円×2人） 決算：3,000,000円（30万円×10人）※47人応募
	令和4年度	予算：5,000,000円（30万円×10人、100万円×2人） 決算：3,000,000円（30万円×10人）※30人応募

②高校在学中

摘要		内容
支給要件		(1) 川口市立高等学校の生徒である者 (2) 学業成績が優秀である者 (3) 学校教育法に規定する大学に進学を希望する者 (4) 大学進学への意欲が高く、生活態度が良好な者

摘要		内容
給付額		学外での講習会等の受講料 1人につき15万円以内 ※人数は毎年度の予算の範囲内とする。
給付申請から決定まで		①学校内にて申請者を募集し選考(学校にて奨学生選考書を作成) ②申請者は市に奨学生選考書を添えて給付型奨学金を申請 (委任払いにより、市から直接講習実施機関への支払いも可能) ③決裁により奨学金支給者決定
支給		請求書を確認のうえ、奨学金を支給 (委任払いの場合、講習終了後、市から実施機関に支払い)
決定取り消し		講習を受講しなかった場合については、奨学金支給決定を取り消し
備考		実施機関との連携協定を締結することで、講習終了後に個人からではなく市として講習に要した費用を負担する。
予算決算額	平成30年度	予算：2,250,000円(15万円×15人相当) 決算：2,000,000円(5.5万円×40人)合宿講習(夏21人、冬19人) ※夏48人、冬19人応募
	令和元年度	予算：2,250,000円(5万円×45人相当) 決算：2,250,000円(5.5万円×24人：夏、6.2万円×15人：冬)合宿講習 ※夏不明、冬21人応募
	令和2年度	予算：2,480,000円(6.2万円×40人相当) 決算：2,445,500円(3.65万円×67人)通学講習(夏30人、冬37人) ※夏30人、冬37人応募
	令和3年度	予算：2,480,000円(6.2万円×40人相当) 決算：1,788,500円(3.65万円×49人)通学講習(夏34人、冬15人) ※夏98人、冬15人応募
	令和4年度	予算：2,480,000円(6.2万円×40人相当) 決算：2,190,000円(3.65万円×60人)通学講習(夏42人、冬18人) ※夏42人、冬18人応募

③留学費用補助

摘要	内容
支給要件	(1) 川口市立高等学校の生徒である者 (2) 学業成績が優秀である者 (3) 生活態度が良好な者

摘要		内容
給付額		留学費用補助 40万円 ※人数は毎年度の予算の範囲内とする。
給付申請から決定まで		①学校内にて申請者を募集し選考（学校にて留学生選考書を作成） ②申請者は市に奨学生選考書を添えて留学費用補助を申請 ③決裁により留学生決定
支給		請求書を確認のうえ、留学費用を支給（4月～5月）
決定取り消し		留学しなかった場合等については、留学費用支給決定を取り消し
予算決算額	平成30年度	長期留学開始前
	令和元年度	予算：800,000円（40万円×2人） 決算：800,000円（40万円×2人）
	令和2年度	令和2年度実施なし
	令和3年度	令和3年度実施なし
	令和4年度	令和4年度実施なし

(3) 川口市立高等学校教育支援基金の積立・取崩の状況

基金設置から令和4年度までの基金の積立・取崩の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

摘要			平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
前期繰越			-	113,666	115,874	110,624	106,105	103,396
当 年 度 増 加 額	元金		100,000	-	-	-	-	-
	寄附金収 入(注)	件数	41	18	13	40	79	150
		金額	13,666	5,670	448	871	2,027	3,460
	預金利子		0	38	52	55	53	51
	増加額計		113,666	5,708	500	926	2,080	3,511
当 年 度 減 少 額	大学進学奨学金		-	1,500	2,700	3,000	3,000	3,000
	ゼミナール受講 補助金		-	2,000	2,250	2,445	1,789	2,190
	留学費用補助金		-	-	800	-	-	-
	減少額計		-	3,500	5,750	5,445	4,789	5,190
当年度残高			113,666	115,874	110,624	106,105	103,396	101,717

寄附金収入の内訳

(単位:千円)

年度	摘要	市内			市外			合計
		個人	法人	小計	個人	法人	小計	
平成	件数	7	27	34	6	1	7	41
29年度	金額	1,166	11,360	12,526	140	1,000	1,140	13,666
平成	件数	3	13	16	2	-	2	18
30年度	金額	32	5,610	5,642	28	-	28	5,670
令和	件数	2	4	6	7	-	7	13
元年度	金額	122	200	322	126	-	126	448
令和	件数	4	1	5	35	-	35	40
2年度	金額	154	30	184	687	-	687	871
令和	件数	5	1	6	73	-	73	79
3年度	金額	166	30	196	1,831	-	1,831	2,027
令和	件数	5	1	6	143	1	144	150
4年度	金額	146	30	176	3,278	5	3,283	3,460

※令和元年8月20日より、インターネットでのふるさと納税の手続き・返礼品の贈呈開始

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることもできるが、実績としては基金への積立てを指定された寄附金の額であり、具体的には、川口市への「ふるさと納税」のうち、川口市立高等学校の生徒等の教育活動支援に活用するとされる「教育支援」を選択した寄附金額が、「基金」に組み入れられることになっている。

基金の設定年度の平成29年度は、13,666千円の寄附があったが、最近3年度は寄附金の増加がみられるが、奨学金等必要額を充たしているかが疑問である。

年度	川口市ふるさと納税総額		「教育支援」指定納税額		
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	総額に占める割合
平成30年度	58	2,172	5	60	2.76%
令和 元年度	168	12,331	9	248	2.01%
令和 2年度	1,270	49,749	39	841	1.69%
令和 3年度	1,005	41,519	78	1,997	4.81%
令和 4年度	1,943	41,320	148	3,424	8.30%

(川口市ふるさと納税総額 出典：総務省資料等)

(意見2-18) 寄附金増額への取組について

川口市へのふるさと納税は、平成30年度の2,172千円から令和4年度41,320千円と大幅な増加をしている。それに比較して、川口市立高等学校への「教育支援」を選択している者については、ふるさと納税総額に占める割合は増加しているものの寄附金額の増加が顕著とは言えない状況である。

「ふるさと納税」は、主に、川口市に居住する者以外の者からの寄附金となるために、川口市から返礼品を目的として寄附をしてくれる者に対して、川口市立高等学校の生徒等の教育活動支援に理解を求める必要があり、ハードルは高いものと思われる。ただし、少なくとも川口市へのふるさと納税を検討している者に対して、川口市立高等学校の生徒等の教育活動の取組及び当該寄附金がどのように使われて、どのような成果を得ているかについて理解をしてもらうべく説明をする必要はあると考える。

また、将来的に、支給要件を充足し当該基金から給付を受ける者が増加することを目指していることから、基金増加のための方策として、ふるさと納税のみに頼ることなく、地元企業等への支援の要請等の働きかけを積極的に行っていくことも検討すべきと考える。市内法人からの寄附金が、令和元年度以降、件数、金額ともに僅少であることから地元企業への基金制度、基金の使用用途、その使用に伴い進学実績の成果等の説明をし、理解を深めることで寄附金増額への働きかけの検討が必要である。

(意見2-19) 大学進学者への給付要件の明確化の検討について

高校在学者への奨学金の給付については、夏季及び冬季の外部の講習機関(代々木ゼミナール)の講習の受講費の支援でほぼ希望者全員に支給されている。一方、大学進学者への奨学金は、原則として、国公立大学及び難関私立大学への現役合格者を対象として支給決定をしている。支給決定の審査は、予算額300万円について候補者を評価して支給決定されているが、各年度で相対的な評価がされていることから、同じ大学でも給付対象とされる年もあれば、支給されない年もあるという可能性がある。私立大学については、支給対象となる大学、学部を明示し、同大学、学部に進学した者には奨学金を支給する等、支給基準を明確にすることが必要である。

15. 附属中学校について

川口市立高等学校在り方審議会答申「市立高等学校の今後の在り方について」においては、中高一貫教育に関して、公立の中学校(中等教育学校の前期課程)では入学者選抜にあたって学力検査を実施できない(学校教育法施行規則第110条第2項)ことから、高等学校に対する評価によって中学校の受検者の能力や適性が異なってくることが予想される。したがって、高等学校としての一定の成果を上げてから、中学校(中等教育学校の前期課程)の設置について検討すべきとの結論に至ったとされている。

令和6年度以降全日制の高等学校の定員は、附属中学校からの入学者80名と高等学

校からの入学者280名の計360名の定員で当面固定されることになる。附属中学校からの入学者のクラスは、高等学校からの入学者とは3年間クラスを別にし、学習することが予定されている。

また、附属中学校の志願者数については、第1期の令和3年度の581名から、第2期の令和4年度には、418名と163名減少（28.1%減）となり、令和5年度も同程度で推移している。これは、第1期が新設学校への人気と期待とで一般的な傾向ともいえるが、その要因はきちんと分析しておく必要はあると言える。

年度	男女別・定員	志願者数	欠席 辞退数	第一次 受検者数	受検率	第一次 実質倍率	第一次 合格者数	第二次 倍率
令和3年度	男子 (40)	287	10	277	96.5%	6.9	95	2.4
	女子 (40)	294	8	286	97.3%	7.2	94	2.4
	計 (80)	581	18	563	96.9%	7.0	189	2.4
令和4年度	男子 (40)	191	6	185	96.9%	4.6	90	2.3
	女子 (40)	227	6	221	97.4%	5.5	96	2.4
	計 (80)	418	12	406	97.1%	5.1	186	2.3
令和5年度	男子 (40)	211	3	208	98.6%	5.2	96	2.4
	女子 (40)	207	1	206	99.5%	5.2	96	2.4
	計 (80)	418	4	414	99.0%	5.2	192	2.4

（意見2-20） 附属中学校の志願者の確保について

附属中学校は、令和3年4月1日に設置され、令和6年3月31日に第1期の生徒が卒業し、原則として、川口市立高等学校に進学することになる。附属中学校の生徒が、中学3年間で、どの程度学力が向上し、人間的にも成長したかを確認し、附属中学校の教育方針、教員の指導力等についても評価し、今後の附属中学校の併設の成果を高めていくことが必要である。令和6年度以降も、現状の志願者数を確保するためには、附属中学校出身の進学者の大学進学状況の結果が重要な判断要素となると考えられることから、その意識をもって教育体制を考えていく必要がある。